

令和3年12月10日（金） 場所 委員会室

○出席委員

委員長	遠藤 直弘	委員	藤江 竜三
副委員長	重松 朋宏	〃	稗田美菜子
委員	高原 幸雄	〃	上村 和子
〃	小口 俊明		

○委員外出席者

陳情者	沖田 光男
-----	-------

○出席説明員

市長	永見 理夫	健康づくり担当課長	橋本 和美
副市長	竹内 光博	(兼) 新型コロナウイルス	
教育長	雨宮 和人	ワクチン接種対策調整担当課長	
政策経営部長	宮崎 宏一	生活環境部長	黒澤 重徳
市長室長	吉田 徳史	(兼) 防災安全担当部長	
政策経営課長	簗島 紀章	(兼) 健康福祉部参事	
行政改革担当課長	山本 俊彰		
(兼) 行政管理部情報政策担当課長		教育次長	橋本 祐幸
行政管理部長	藤崎 秀明	教育総務課長	高橋 昇
総務課長	津田 智宏	教育施設担当課長	古川 拓朗
建築営繕課長	近藤 哲郎	(兼) 政策経営部資産活用担当課長	
(兼) 教育委員会事務局新学校給食		(兼) 新学校給食センター	
センター開設準備室整備担当課長		開設準備室調整担当課長	
法務担当課長	妹尾 祥	教育指導支援課長	市川 晃司
(兼) 教育委員会事務局主幹		指導担当課長	川畑 淳子
職員課長	平 康浩	生涯学習課長	井田 隆太
防災安全課長	松平 忠彦	市立学校給食センター所長	土方 勇
市民課長	吉野 勝治	(兼) 新学校給食センター	
		開設準備室事業担当課長	
健康福祉部長	大川 潤一	くにたち中央図書館長	氏原 恵美
地域包括ケア・健康づくり	葛原千恵子		
推進担当部長		選挙管理委員会事務局長	玉江 幸裕

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲

○会議に付した事件等

1. 議 題

- (1) 陳情第15号 国立第二小学校改築工事及び複合施設建設に関する陳情（継続審査分）
- (2) 陳情第16号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書を国会・政府に提出することを求める陳情
- (3) 第70号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- (4) 第71号議案 国立市会計年度任用職員の報酬、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例案
- (5) 第73号議案 国立市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案
- (6) 第72号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- (7) 第77号議案 令和3年度国立市一般会計補正予算（第6号）案
（歳入のうち所管する部分、議会費、総務費、消防費、教育費、公債費、諸支出金）

2. 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

審 査 結 果 一 覧 表

番 号	件 名	審 査 結 果
陳情第15号	国立第二小学校改築工事及び複合施設建設に関する陳情（継続審査分）	3.12.10 継 続 審 査
陳情第16号	再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書を国会・政府に提出することを求める陳情	3.12.10 採 択
第70号議案	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	3.12.10 原 案 可 決
第71号議案	国立市会計年度任用職員の報酬、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例案	3.12.10 原 案 可 決
第73号議案	国立市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案	3.12.10 原 案 可 決
第72号議案	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	3.12.10 原 案 可 決
第77号議案	令和3年度国立市一般会計補正予算（第6号）案 （歳入のうち所管する部分、議会費、総務費、消防費、教育費、公債費、諸支出金）	3.12.10 原 案 可 決

午前10時開議

○【遠藤直弘委員長】 おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開きます。

それでは、議題に入ります。



議題(1) 陳情第15号 国立第二小学校改築工事及び複合施設建設に関する陳情（継続審査分）

○【遠藤直弘委員長】 陳情第15号国立第二小学校改築工事及び複合施設建設に関する陳情（継続審査分）を議題と致します。

11月の閉会中の審査終了以降の本陳情に関する経過を当局より御報告をお願いします。教育施設担当課長。

○【古川教育施設担当課長】 それでは、11月2日の総務文教委員会の継続審査以降の北側の住民の方々との意見交換というか、状況について御報告をさせていただきます。

11月2日に総務文教委員会で継続審査を頂きましたけれども、その後、11月12日にアンケートに関する協議の開催について、再度教育長から打診を頂きました。11月2日以前にもアンケートの協議をしたいということはお伝えをさせていただいていたところではありますが、再度打診をさせていただいたところです。

その後11月15日に、協議の日程調整を住民の方々で開始したという旨の御連絡を頂いております。

その後12月12日、あさってになりますけれども、アンケートの実施、内容についての協議を行いたいという旨の御連絡を頂いたところでもあります。北側の住民の方々との状況については、現在今申し上げたような状況になっております。

事務方としてちょっと補足になりますけれども、11月25日に実際に二小の子供たちがどのような登校をしているかというような状況の調査をさせていただきました。それから、あさってのアンケートの協議に先立ちまして、12月3日に、そのアンケートのたたき台になりますけれども、こちらを陳情者の方々にメールでお送りさせていただいたと、現在までそのような状況になっております。御報告は以上になります。

○【遠藤直弘委員長】 報告が終わりました。当局に対して質疑を承ります。重松委員。

○【重松朋宏委員】 今の報告の中で、生徒の登校の状況を確認したということだったんですけども、どんな状況だったのか、簡潔に説明いただけますか。

○【古川教育施設担当課長】 ごくごく簡単に御説明させていただきますと、3か所に職員が立ちまして、二小に南側の門、それから東側の門、西側の門、3か所、門がありますけれども、子供たちがこの門を使っているかと、簡単に申しますとそのような調査をさせていただきました。

結果を概略だけ簡単に御説明すると、南側の門は249名、西側の門が137名、それから北側の門は27名。使っている状況としては、そのような状況になっております。（「北」と呼ぶ者あり）東側の門はごめんなさい、27名です。申し訳ないです。そのような形で調査の結果を得ております。以上です。

○【重松朋宏委員】 その調査の結果からすると、もし北に門が開いた場合に、どれぐらいの生徒が利用することになるだろうとか、そういう予測ですとか想定というのはされていますか。

○【古川教育施設担当課長】 内容の分析は、これから整理をしなきゃいけないと思っておりますけれども、東側の門を使っている子供が27名ということでしたので、仮に北と南の2か所ということであれば、その子供たちが北に流れる可能性はあるのかなというふうに思っております。

それから西側の門のうち、北から来ている子供と西側の方面から来ている子と2種類大別できるかと思っていますけれども、その中で言うと、北から来ている子供は33名というふうにカウントしていますので、そうしていくと先ほど申し上げた東側の門の27名と合わせると、60名程度が北側の門を使う可能性があるんじゃないかというふうに推察されるかなというふうに思っています。ただ、分析はこれからでしょうかと思っています。今はそんな状況です。

○【重松朋宏委員】 それで協議の状況なんですけれども、現時点ではアンケートのたたき台ができて、それを基に今後住民と協議をすると。アンケートはいつ頃どのような形で実施する見込みなのか、その点だけ最後に1点伺います。

○【古川教育施設担当課長】 北側の皆様とお話をした結果、アンケートを実施するということになります。そのお話がどれぐらいかかるかということにもよってくると思いますけれども、早い段階でやっていきたいというふうに思っております。仮に12日の協議の中で大体内容がまとまれば、2学期のうちにアンケートを実施していきたいなというふうには考えておりますけれども、今度冬休みに入りますので、少し延びてしまうと今度は年明け以降というような形になるかなというふうに思います。以上です。

○【上村和子委員】 継続、9月に続いてですが、委員長は質疑できないけれども、やっぱり委員長が学校に、学校というのは近隣の住民から愛されるところが重要だろうということで、近隣住民の十分な理解とか合意なくして建物を造っていいのだろうかということで、言っておられることは私もそのとおりだというふうに思っております。

そういう意味で、総務文教委員会としてもぜひまずは住民との信頼関係の回復をして、そこから住民と一緒に新しい学校づくりというものをスタートしてほしいという願いを込めて、継続をしているというふうに私は解しているんですけれども、そういう意味でここまで進んできまして、経過は分かりました。

お聞きしたいのは担当課長ではなくて、やはり教育長とかリーダーの市長がどこまで状況を把握されているかどうか分かりませんが、この間の経過の中で、教育長とか市長はどういう形で報告を聞いて、どういうふうな意識を持って、課長さんたちに伝えているかということについてはいかがでしょうか。ちょっと確認したいなと思うのですけど。

○【雨宮教育長】 これは何回も私、お話をさせていただいていると思いますけれども、今、委員がおっしゃったように、学校というのはこれからずっとあり続けるわけです。そういうことからすると、近隣の皆様と対立する関係というのは望ましくないだろうというふうに考えております。

そのことをもって、私のほうから次長ですとか課長にもその旨お話をする中で、最大限どこまで私どもは皆様と合意形成ができるかというようなことを目指してやっていこうということはお話しております。ですから、今回の例えばアンケートに関しても、私どもはこういうふうに考えますけれども、住民の皆様もこういうふうに考えるという主張があると思いますので、そういうところの合意形成をする中で、アンケートをしていきたいということで、今回その素案を送らせていただいているということでございます。

ですから、それは対立する関係を私どもは望んでいるわけではございませんので、しっかり合意形成をしてまいりたいというのが基本姿勢でございます。以上でございます。

○【永見市長】 この件は閉会中の継続審査のときに問われまして、私、お答えをしております。まさに今教育長が言ったとおりですけれども、私の立場からすれば、学校というのは近隣の方々の理解、

協力、そしてそういう関係性の中で、学校が長い期間運営を安定してできる、そういうものでございますので、十分な理解、共感を得てできるよう努力してほしいということを一貫して教育委員会のほうにはお願いをしていると、こういう立場でございます。

○【上村和子委員】 そういう意味では、市長と教育長も同じ気持ちであるということを確認しました。それで継続の時間がだんだん長くなってきているんですが、これはしっかりそれだけ時間がかかるし、やればやるほど新しい問題に気づくというのは当たり前だなと思います。本当はそれぞれ時間をかけるべきだったろうなと思いますけど、そこでやっぱり今窓口が、議会に向けて説明をしているのが課長なものですから、実際、住民の方たちの窓口も具体的に課長中心で行われていると思うのですが、それは一般的には問題ではないです。課長が一番分かっていますし、実務の責任者ですからいいことなんですけど、この件の私が考えるのはもしかしたら違っているかもしれないので確認したいのですが、その場合には、例えば住民の方々と実際お会いして、この間会って話したりとか窓口で対応したりとかいうときに、もうそろそろシフトを課長から窓口を教育次長とか、そういうふうにしフトチェンジを図ったほうがいいんじゃないかなとも思っているんです。そこら辺は今どうなっていますか。

○【橋本教育次長】 この間も必要に応じて教育長のほうからメールのやり取りを送らせていただいたり、また、事務的な日程調査なんかは課長が行ったりと、それは教育委員会の中でもしっかりと役割分担をしながらやっているつもりであります。私自身もこの問題については、しっかりと教育長の指示を受けながら、先頭に立ってやっていきたいというふうに思っております。そういうつもりの中で、対応は今後もしていきたいというふうに考えているところでございます。

○【上村和子委員】 ということは、私は教育長はトップだから、トップが窓口になるということは、いろんなことで決断する人だから、次長が一番適任かと思ったけど、いや、この件は教育長自らが陣頭のトップの窓口となってやっている案件だと思っていいですか。

○【雨宮教育長】 これはケース・バイ・ケースだというふうに思うんです。今、次長が申し上げたとおり、事務的な内容は大変申し訳ないですが、やっぱり私のレベルではないだろうなというふうに思います。例えば日程調整をすとかそういうことですかね。じゃなくてそういう核心に触れる部分については、私もさせていただいている部分でございますし、あるいはおっしゃったように、課長ではなくて次長が対応の窓口に当たるということは可能だというふうに思っていますので、その辺はちょっと御意見を頂く中で、我々事務局のほうで整理をさせていただければなというふうに思います。以上でございます。

○【上村和子委員】 この住民、私、今までずっと住民とかいろいろ関わったときに、誰が窓口で、どういうふうに話の流れが行くのかということはずごくなんか大事だったりするもので、やっぱり責任者は誰なのかということを確認したかったんです。実務担当ではなくてこの件の責任者は誰なのかということで、そういう意味では、実態としては教育長自らがやはりこの件は重大と思って、御自分がやっぱり窓口のつもりでやっておられるというふうに説明を聞くとそう受け止められるんだけど、それはいいことなんですよ、いいことだと思います。それだけ大事に思っていることだからというふうに捉えてもいいですかということをちょっと確認したかっただけなんです。

○【雨宮教育長】 そのように認識していただいて結構でございます。

○【上村和子委員】 では、教育長案件ということで、これはすごく重く受け止めながら教育委員会はやっているということが分かりました。慎重であるということが分かりました。

その上で最後の質疑ですが、私は今回ジャッジはもちろん議員が決めるのですけれども、重要なのは、当局と住民の信頼関係です。そういう意味で、もう少し時間をかけて住民の方々と一緒に考えていきたいというふうな意思を持っているかいけないかというところを、ジャッジするときにすごく重要ですので、その意思をちょっとお聞かせ願いたいんですけれども。

○【橋本教育次長】 この間も議会の中で、その趣旨の質疑は頂いた中で我々としては、これ、繰り返しになるかもしれませんが、しっかりと住民の皆様との合意形成、これは図っていききたい、そういうつもりではいます。ですから、ある程度時間もかかる可能性というのもありながら、一方では、どこまでかけたほうがいいのかというふうな、その時間というよりはやはり内容をしっかりと住民の方々と関係性を持ちながら詰めていく、そういうところを念頭に置きながら対応していききたいなと思っております。

○【上村和子委員】 すみません、それは両方分かるんです。工期もあるし、ある程度タイムリミットもあるとか、遅れていくということも分かりますけれども、今回に関して、次長がおっしゃったのは、アンケートの結果も今から何か話をされるということですから、もう少し時間をかけていきたいという意思表示だということでしょうか。

○【橋本教育次長】 しっかりと対応していききたいという中で、その時間がかかるという部分はあろうかと思います。ですけど、ここはやはり我々も一方では、時間がかかるというのはこれはやむを得ないところかもしれませんが、そうならないような工夫も我々がこれ、汗をかきながら、皆様と話をどういうふうに進めていくかということも必要だと思っていますので、すみません、そういう意味合いとしては、時間軸というものもしっかり意識しながら、我々が汗をかいてやっていきたいというふうなことは思っているところでございます。

○【藤江竜三委員】 それでは、幾つか質疑します。私は今さくら通り沿いに住んでいて、人が結構、家の前をばんばん通って、車もばんばん通るようなところに住んでいるんで、結構人が通ることもそんなに気にしないほうですし、また、実家が中学校のすぐ北にあって、中学生がわんさか家の前を通っていくというような環境でも育ったので、家の前を結構子供が通ったりするというのは、むしろいいもんだなと思うぐらいだったんで、こういった陳情が出たことにむしろかえって驚いたといった面があります。こういうふうに、確かに嫌がる方というのもいらっしゃるんだなというふうに気づかされました。

今回、調査をしていただいたということで、60名ぐらいの方が、北側を通るかもしれないというふうになっています。それでそういった事実も含めて、私はやっぱり住民一人一人の方にしっかり説明していく必要があるのかなとも思っています。

それでなんですけども、この間住民一人一人、一世帯一世帯に、教育長、教育次長の方が出向いて説明するというようなことは、やってきたのかということをちょっと確認したいと思います。前回の資料の中でも、またちょっと雑談をする中でも、やっぱり教育長とか教育次長、そういう方が来て説明することはこれまでなかったんだよというようなお話をそういうまたニュアンスがあったかと思うんで、その辺りはどうだったのかということをお伺いしてください。

○【橋本教育次長】 この間、なかなかその個別の説明というのができておりませんでした。アンケートの協議を皆様と、というふうな中で我々としても対応してきたというふうな経過でございます。ただ、質疑委員さんおっしゃるとおり、住民の皆様にもやはりある程度人数を、日程調整というのはかなり大変な部分というのもこれはしっかり我々も認識しているところですので、先ほども他の委員

さんから質疑があったように、我々がしっかりと個別に説明に行くとかということも、今後住民の皆さんと相談しながら、しっかりと対応はしていきたいなというふうに考えているところでございます。

○【藤江竜三委員】 これからやっていくということで、これまではちょっとできていなかったのかなというふうに思います。ぜひそういった住民と一人一人、コミュニケーションの中で御理解を頂くという努力をしてほしいと思います。

また、アンケートなんですけど、僕はもう結構近隣の住民だけじゃなくて全体のことを考えると、二小を利用している生徒さんのことを考えると、やっぱりできるだけ早く、もし地震が来てしまったら、今小学校の耐用年数、それが切れるかもしれないから建て替えるというふうに工事をしているわけですから、できるだけ早く安全な校舎を造って、また、よりよい環境になるような校舎を造っていただきたいというふうに思っています。

だから、僕は今回できれば採決をして、白黒ははっきりさせたいなというふうに思っていたんですけども、実際まだ協議が残っている、また住民との理解を得なくちゃいけないというふうにも私も思います。したがって、このアンケートについてなんですけど、できるだけ早く取って行って、ちゃんとお尻を決めてやらなきゃ、これが出ないまま判断するというふうになってしまうかと思うんです。これは本当に12月中にできそうな雰囲気はあるのかとか、その辺の準備はできそうなのかというのはどうなっているんでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 先ほど申し上げましたとおり、第一段階のモットーとしては、12月中にできればいいなというふうには考えておりますけれども、お話の内容によってはそこが難しくなることもあるかと思っています。

ただ、事務方としてはあさってお話をして、その後すぐにアンケートをまけるような、そういった準備は整えておりますので、協議の内容というところによってしまうんですけれども、事務的な手続、返送の仕方とか送付をどうするという点に関しては詰めておりますので、まとめ次第すぐできるような状況にはなっております。以上です。

○【稗田美菜子委員】 それでは、御質疑させていただきます。11月のたしか2日に委員会で継続審査だったと思うんですけれども、その後の動きについては、担当の方から御説明をさせていただいて、基本的にはアンケートについての協議だったとか、アンケートを実施していくかどうかということについて1か月間やってきたと思うんですが、それ以外のやり取りというのは行ってきたのかどうか伺いたします。

○【古川教育施設担当課長】 11月2日の継続審査から今日までの間で、アンケート以外のことについて特段協議等をしている状況はございません。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。では、登校状況の確認というのを市の職員さんが3名体制でされたとありましたけれども、それは何回されたのかということと、いつの段階でされてたのかということをお伺いします。

○【古川教育施設担当課長】 回数としては1日になります。具体的に11月25日の朝8時前ですかね、から8時半頃にかけて行いました。

○【稗田美菜子委員】 ごめんなさい、11月の何日とおっしゃいましたか。

○【古川教育施設担当課長】 11月25日になります。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。1回だけ、11月25日ですね。例えばそういうことをしましたとかそういう取組をしましたとか、こういう結果でしたという御報告を陳情者の方とか地域の方とか

にされたのかどうかお伺いいたします。

○【古川教育施設担当課長】 調査をしたということをほかに御説明させていただいたのは今日が初めてになっております。ですので、陳情者の方々ですとか住民の方々、児童の保護者に説明したという、今まで経過がございません。

○【稗田美菜子委員】 すみません、最後聞き取れなかったんですけど、保護者の方とかに説明をした経過もなかったんですか。（発言する者あり）分かりました。

他の委員もお話ししてましたけども、そういうこと一つ一つが多分密に連絡を取ったりだとか、こういう動きをしているというのが見えてくるのが大切な1つのプロセスだと思うんです。特に、これからしっかり地域の方と合意形成をしていこうという話を教育次長も教育長もされておりましたし、進めていく中で、お互いに何をやっているのか、何を進めていこうとしているのかというのが見えてくるということは非常に重要なことだと思うので、これから先の12月12日に、アンケートの調整というのを進めていくというようなお話を伺っておりますが、それ以外の部分でもしっかり見えるような形を、特にこの陳情者の方たちには進めていっていただきたいと思っているんですが、そういうことが可能なかどうかお伺いいたします。

○【古川教育施設担当課長】 アンケートとか協議の主題に限らず、できる限り今やっている作業と言うんでしょうか、そういったものを御報告をするようなことを努めていきたいと思います。以上です。

○【小口俊明委員】 今、稗田委員が御指摘された情報をしっかりと共有していくということは非常に大事なので、よろしくお願いしたいと思います。

その上で今御答弁の中で、アンケートの件であります。これはいわゆる当局のほうで案を持っていて、それを陳情者と12日の日に協議をすると。それで合意が取れればすぐにも動ける、そういう理解でよろしいですね。

○【古川教育施設担当課長】 御質疑のとおりでございます。

○【小口俊明委員】 このアンケートを実施する対象について伺いますけれども、どの範囲で、どういう形で、お一人お一人お渡しするのか、あるいはどういう形で配布をし、集計をしていこうとしているのか、回収をした上で集計をしていこうとしているのか、その具体的なやり方について伺います。

○【古川教育施設担当課長】 まずアンケートの対象についても協議をする、内容の一部だというふうに思っております。たたき台としましては、まずその学校を使っている児童生徒の保護者、これをまずたたき台としてお示しさせていただいております、その他住民の方々、どのようにやっていくかというのは協議をしながら、この中を定めていきたいなというふうに考えております。以上です。

○【小口俊明委員】 対象はそういう範疇で、これも協議の一部ということです。その上でアンケートのお渡しの仕方、また回収の仕方、また集計の仕方というところ、それも協議の中ということでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】 配布ですとか回答の仕方、こちら事務手続上の可能な部分ですとか予算の関係もございまして、情報としてお伝えをさせていただきたいと思っておりますけれども、できる範囲の中でやっていきたいというふうに考えているところです。以上です。

○【高原幸雄委員】 先ほど他の委員から、市長と教育長の基本的な考え方が答弁されました、質疑に対してね。この間の経過は先ほど担当の課長のほうから何点か報告あったんですけど、実際に北側の住民の皆さん、陳情者の皆さんと直接会って、この12日のアンケートは、これについての協議を行

うというのはこれは大事なことです。それはそれでいいと思うんですけど、協議をしてきたという経過というのはあるんですか。何かこれ、メールで発信したとか回答したとかということだけが日程に出ているんですけど、直接北側の住民の皆さんとの協議というのは、この間どのぐらいされているんですかね。

○【古川教育施設担当課長】 11月2日の継続審査後について、お会いして協議をしているというようなものはございません。ただ、それ以前に、10月3日だったと思いますけれども、陳情を出されている方々を中心に、第二小学校で教育長と、それから教育次長、私のほうでお話をさせていただいております。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 よろしいでしょうか。

全ての方の質疑が終わりましたので、質疑を打ち切ります。小口委員。

○【小口俊明委員】 この間、今やり取りがありました。そうした中で、陳情者のお考えと当局の検討、これがいまだ途上である、このように考えられます。さらに継続をと発言を致します。

○【遠藤直弘委員長】 ただいま陳情第15号につきまして、継続審査を求める申出があります。

ここで継続審査についてお諮りいたします。

本陳情を継続審査とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員。よって、本陳情は継続審査とすることに決しました。

ここで議事の進行上、暫時休憩と致します。

午前10時30分休憩



午前10時31分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。



議題(2) 陳情第16号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書を国会・政府に提出することを求める陳情

○【遠藤直弘委員長】 陳情第16号再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書を国会・政府に提出することを求める陳情を議題と致します。

陳情者から趣旨説明とお手元にございますとおり資料配付をしたいとの申出がございますが、これを受けることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いいたします。趣旨説明は簡潔をお願いいたします。

○【沖田光男陳情者】 私は国民救援会の沖田光男と申します。

この陳情の趣旨でございすけども、陳情の趣旨は、いわゆるその冤罪ということで、無実の人の最後の救済手段、これが再審なんですけども、この再審法という名目の法律はありませんけども、刑事訴訟法の再審に関する規定のことを指しています。

現行の刑訴法の規定は、日本国憲法39条を受けて、不利益再審の規定を削除しただけで、大正時代の旧刑訴法のままです。現行の刑訴法で再審に関する規定は僅か19か条にすぎません。435条から453条までの19か条となっています。

この再審に対する規定は、刑訴法中の最低限度の条文以外、審理の方法や証拠の取扱いなど、重要

な規定がないに等しい状況です。例えば刑訴法445条には、事実の取調べができるとあるだけで、具体的にどのような手続を進めるのか、全く規定はありません。そのために過去、裁判所の裁量に大きく左右され、公正さに欠ける恣意的な裁判が絶えません。憲法89条には、裁判は公開が原則というふうに定めていますけども、再審の可否は決定で出されます。だから、刑訴法43条の「決定又は命令は、口頭弁論に基いてこれをするを要しない」とする、こういう規定が根拠に再審請求審のほとんどが非公開とされています。

ただし、条文には公開してはならないなんていうことは書いていません。例えば日産サニー事件、福島地裁でいわき支部というところでは事実調べを公開の法廷で行いました。国民による裁判の監視、検証、これが不可能な中で、無実を訴える多くの声が当然享受すべき審理を尽くさないままに葬り去られているのが現状です。こうした現状を見ますと、この再審法改正が、今大きく必要だということがお分かりいただけるかと思います。

この再審法の改正が必要なのは、先ほど申しましたように冤罪、これは事件当事者、家族の人たちの大切な人生を奪い、暮らしを破壊しています。こうした冤罪は、国家による人権侵害です。冤罪はあってはならないと誰もが認めることですが、認めることでありながら後を絶ちません。

こうした趣旨で私たちはこの陳情をしました。いわゆる何十年とかけて、無実の決定的な証拠を手にしても、再審開始決定が出されても、検察が即時抗告など、不服申立てをすることができます。これによって再審が取り消され、長引いたりするケースが多数あります。再審制度自体を有名無実化するものとなっています。こうしたいたずらに検察官の上訴が行われるような、法的な制限を加えることが必要です。

ドイツでは、検察官の不服申立ては禁止となっています。これは1964年にもそうになっているわけです。現行法では、再審の手続についての法規制がほとんどありません。先ほど申しましたように、検察官によって、再審請求での弁護士との進行協議にも応じず、証拠調べもないまま、いきなり再審請求を棄却するような実態も見られます。再審の手続を整備して、しっかりとしたルールづくりをつくることを強く求めるものであります。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 それでは、質疑させていただきます。諸外国において、例えばアメリカとか中国とかフランスとか、そういういろんな国があると思うんですけども、そういった国において、この再審に準ずるような制度の中で、証拠開示ということが行われているかということは、調べていたりしますでしょうか。

○【沖田光男陳情者】 特に調べていません。

○【上村和子委員】 陳情、ありがとうございました。狭山事件、石川一雄さん、それから袴田巖さん、ドキュメンタリー映画にもなり、映画もでき、テレビでも放映され、それで冤罪事件のこの悲惨さというものがだんだん見えてきて、周知されてきたというふうに思っております。決してあってはいけない冤罪がやっぱり現実起きてしまっていると。そういう中で死刑を宣告された人たちがいると。そういう中で、獄中に何十年も入って精神を病んでいってしまうという、その状況が袴田さんなどを通して、こう見えてまいりました。

私たちも国立で、「獄友」という映画の上映会をやり、亡くなった佐藤前市長が駆けつけてくれました。そして、国家による冤罪というのは絶対あってはいけないのだと、人権を守る市長として言いたいということを言うていただきました。そして、石川御夫婦に対して労をねぎらっておられました。

そういう意味で、この陳情者の皆さんが、陳情者の方々が実際様々な救援活動をしていて見えてきたその冤罪の恐ろしさとか、その被害者の方の訴えとかいうものについてももう少し具体的に、その冤罪、自分がやっていないのにやったと、こう言われ続けていて、しかし、それが通じていかない。やっていない証拠も持っているに違いないのに、証拠も出してこないという、そういうやり取りが密室で行われているようなイメージが私にはあるのですが、現実にはそういう当事者の方々の訴えもお聞きになられていると思うのですけれども、そういう声を少し具体的に知っているところをお話ししていただけますでしょうか。

○【沖田光男陳情者】 私もいわゆる冤罪というものを体験したことはあるんですけども、痴漢冤罪という冤罪だったんですが、それでこの痴漢冤罪で合計13年かかったんです、この終わるまでに。要するに三審制ですから地裁、高裁、最高裁と行くわけですが、私は最高裁に2回行ったんです。それで最終的には私に、私自身は裁判所はそういう犯罪はなかったということを認めたわけですけども、いわゆるその取調べというのがありまして、取調べの過程で検察は全ての証拠を握っています。これは国家権力ですから、あらゆる証拠を集めることができるわけです。それらを集めた証拠、自分たちの有利な証拠は見せるけども、不利な証拠は隠し続けます。そして私の場合でも、多くの証拠は不利な、私に有利な証拠は隠されていたわけです。そのために13年もかかったという事実があるんです。

だから、袴田さんとか、こういう袴田死刑囚ですね、この人はね。体験した人たちはもう耐え切れないんです。長い時間。取調べも長時間、それに耐えられなくて自白をする。自白をすると楽になるんです。その解放されますから、早く楽になりたい、この一心で自白をせざるを得なくなるというのが実態なんです。だから、こういう取調べの可視化、これも非常に重要なことです。

そして、検察があらゆる証拠をやっぱり出してくれればいいんですけども、それを出さないと。だから、国家権力はそれをできますから、お金が、税金で何でもできるわけです。ところが、弁護士さんたちはそういうことはできないんです、そういう力がありませんから。だからその差です。それが大きな差だと思うんです。そういう体験をみんなして自白をするという、うその自白をするという、楽になりたいがために、そういうことがあるというふうに思います。

その点でどうしても証拠を開示するということが非常に大事だというふうに思います。そして、公開の法廷でちゃんとした審理がされる、それが必要だというふうに思うわけです。以上です。

○【重松朋宏委員】 何点か伺いたいと思います。資料を何点か本日頂きまして、その中に、それを見れば分かると思うんですけども、再審の結果、無罪となった完全な冤罪の事件、具体的にはどんな事件があるのかということと、特にその過程でこの陳情事項に挙げたような検察、警察が証拠隠しをしたとか、再審請求に対する不服申立ての乱発というものが、こういう事件であったというものの、もし御存じでしたら伺いたいと思います。

○【沖田光男陳情者】 例えば氷見事件というのがあるんですけども、氷見事件というのは真犯人が出てきたんです。だからこれは明白な証拠なんです。それによって無罪になったという事件があります。

袴田事件というのは、DNA鑑定が本人のものと違うんです。そのことが分かったんですけども、しかし、なぜかそれは古いものだということで、却下されてしまうということで、なかなか公判が開かれない、いまだに開かれないという現状があります。

だから、これはさっきも言いましたように、検察官が異議申立てをできるから、異議申立てをしないと、公判の開く前に決定が出てそれが却下されてしまう。だから次の公判に入っていけないと。

だから日本では、こういうことができるので、異議申立てを禁止することが大事だということで、私どもはそれを提案しているんです。

開かれた公判の中で検察官は述べればいいんですよ、いろんなことを。そういう機会があるのに、その前で異議申立てをやって却下してしまうと、却下されてしまうということがあるために長引いているというふうに思います。

○【重松朋宏委員】 裁判の俎上にのせないというのは、確かに不当だと思うんですけども、頂いた資料の中に、名張毒ぶどう酒事件のこのカラーのチラシを見ますと、再審開始決定が出されたのに取り消されたと、医療刑務所で無念の獄死を遂げたというふうにあるんです。再審開始が決定されたのに裁判の途中で裁判の判決を出させないで、それが取り消されるというのは、これどういうことなんだろうと単純に、素直に、率直に思うんですけども、これどういうことなのでしょう。

○【沖田光男陳情者】 やはりこれも検察が、証拠には有罪証拠と無罪証拠とあるんですけども、その自分に有利な、検察官にとって有利な有罪証拠は出すけども、不利な無罪証拠は一切出さないということで、裁判所もそういう証拠を全部見て、審理はできないという状況があります。そのために何回も却下されてしまうという実態があるというふうに聞いています。以上です。

○【重松朋宏委員】 その証拠隠しがあるというのは具体的にどんな事例で、ずっと無罪方向の証拠を公判に提出しないで隠し続けたというような事例、もし御存じだったら教えていただきたいということと、これって被告が求めても出さない、あるいは裁判長がこういう証拠を提出しなさいと言っても出さないということなんですか。

○【沖田光男陳情者】 被告が求めて出てくる証拠もありますけども、そうでない証拠もあるということで、全ての証拠を出して、出さないという、そういう矛盾があります。だから、裁判が公開の法廷で堂々とやられていない。つまり非公開でできるんです、この再審は。非公開のために監視されないというか、そういうことが1つあると思うんです。だから、証拠を握り潰すという実態がなかなか改善されてないというのが実態だと思います。以上です。

○【重松朋宏委員】 再審が非公開だということを私も不肖ながら今初めて知りました。そもそもどんな証拠を警察や検察が持っているのかということも恐らく分からないので、警察、検察に有利な、検察にとって有利な証拠しか出てこない、それ以外のものについては、何を持っているのかも分からないということだと思うんですけども、これ、陳情は再審規定についての陳情です。そもそもその前の原審の裁判の過程で、もちろん取調べを可視化することともそうですけども、その前の裁判で検察が証拠隠ししていなければ、再審請求をするまでもなく冤罪が発生しにくい、無罪判決が下るということもあるんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○【遠藤直弘委員長】 もう一度ちょっと質疑していただけますか。

○【重松朋宏委員】 陳情は再審法、再審についての陳情であるんですけども、再審そのものよりもそもそも裁判の過程で、警察、検察の証拠隠しというのがされていること自体が不当なんじゃないかなというふうに率直に思うんですけども、その考えについてはいかがでしょうか。

○【沖田光男陳情者】 そのとおりだと思います。

○【重松朋宏委員】 最後に趣旨文に、あるいは頂いた資料の中に3つポイントがありまして、3つ目のポイントが、再審手続の整備、ルールをつくることということはあるんですけども、これは陳情事項には入っていないんですけども、入れておかなくてよいのかなということと、あるいは陳情の趣旨の中に明記されているので、これでよいのか。もしこの場で採択された場合は、意見書を出さ

ないといけないので、この3項目めの再審のルールづくりについて、陳情者のお考えを伺いたいと思います。

○【沖田光男陳情者】 その3点目も必要でございます。

○【稗田美菜子委員】 趣旨説明ありがとうございました。今のところをちょっともう一度確認したいんですけども、今日頂いたこの資料の中には、再審のための全ての証拠を開示せよと。これはこの陳情事項の多分1番目と同じものだと思います。

2番目の検察官の不服申立てを禁止せよ。これもこの陳情書の中の第2番目と一緒に、この3番目の再審手続を整備しようということが、この陳情書の中には明記されていないんですが、制度としては必要だということは分かりましたけれども、国立市議会としてそういうものを意見書として出していきたいというような、「提出を求めます」というふうに書いてあるんですが、この3点目も併せて出していったほうがいいのかというふうにお考えなのか、それはこの最低でもこの2点だけでいいというふうにお考えなのか、確認をしたくてお伺いいたします。

○【沖田光男陳情者】 3点目もお願いします。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ陳情者に対する質疑を打ち切ります。

ここで休憩に入ります。

午前10時55分休憩



午前11時9分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

それでは、当局に対しての質疑を承ります。上村委員。

○【上村和子委員】 当局に聞くというのも確かに裁判のことだから難しいと思うんですけど、私は今回考えたんですけども、基本的に死刑制度があるという以上は絶対冤罪はあっちゃいけない、絶対あっちゃいけないと思うんです。しかし、そういうふうに司法がなっていないんじゃないかという、今回陳情だと思うんですけども、そこまで至る重大な、その冤罪じゃなくても、ちまたには冤罪、いわゆるぬれぎぬということですかね。そういう被害者は結構たくさんいるんですけども、そういう人たちの救済の仕組み、裁判だけではなくて、その救済の仕組みとか相談の仕組みとか、そういったものが抜け落ちているなというふうに思ったんです。

例えば、刑期を終えた人が地域に出てきたときの支援の仕組みは法的にもあると。それから、犯罪被害者に対しての救済の仕組みもあると。そういう中で、この冤罪被害者に対しての人権上の救済の仕組みというのは、すぽっと抜け落ちて、ないなというふうに思うんですね。たとえそれは冤罪が晴れたにしろ、先ほどの陳情者も13年かかって、人生が一転したと思いますね。無実が晴らせても、じゃあ自分の人生を戻れるかといったら戻れないという状況もあるかと思います。

そういう人たちが陥ったとき、そういった問題を救済する仕組みというのは、司法任せでは駄目なんじゃないかなというふうに思うんです。そういったことを今回考えました。

このことについて、国立市としてというか、もしかしたら国に上げて考えなきゃいけないことなのかもしれませんけれども、どのようにお考えでしょうかね。これは市長にとか副市長とか、やっぱりトップレベルに聞いたほうがいいのかと思うんですが、どうでしょうか。

○【永見市長】 まず冤罪があつてはならないという、これは基本的なスタンスは全員が共有できる、社会全体で共有できることだろうと思います。ただし、人間が裁判やるわけですから、冤罪の可能性は常にあるとするならば、それを公正公平に扱ってもらえるというか、扱われる制度がどうあるべきかということは不断にこれは研究していかなきゃいけない。とりわけこれは国の責任においてやるべき案件だろうと思います。

そういう立場に立った上で、今の委員の御質疑で、委員の御質疑は2通りあったような気がしたんです。1つは、自分は冤罪じゃないかと思っているんだけど、なかなか救済がされないと。そういう申立てとといいますか、その支援を求めるような何らかの事前の窓口と、それからもう1つは、冤罪が晴れたんだけど、社会的に復帰をして、社会で更生——更生じゃないですね、この場合は無罪ですから——の方が、社会生活を円滑に送ってくれるような支援をするシステムをどうすべきなのかという、この2つだろうと思いますね。

それで、地方の市町村の行政のレベルにおきましては、冤罪であるかどうかとか、その法律的なことを専門に扱う機関を国立市で設けるとするのは非常に難しいと思いますから、これはやはりどういふところがそういうことは扱ってもらえるかというようなことを、やはり紹介をしたり、あるいはお知らせをしていくという機能は、果たしていくことができるのではないかと思います。

それからもう1つ、冤罪が晴れて無罪になったときには、浦島太郎になっていたということは十分あり得るわけで、これは福祉制度、総力を挙げてやはり可能な支援、これは再犯防止と同様のことになるわけですから、しかも、やっと例えばあいつは犯罪者だ、殺人者だということが法律的に消えたとしても、その失われた例えば15年とか20年とかもっと長い期間あるでしょうけれども、が解消されるわけではありませんので、それはどういうケースかは様々あるかと思いますが、基本的には国が適正にやるべき事務だと思います。

ただし、地域社会の中で暮らしていく一個人が、非常に重たい状況に置かれているとするならば、そのことを既存の福祉制度、その他教育制度を使って救済していくと、あるいは支援をしていくということは、これは市町村の仕事だと思います。

ですから、現実はまだそういうケースに当たったことはありませんけれども、そういうケースが現実に国立市の地域社会の中に起きれば、それはどういうことが可能か、個別で背負っているものが皆さん違いますから、個別の支援の形というのを考えていくのが妥当ではないかなと、今はそう思っております。

○【重松朋宏委員】 私からも市長にお聞きしたいんですけど、今、上村委員は冤罪のことについて、国立市行政としての人権問題としての見解を質疑されましたけれども、そもそもその裁判を受ける権利が再審の過程において阻害されているというものは、これは私は人権問題じゃないかなと思うんです。ちょうど国立市、人権月間をやっている時期だからこそ非常に時宜を得た陳情だなと思うんですけど、裁判を受ける権利を国立市民にきちんと保障していくことというのは、三権分立で司法の問題だということではなくて、やはり国立市行政の人権課題でもあるんじゃないかなと思うんです。それは再審だけではなく、今は法テラスであったり、裁判の手續なんかについても啓発したりしているように、やはり裁判を受ける権利の保障というのを、国立市行政として国立市民にしっかり保障していくということの必要があるんじゃないかなと思うんですけど、その点について1点伺いたい。

○【永見市長】 今御質疑を聞いてまして、若干分りにくいところがありました。裁判を受ける権

利を国立市政として保障していくことが必要ではないか。裁判を受ける権利を国立市政が市行政として保障していくということは、これはできない。これは制度論としても国の事務であるし、その改善、公正な手続があつてほしいんだという、そして冤罪を生まない、あるいは冤罪があつたとするならば、速やかにそれが是正をされていく、そういう制度であつてほしいということを訴えていくという、そのことは市としてできる範疇だろうと。ただし、裁判を受ける権利を市が保障していくということは、これは制度論的にはなかなか難しいと、このように考えています。

○【重松朋宏委員】 私の質疑の趣旨は、市が保障していくということではなくて、裁判を受ける権利の保障をすることも、人権課題なんじゃないかと。人権週間ということで、結構いろんな幾つかのしょうがいしゃの人権だったり高齢者の人権だったり犯罪被害者の人権だったり、ちょっと縦割りな感じでありますけれども、分類されて、東京都も国立市も啓発活動を中心にされていますけれども、その中にやはり裁判を受ける権利についても人権課題として挙げてほしいんじゃないかなというふうに思ったので、これを1つ、国立市として考えていただきたいということでの質疑です。

○【永見市長】 非常に取扱い方が難しいわけで、係争中の案件について、裁判で再審が認められて例えば係争中である。だけでも冤罪というふうに認められるかどうかは仮に分からない案件があつたとして、それを市が例えば冤罪だからというような形で取り扱うというのはなかなか難しいだろうと思います。

そうではなくて、人権の問題として取り扱うときには、冤罪があつたという事実があつて、それが一定程度その自由が、冤罪が晴らされるまでに、あるいは冤罪が構成されるまでにどういうプロセスがあつて、そこに市民とか国民の権利を侵害する構造があつたとするならば、そのことは是正すべきでしょうという、確定した事案に対してそういうことが現にあるならば、これは明らかに人権侵害の課題であるから、人権問題として国立市もテーマとして取り扱うことは可能であろうと、そういうふうに考えております。

ですから、追っていき方が、プロセスのところを今扱うというのはできないけれども、結果出ている、例えばこれで言うと、頂いた資料で言うとあれですけども、国立の市民の方でそういう方がいらっしゃるればそういう方を当事者として、企画を練るということもできるでしょうし、そうじゃなくても例えば桜井さんとかこの杉山さんの事件なんかも、これは無罪が認められたわけですけども、そのプロセスの問題なんかがどうであつたのかということを取り上げて人権問題として、1つの課題として、みんなで考えていくということは可能な取扱方かなと思っています。

○【重松朋宏委員】 私は冤罪かどうかというのはもう司法が判断することなので、冤罪と確定した人に対する救済であつたり、人権保障であつたり、冤罪が起きているということについての人権課題として取り上げるというのは、ちょっとまた別で、再審請求も含めて裁判を受ける権利が、制度が、ルールが十分でないために、それが阻害されているんじゃないかという陳情なので、このこと自体が人権課題なんじゃないかということでの提起。ちょっと擦れ違っているところがありますので、強く答弁は求めませんけれども、そのことを市長も考えていただきたいなということです。

○【遠藤直弘委員長】 質疑はいいですか。

○【重松朋宏委員】 答弁がなければ。

○【遠藤直弘委員長】 うなずきでいいですね。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ当局に対しての質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。上村委員。

○【上村和子委員】 本陳情、採択の立場で討論をさせていただきます。

本当に陳情者、大変な自己自身が事件に遭われたと、深く、どういう思いでしょうかね、この13年間の闘い、本当に大変だったというふうに思います。冤罪は決してあってはいけない、これは誰もが思うことです。しかし、冤罪はある。

それで今回の陳情の中で、冤罪かもしれないと分かった、分かっている検察とかがいたかもしれない。でも、覆せないから証拠を全部出さなかったり、隠蔽したりした可能性があるのではないかな。これは冤罪当事者から出された鋭い裁判に対しての不信、それから検察に対する不信であります。この不信を検察は自らが晴らさなきゃいけない、そういう立場にいる人たちだろうと思います。

なのに大正時代から変わらないということは、法律、国会のほうはどのような議論をしてきたのかなというふうにも思います。やっぱり無念にも死刑執行当日まで自分はやっていないと言いながら死刑を執行されて、殺された人がいる。残された支援者が今再審請求をやり続けている。その現実が今この国に起きている。絶対執行してはいけなかった、国家による殺人ですよ。それは法の制度の下で、犯罪者のまま死刑執行された方の無念はどれほどかだと思います。そして、その御家族や御遺族の無念は計り知ることができません。

そういうことが一例でもあったらもっと真摯に、国は、司法は取り組むべきであります。そのことを当事者と支援者が粘り強く訴えながら、こういう救援活動をなさってきたことに深く敬意を表します。私も袴田さんとか石川さん御夫妻とか、そういう方々にお会いしたり、その支援活動をされている方々のお話を伺いました。幸いかなり科学技術が発達してきましたので、10年前、20年前には分からなかったところまでの詳細の分析が、現在できるようになってきております。そういったものを全部駆使すれば、今幾つもある再審請求のものは冤罪であったという証拠、証明が必ずできるだろうと。

しかし、再審に踏み切らない、間違いを認めない、間違ったらごめんなさいをするべきところを国が、司法がやらない。これは本当に怖いことだと思っています。いつ私が、それぞれの皆さんが突然逮捕されて、死刑をしたと言われるような犯罪に巻き込まれて加害者となる。そういうことはあり得ることです。

今回私が思ったのはそういう大きな問題だけではなく、実はぬれぎぬというような形で、今SNSの時代ですから、様々な形で知らない間に自分が犯罪者のように扱われてしまうことが起きつつある怖い世の中だと思います。

そういう意味では、犯罪の被害者の支援はもちろんありますが、犯罪の加害者とされた、冤罪になった人たちの支援、相談の仕組みというのも弁護士に頼るだけではなくて、弁護士に行くとか、そういう力のない人もいるかもしれません。お金もかかります。そういう弁護士さんだけではなく行政のほうも、ぜひ冤罪にされた人たちの支援の仕組みを、そういう施策を人権上の視点からでも取り組んでいただくことを強く要望いたしまして、採択の討論と致します。

○【小口俊明委員】 本陳情は不採択であります。

陳情者御自身が冤罪当事者として、13年間も苦しまれたと伺いました。想像を絶するものであると思います。本陳情が指摘をしている刑事訴訟法の再審規定の見直しの必要性は私も認識をするところでございます。冤罪によって、人の人生は大きく左右されてしまうことになります。あってはならないことです。冤罪であるならば、速やかに再審の手続が進むよう、取組を進める必要があります。

平成28年に改正された刑事訴訟法等の一部を改正する法律の附則には、「この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示、起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措

置、証人等の刑事手続外における保護に係る措置等について検討を行うものとする」といった附則が定められております。

現在、法務省は裁判所、日弁連、警察、この4者で、制度の在り方に関する議論が行われていると聞いております。よって、現段階においてはその議論の経過を見守っていくべきであろう、こういうふうに考えます。

2016年の通常国会で成立をした改正刑事訴訟法により、冤罪防止につながる取調べの可視化、組織犯罪の抑止効果を持つ司法取引の制度創設、また、通信傍受の対象犯罪の拡大、これらが定められました。この取調べの可視化導入につきましては、公明党として2005年以来一貫して政府に実現を強く求めてまいりました。司法及び法律の専門家と、刑事の実務者が責任を持って、再審法と言われる刑事訴訟法の再審規定、この見直しを推進していくことを強く求め、本陳情は不採択と致します。

○【**高原幸雄委員**】 この陳情については、採択の立場で意見を申し上げます。

先ほど陳情代表者の方から説明ありましたように、本人も冤罪事件に関わったというか、そういう経過があるということで、非常に実態が説明されました。この陳情の最初の冒頭のところに、先ほども質疑ありましたが、やっぱり冤罪というのは、「国家による最大の人権侵害」であるという事態を速やかに救済されなければならないというところから、今のいわゆる刑事訴訟法の再審規定を改めてほしいという陳情であります。

経過を見ますとやはりこれまでのこの陳情で述べているように、再審無罪となった冤罪事件のほとんど全てにおいて、検察が無罪方向の証拠を公判に提出しないということがあります。公平に公判が開かれていないという、しかも再審決定されているにもかかわらず、検察の不服申立てが何の制約もなく行われているということで警察、検察が有利な、自らが持っている証拠を公判に提出もしないで、そのことをもって、依然としてその再審の審査が被告のほうにとっては不利な状況で進められるという事態は一刻も早く解消しなければならないというふうに思いますので、この陳情項目の1番で、「再審請求人の求めに応じて、検察・警察が有するすべての証拠を開示すること」、これはもう当たり前のことだと思います。

再審開始決定に対する検察による不服申立てがいたずらに行われないように制限を加えるということをお願いしておりますので、当然のことで、日本のこうした裁判史の中では、白鳥事件や松川事件、あるいは三鷹事件、こういう大きな事件は全て、そうした検察による、いわゆる本人の意思とは反対する、そういうことで判決が出されて、その判決に対して大きな国民の運動があって無罪を勝ち取るという経過から示されているようにやはり今の再審法の規定については、しっかりと見直しを図っていく。こういうことで、この陳情には採択と致します。

○【**藤江竜三委員**】 この陳情についてですけど、まず犯罪については被害者の方がいらっしゃって、そういった方を救済していくという視点を忘れてはいけませんし、また、犯罪を犯したのに、無罪になるという人もいるということも忘れてはいけないのかなというふうにも思います。

そして、この陳情を受けてなんですけども、警察や検察が有する証拠を全て開示するという、僕は結構当たり前のことなのかなというふうに今まで思ってたんですけども、なかなか実際にはされていないということで、どうしてそういうふうなことが起きるのかということを結構いろいろ調べてみたんです。なかなかそういったものに調べ切れなかったんですけども、調べた範囲では3つぐらい理由があって、1つが公衆安全に対する害悪ということで、証拠を開示すると、組織犯罪の場合ですと証拠、証人とかが脅される可能性があるといったことや、様々な公開できないようなものが、公開され

てしまう危険があるということであつたり、次に真実を探究、第2になんですけど、真実探究の過程に及ぼす害悪というところがあるらしくて、証拠を全部開示すると、証拠を開示されたものを見て、証言をねじ曲げて無実を勝ち取ろうとする、真実が追求されにくくなってしまう危険があるという点、そして第3に、行政上の負担と費用が無制限に広がる懸念があるといったことがあるようです。

そういったことがある中でも、私は冤罪はあってはならないし、防いでいくべきだろうと思いますので、この「再審請求人の求めに応じて、検察・警察が有するすべての証拠を開示する」ということは、やっていくべきだろうというふうに思います。

また、第2についても、再審開始決定に対する検察による不服申立てがいたずらに行われることのないように制限を加えるといった点も必要であるということを考えまして、私は、本陳情を採択したいと思います。

○【稗田美菜子委員】 陳情者におかれましては、趣旨説明、本当にありがとうございます。また、多くの今、傍聴にいらしている方たちも本当にいろいろとありがとうございました、御説明いただきまして、ありがとうございました。

貴重な政策提案だと思いますし、地方議会からこういう声をしっかり上げていく、とても大切なことだと思います。

その中で、通常審におきましては、例えば裁判員制度を導入してとか、あるいは他の委員からもありますけれども、取調べの可視化をするなど、一定程度の司法改正とか司法改革というものが、制度改革が少しずつですが進んでいるというふうな側面がある一方で、この再審請求についてはもう全くないということが、ここでよくよく勉強させていただきました。

提案いただいたことで、陳情いただいたことでやはり調べることがたくさんありまして、こういう事実があるんだということを多く目の当たりに致しまして、本当に知らなかった私自身もすごく恥じましたし、こういうことをきちんと議会として声を上げなければいけないと改めて認識したところでございます。

ここの陳情事項にもありますけれども、証拠開示には法規定がなく、開示勧告を検察側か、あるいは裁判官の裁量に委ねられてしまっているがゆえに、どういう裁判官に当たったかということで証拠が埋もれてしまったり、あるいは出てくるという再審の格差という問題が今確かに指摘されているところでございます。また、検察側の上訴によって、上級審での決定が覆されて長期間にわたって再審公判にたどり着けない事件も数多く調べることができました。

この2点、陳情事項にあります「再審請求人の求めに応じて、検察・警察が有するすべての証拠を開示すること」、それから2点目の「再審開始決定に対する検察による不服申立て（上訴）がいたずらに行われることのないように制限を加えること」の2点につきましては、しっかりと国に声を上げていくべきだと思いますし、この制度を整えることによって、再審制度のルールをしっかりと明確化できる第一歩になると思いますので、本陳情に対しては、採択とさせていただきます。

○【重松朋宏委員】 言うまでもなく冤罪は人権問題であります。しかし、同時に冤罪かどうか、有罪か無罪か、あるいは量刑の軽重にかかわらず、裁判を受ける権利は人権そのものであるという立場から、再審、つまり裁判を受ける権利が阻害されていることの是正を求める陳情であり、私は2項目とも採択したいと思います。

今週、本日までが国の人権週間です。国立は人権月間にしてなおかつ来年の1月まで様々な企画を行っているんですけども、それは12月10日、あしたは国連で世界人権宣言が採択された世界人権デ

一だからです。

この世界人権宣言、13条あるんですけれども、その半分は拘禁ですとか刑罰ですとか裁判に関するものです。人権宣言の条項の半分は裁判や刑に関わることです。第8条で「すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する」と。同様の規定が日本国憲法にもあります。日本国憲法は非常に細かいです。第31条から40条にかけて、ほぼ裁判ですとか刑事ですとか刑罰についての規定が事細かく、これは当たり前なんじゃないかと思うようなことまで規定されています。

それはなぜかと言ったら、戦前の大日本帝国憲法下では、裁判を受ける権利、あるいは法に基づいて、公正に刑罰が科せられるということがされていなかったからです。大日本帝国憲法で、裁判に関わる規定は第24条の「裁判官ノ裁判ヲ受クルノ権ヲ奪ハル、コトナシ」という、これだけになっています。ですので、刑法の再審に関わる規定が、戦後、陳情書にもあるように、ほとんど変わっていない、戦前と変わっていない。これは早急に正される必要があろうかと思います。

なぜ日本の証拠隠しが行われるのかというのは、何よりも日本の刑事司法においては、物的な証拠よりも身柄を拘束して、閉鎖的な場で取調べを行って自白を取る、自白調書が過剰に裁判においても、それが取り上げられている。ようやくここで取調べの可視化、始まっていますけれども、これもまだ全て可視化されているわけではありません。

やはり一つ一つのことに、総体として公開していきましょうということではなく、陳情事項にあること一つ一つについて改善をする、早急に改善をする必要があると考えますので、本陳情を2項目とも採択を主張いたします。

○【遠藤直弘委員長】 意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、本陳情は採択と決しました。



議題(3) 第70号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

○【遠藤直弘委員長】 第70号議案職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 第70号議案職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明いたします。

なお、総務文教委員会資料No.84を資料として提出させていただいておりますので、併せて御確認を頂ければと存じます。

まず、改正の趣旨でございますが、国及び民間企業においては、平成31年4月から時間外労働等の時間外の上限規制が導入され、地方自治体においても、国や民間企業等の取扱いを踏まえ、上限規制の導入が求められております。

そこで、本市においても、職員が心身の健康を維持し、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら職務に従事できる環境を整え、住民に対する質の高い行政サービスを提供することにつなげるため、超過勤務等の時間外の上限を設け、適切な管理に取り組んでいくこととしました。

本条例案は、職員の超過勤務等の時間数の上限に関する規定を規則で定められるよう、条例の施行

に関し必要な事項について任命権者への委任規定を設けるため、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。条例本則に第17条を新設し、任命権者への委任規定を設けます。

次に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、規則で規定する事項について、総務文教委員会資料No.84により御説明をさせていただきます。まず3、規則で規定する超過勤務等の時間数の上限等についてでございますが、原則として(1)の①、ア、イの2つの基準、月45時間以内、年360時間以内が上限となります。

次に、②の他律的業務の比重が高い職場でございますが、業務量、業務の実施時期、その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務、または通常予見することができない業務量の大幅な増加等が生じる業務、これを以下、他律的業務と言いますが、この比重が高い職場においては、異なる上限が適用されます。

基準は、アからエの4つとなりまして、月100時間未満、年720時間以内、2か月から6か月のいずれの期間も平均80時間以内、月45時間超えは年6か月まで、これらの上限を超えてはなりません。

次に、③他律職場から通常の職場に年度途中で異動した場合は、異動があった月までは他律職場の上限が適用されますが、異動があった月の翌月から年度末までは、月45時間以内、残りの月数に30時間乗じた時間数以内にする必要がございます。管理職は、これらの上限の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命じるものと致します。

次に、(2)上限時間の特例についてですが、大規模災害への対処その他の重要な業務であって、特に緊急に処理をすることを要するものと任命権者が認めるもの。これを特例業務として定め、特例業務に従事する場合については、上限を適用しないことと致します。

次に、(3)特例業務により上限時間を超えて超過勤務等を命ずる場合についてですが、超過勤務等を命ずる場合は、上限時間を超える部分の勤務を必要最小限のものとし、かつ当該勤務を命じられた職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、要因の整理、分析及び検証を行わなければならないこととしております。

最後に、令和2年度の超過勤務等の時間数を分析した表を掲載しております。なお、この表におきましては、他律職場等の職場の区分にかかわらず、全ての職場の職員について、それぞれの上限について超過した人数を掲載しております。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 非常によい制度なのかなというふうに思っております。それでなんですけども、今回上限を設けるということで、令和2年度は上限を超えてしまっている方がいらっちゃって、実際にそれを超えてしまって、令和2年度のときも何かこう対策というか、今回ここに書かれているような要因分析とかそういった検証とかいろいろされたのでしょうか。

○【平職員課長】 そちらの要因の分析等は、これはこの制度ができる、つくる、つくらない以前から、各課からのヒアリング等により、要因については確認をして、回避する方法はなかったか等については、確認しているところでございます。

あとはこういった時間外が増えてしまう状況につきましては、職員課としては、毎月注視をしますので、例えば80時間を超えたり100時間を超えたというような職員に対しては、産業医の面接指

導などを行って、健康管理にも努めているという状況でございます。以上です。

○【藤江竜三委員】 ありがとうございます。それともう一点、海外のオードリー・タンという政治家がいますけども、その政治家さんが困難な問題に出会ったときにどう対処するんだというような質問をされたときに、大事なことは8時間寝ることだというふうに言って、本当に困難な問題だったら、9時間から10時間は寝なくてはならないというようなことで、とにかく休憩を取ることが大事だよというようなことをおっしゃったという逸話があるらしいんですね。

私も結構そのとおりだと思っていて、難しい仕事を与えられたらしっかり休憩を取って、また、次、リフレッシュして、出ていくということが必要だと思います。それにすることによって鬱病になるリスクが大幅に下がったり、様々な労働災害が起きるリスクも下がるというふうなデータもあるかと思っています。そういったことをするためには、民間企業などで導入されている例もあると思うんですけど、インターバル制というのが導入されていて、仕事が終わってから最低何時間、何時間は仕事、11時間は絶対に仕事を休まなきゃいけないみたいなような制度を設けているところもあるかと思っています。また、地方自治体でも、設けているところがあったようにも聞いております。そういった制度についてはどのように考えているか、伺いたいと思います。

○【平職員課長】 質疑委員御指摘のとおり、インターバル制度は民間企業でも徐々に導入をされてきているという状況はあると思います。労働基準法上は努力義務というふうにはされていますが、自治体においてはこの令和3年10月から長野県でたしか試行が始まったと、3か月やってみてその状況を確認していくというような報道がなされたと思うんですが、国立市としましては、その状況等も注視しながら、御指摘のとおり遅くまで勤務したら翌日、もう寝たらすぐ行かなきゃいけないとか、家が遠い職員は帰ったらちょっと寝て、すぐ出発みたいな状況も発生し得ると思いますので、勤務インターバル制度についてはもう少しよく調べて、効果があるというようなことが内部で確認できましたら検討してみたいというふうに考えています。以上です。

○【重松朋宏委員】 国及び民間企業は2019年4月から上限があるんですけども、なぜこう今提案なのか。国と民間から2年半ぐらい遅れになろうかと思いますが、なぜ今なのか。

○【平職員課長】 こちらにつきましては、国立市においては職員定数及び時間外勤務時間数の適正化計画を策定して、平成28年度から実質的に減らす取組を継続的に続けてきたというところがあります。ただし、そういう状況の中、現実的に減っていったという状況の中、実際に令和2年度はコロナの影響なんかもあって、業務の優先順位上、ちょっとなかなか上げられなかったというところが正直なところでございます。

ですので、平成31年4月1日から民間と併せてできればもうベストだったと思いますが、このタイミングで提案をさせていただいているという状況でございます。以上です。

○【重松朋宏委員】 適正化計画を続けて減ってきたと言うんですけども、それでもなお2020年度は資料の3ページを見ますと、これ人数を全て単純に足すと140人ぐらいになるんです。これ、重複はないんですか。全体で言うと正規職員の3分の1弱が超えているということに見えてしまうんですけども。

○【平職員課長】 この表につきましては、484人を総数としております。それぞれの484人に対して、例えばこの表の一番上の月45時間以内を超えた人が73人いたとか、当然その他律職場の区分の月100時間未満というところに11人入っておりますが、その人たちは、上の月45時間以内というのを超えたというのにも、重複して入っているというところでございます。以上です。

○【重松朋宏委員】 だとすると恐らく100人弱、月45時間以内には入らないけれども、年間360時間以上になっている人も若干いるとすれば、七、八十人ぐらい、実数として超えていたということですかね。これは2020年度はコロナというかなり特殊な事情がありましたけれども、平年でいくと何人ぐらいが実数として、超えることになっていたのか。

○【平職員課長】 例えばですがこの表で言うと、45時間以内と360時間以内というこの原則のルールで言うと、この2つそれぞれに調査をして例えばこの2つをどちらかを超えた人という形の調査をしてないんで、先ほど80人と重松委員おっしゃったところのその数字については、ちょっとすみません、把握をしてないところです。

あとは令和元年度の以前の、要は平常時、普通のときにどういう状況だったかというところもすみません、この基準に従ったその細かい分析はできていないところでございますが、ただ、事務報告書で時間別の超えた人数は出していますので、そこを踏まえると、そんなに大きく変わらないのかなというふうに思っております。

それとあとこの原則のルールのところの45時間を超えた人が73人で、年360時間以内を超えた人が43人というところに、相当数と他律的な業務に携わる、従事している職員がかなりの割合おりますので、そういったところも含めてこの人数というところで、実際にはかなりそんなに多くないというか、もっと全然少ないというところがございます。以上です。

○【重松朋宏委員】 分かりました。この73人には他律的な業務に当たる人も含まれているので、規定の上限を超えて勤務している人は、70人にも満たないのはほぼ確実だろうということです。この上限が設定されることによってこれからどうなるんですか。

○【平職員課長】 一番の変わるところは、やはりどうしても時間外が増えてしまう職場というのはやはりあるんですが、そういうところでも上限というのを1つの目安に、それを超えないようにコントロールできる、するように努力するということができるということです。

年間の計画を立てて、このペースじゃこの人の健康上課題が出てくるから、業務をほかの人にあらかじめ割り振っておこうとか、超えそうになったらこれ以上はもう健康上やらせないように、ほかの人に業務を振ろうと。えてして、我々公務職場って頑張ってくれる人とか、業務効率が高い人に仕事が集まりがちなんですけど、そういう人に集めるのではなくて、やはりみんなで業務を負担していくと、時間的な部分でも。そういったことが指標、基準をつくることで、コントロールがしやすくなる。今はそういう基準がない中では、やはりそこが一番変わるところかなというふうに思います。

○【重松朋宏委員】 よく分かりました。基準を設けることによって特例で超過勤務を命じたり、あるいは人員配置や仕事の内容をうまくコントロールして、基準内に抑えたりというようなことができやすくなっていくということですね。

最後にどこの部署のどういう事務で超過勤務が生じやすいのかというのは、大体把握されていると思うんですけども、どういう部署なのか。（「具体的な課まで」と呼ぶ者あり）課まで答えられるようでしたら。

○【平職員課長】 やはりこれまでもずっと職員課として時間外勤務の状況を見ている中では、やはり多くなってしまうのは、期日がかなり厳しいところです。特にその税務の関係、課税の部門なんかはどうしても決められた期日までに当初課税を終えて、住民にお知らせというか通知をしなければいけないという、その限られた期限に大量に事務処理をしなければいけない。一番規模が大きいのは課税だと思いますが、そういったものというのは各所にやはりあって、期日が厳しいもので自分たちで

期日を決められないものというのは、やはり時間外が非常に多くなりがちです。

あとは、通常の年度は何もないというのは変ですけど、通常の執行ができていますけど、例えば大きなシステムの入替えがあるとか、大きなイベントが今年度あるとか、やはりそういう個別の業務が発生する部署については、やはり増えてしまうというところはございます。代表的なものは以上になります。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。——結構まだ皆さんありますね。いいですか、途中で休憩を入れます。

質疑の途中ですが、昼食休憩と致します。

午後0時休憩



午後1時再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。質疑を続けます。小口委員。

○【小口俊明委員】 それでは、伺います。資料を見ております。総務文教委員会資料No.84ということで、これを中心に御説明があったところであります。2ページ目の(2)の上限時間の特例ということの説明もありました。そして、文面上は「新型コロナウイルス感染症対策業務等が該当」という記述がありまして、これは特例ということですから、上限の時間を特別に、それを超えてということになるとするわけですが、大規模な災害等の対応ということ、そこに新型コロナウイルス感染症の対策も含まれていくという説明かと思えます。

具体的に、令和2年度の中で、今、3ページのところに人数も入っておりますけれども、新型コロナウイルス感染症に対応することによって、この人数に入ってきた事例があったのか、あるいは何人ぐらいだったのか、それを伺います。

○【平職員課長】 令和2年度については、特例業務とか、そういう指定はしていなかったわけですが、実際に、総務文教委員会資料No.84の3ページ目の表で言いますと、例えば、月100時間未満が11人おります——すみません、年720時間を超えた職員が4名となっています。

これが、どういう内容だったかというところではございますが、例えばですけど、1人はワクチン接種対策室の担当者、これはもうまさに新型コロナにより発生した、業務そのものが特例だったと言えると思います。あとは、GIGAスクールの担当者、これも急遽出てきて、本当に突貫工事で担当者は頑張ってやったところだと思います。これもコロナで急に発生してきたものと言える、特例と言えるのではないかと考えています。あとは、その他の2人なんですが、課税部門の者で、例えばですけど、当初課税の時期と、あとはコロナによって中小企業者等への軽減措置が特例措置として、固定資産税系のほうであったと。その業務によって出てしまったというところがあったと。これも、コロナに関係する業務増です。

あとは、母子保健業務の担当者がコロナによって集団健診ができなくなって、個別に変えていかなきゃいけない、こういったことを急遽、契約をしたり、そういう業務をやっていかなければいけなかった。例えばですけど、今、申し上げた、720時間を超えた職員なんかは、何らかのコロナ由来の業務増はあったと言えると思います。以上です。

○【小口俊明委員】 ありがとうございます。令和2年度においても、ここで述べている新型コロナウイルス感染症対策業務等が含まれた中での、こうした超えている数字ということかと思えます。まだ令和2年度中は制度の中ではありませんので、今後という話になると思いますけれども、実際に即

して、こういった上限の特例というものも必要ということかと思います。あと、もう1つ、仮に上限を超えたとしても、いわゆるそれに伴う手当というのは、これはいずれにしても受け取る、職員は受け取るということでよろしいですね。

○【平職員課長】 超過勤務は公務の必要の命令によって行うものなので、これは上限を超えてやるということも当然手当の対象となります。

○【小口俊明委員】 分かりました。確認ができました。

最後に、いわゆる上限を定めていくということでありますけれども、おおむね自律的にできる職場から、そうでない職場ということで大別しながら数字を定めようとしているわけです。これは、いわゆる労基法に照らして、妥当性のある設定という理解でよろしいですか。

○【平職員課長】 こちらの原則の基準と、あと他律職場における基準は、労基法における民間部門への規制と同内容となっております。

○【高原幸雄委員】 1つだけ確認させてもらいたいんですが、今回の制限時間数の上限設定について、これが実施されていくと、例えば令和2年度の超過勤務時間数との関係で比較した場合に、どのぐらいの超過勤務の時間数が抑制されるのか、減らすことができるのかということが、まず第1点。

それから、もう1つは関連して、そうすると、部課によっては、職員の体制にも影響してくるということが起こり得るのかどうか、その辺について。

○【平職員課長】 1つ目の令和2年度の時間数で言って、どのくらい基準によって削減できるかというところですが、他市で先行して実施している自治体に確認したら、この影響かはっきりしないですけど、確かに減っている状況はあるということはあるので、一定の効果はあるとは思いますが、具体的にどこが超過している、していないというのは他律と自律の基準が違うもので、そこが令和2年度については指定していないので、どの部分がオーバーしていて、その分が減るはずだというのは、申し訳ないですけど、その試算はできておりません。ただ、一定の効果はあるという他市の状況を聴いているので、これによる業務分担の変更なんかで減らせる部分はあるのだろうと予想しているところ です。

2つ目の体制の変更については、特例業務の指定をする際には、課内で業務分担ができないかとか、まず、それを最初に検討して、業務の平準化というのを取り組んでいただきます。その過程で難しい場合とかは、これは人事と、あとは定員管理をしている部分と一定の調整というのは、その場で、すぐ処理しなければいけない業務がすぐ発生しているときに、すぐそこに迅速にできるかどうかというのは別として、毎年度、必要な人員を定員管理で調整している中で、そういった体制の変更なんかに も検討に資する部分はあると思います。以上です。

○【稗田美菜子委員】 何点かお伺いいたします。まず、事前のヒアリングの中で特例業務について、翌年の9月までの間に分析をして検証するといった御説明を受けました。そこで、特例業務というのは基本的に原則から外れるものであって、今回のコロナのように、結果的に見てみたら超過をして、これだけこの課に比重が多かったということがあるものだと思うんです。そうすると、特例業務を時間をかけて分析をして積み上げていっても、元の制度にどれだけ影響が、特例はあくまでも特例でしかないと思うんです。なので、1つは原則をちゃんとチェックしていく機能があるのかどうかということが1つ。それから、特例をしっかりとそうやって分析をしていく理由ということをお伺いいたします。

○【平職員課長】 まず、今の原則というか、通常の制限内に収まっている部分の超過勤務については、これは職員課が全ての課に毎年ヒアリングをして、今、どのような状況か、なぜ増えてしまっ

いる、なぜ減っているというのは確認をして、原局から情報収集して分析をしているところです。

それと、あと特例業務を分析、検証する意味についてですが、これは質疑委員おっしゃるとおり、特例業務だけをなぜ特例になったかとか、そういう分析、検証しても、それは確かにあまり意味がないと思います。そうではなくて、視点としては制限内に収まっている超過勤務がもともと少なければ、特例業務が発生したとしても、制限内に収まる可能性があるであつたり、もしくは日中の業務も含めて業務分担が適切だったのかどうか、そういった部分も含めて、特例業務の発生した部署に対して、特例も含めて通常の時間外も含めて検証するということに意味があるのかなと思いますし、そういった分析は、目の前に迫った仕事を処理するために、各課ではいっぱいいっぱいになっている部分があるので、そういったところの特例業務を抜けて、少し落ち着いたところでしっかりと分析して、検証していくというのは、これは必要なことだろうと考えています。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。それから会計年度任用職員については、準用規定ということで、この中の範囲ではないということで御説明いただきました。今回の総務文教委員会資料No.84については、ここには人数を書いています。担当の課長からすると、どこにどんな課のどの人がいるというのが見えているんだということが、委員会の審査の御答弁の中で、ここに業務が偏っているとか、この人に乗っかっているんだということが数字、私には見えませんが、課長が見えているんだということは、御答弁の中からよく分かりました。丁寧に分析されているんだということは分かりました。

その上で、会計年度任用職員さんに仕事が今度、これまではあまり超過するようなことがなかったと。だから適用の中には入れなかったという御説明を受けたんですが、こうすることによって、上限を加えるわけですね。それで、業務そのものが減るわけではないわけですね。効率化なり分担することによってとか、効率化することによって、業務が人とか課に固定されるのではなくて、全庁的にうまくできていかないかという制度の導入だと思うんですが、とはいうもののそれを作業するのは人間であつて、正規職員さんじゃなければ、正規職員さん以上にいらっしゃる会計年度任用職員さんだと思うんです。

その方たちが超過する、この制度の対象になっていなければ、分析の対象にもならないですし、検証の対象にもならないというのが心配なんですけども、その辺はどのようにになっているのか、お伺いします。

○【平職員課長】 質疑委員おっしゃったような、例えば極端な例で、正規職員がもうこれ以上時間外ができないから、会計年度任用職員に任せて、ここで時間外が増えると。これは制度上、そういうことがあつてはならないと思います。

それと、今の会計年度任用職員さんへの時間外の管理なんですけど、1つは会計年度任用職員さんの人件費の予算の3.75%の範囲内で時間外を認めるという仕組みになっています。それは各課の課長さんの采配でできるということになっているんですが、そもそも、その部分で予算上の上限が課されているというところでコントロールが1つできるのかなということと、3.75%というのは、週30時間の勤務をしている会計年度任用職員さんだと、年間で55時間程度になるんです。そういった意味では、予算の上限がある以上、それを超えることというのは、基本的にはないと考えていただいて結構だと思います。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。制度上は予算のところでストップがかかっているの、それ以上のことはないということは分かるんですが、後は討論で言わせていただきますけれども、会計年

度任用職員さんについても、あらかじめ調査とか分析が必要だと思いますので、それもぜひしていただきたいと思いますが、そこだけいかがかどうか、お伺いいたします。

○【平職員課長】 こちらについては、職員課でまとめて給与の支払いをする際に、時間外が多くなっている会計年度任用職員さんが仮にいたとした場合には、それはチェックをしてまいりたいと考えております。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。

それから、ここでいうと、管理職の方のマネジメント能力とか、その力がどれだけ仕事をどう分担して、それをどの人にどう分けて、どう進めていくかという力が、各課によって大分、人によって変わってくるというか、左右される制度になってくると思います。そのこの部分の研修だとか横断的なマネジメントについては、どのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

○【平職員課長】 これはもう委員さん御指摘のとおりです。

今、我々、管理職に求められているのは、事業とか政策の構想力というのも1つありますけど、それと同じぐらいマネジメントというところには、すごく求められています。そういった研修については、人材育成基本方針にも管理職のマネジメント能力の強化というのは課題として挙げており、今後の人事制度であったり、評価制度の1つの課題だと思っておりますので、検討してまいりたいと考えております。

○【上村和子委員】 第70号議案から本日、総務文教委員会が審査する第73号議案まで、これは適正な公務運営に当たっての、あるべき条例改正だと思っております。そういう意味で、最初の第70号議案ですから、職員の超過勤務の上限を設けたという条例ですけれども、全体的に質疑を1つしたいんです。昨今の状況を見たときに、市役所の職員さんたちの仕事は煩雑化し、多様化し、忙しくなっている現状があるんじゃないかと思います。これは地方自治体がどこも抱えている状況じゃないかと思います。

それは、その要因として、私が思うのは、1つはデジタル化の流れの中で、効率的とはいいながら、事務量がすごく煩雑して膨大化しているんじゃないかというものが、仕事の範囲がすごく広がっているのではないかというのが1つあるかと思います。

それから、もう1つは超高齢社会に向かっていく中で、自治体業務として365日24時間体制の支援が求められていくような時期に入っていくんじゃないかと思っております。

もう1つは、コロナも含めて、今回の特例業務と言われるように、災害に匹敵するような問題が割と起こりやすくなってきているというようなこともあと幾つか考えられる要因があるんじゃないかと思います。そうやってきたときに、私がコロナ禍のときの解決すべき課題は何かとお聞きしたときに、副市長が3つあるとおっしゃって、即興性と人材スキル向上と、それからもう1つ、分かりにくい言葉ですが、私の記憶ではリダンダンシーという言葉をおっしゃったと思うんですけど、いわゆる柔軟性です。柔軟性じゃないかと思うんです。通常ときに柔軟性をいかに持てるかということなんです。今回の通常の業務の中で、超過勤務の上限をつくるというものを考えるに当たって、そもそも上限を超えるケースというものの分析は相当されていますけれども、その根本になぜこんなに増えてきたのかという原因の整理、それから、会計年度任用職員も含めて、今後の職員の適正な公務運営に当たって、定数の在り方とか根本的に考え直さなくてはいけない問題というのはなかったのか。上限を設けるだけでクリアできると、そういう話なのか、職員さんの心身の健康を大事にし、ワーク・ライフ・バランスを維持していく1つの方策であるけれども、上限だけの課題ではない深刻な問題があ

るし、根本的な課題解決が必要だと思うわけです。そのような検討、研究、それから方針とか、そういったものは今なされているのでしょうか。

○【竹内副市長】 では、私のほうからお答えさせていただきます。私は2017年に副市長になって以来、既にそのときに始まっていたんですが、これは政策経営部のほうで、定員管理と時間外の管理というのは計画をつくってきっちりやっています。引き続き、現在まで継続的に、各部局の適正な業務量と人員の配置と、それを超過した勤務時間等々で検証しているというのが実態でございます。

今回は職員課のほうで、こういう形で上限を設けるという形をつくっておりますけれども、基本的には職員課のほうで分析をし、ある考え方を持つ。一方では、政策経営課のほうで別の観点から持つ。これは、実は相反するような部分がありまして、これはかんかんがくがくけんけんごうごう、実は定員管理と超過勤務については日常的に議論していると考えていただいてよいかと思います。

それから上村委員の、質疑委員の御指摘のとおり、時代はどんどん変化していますから、そういった変化要因も織り込んで検討していると考えていただいていいかと思います。

○【上村和子委員】 検討しているということは分かったんですけど、私が今、公務員の仕事が、市役所の仕事が増えているんじゃないですか、膨大になっているんじゃないですかと。もう従来型の考え方じゃ対応できないような、煩雑化したり多様化したり深刻化したり、結構、市役所の仕事の業務が大事になってきていると思うんです。これからもっとそうになっていくというときの、私は何点か、自分なりにその要因というものを言いましたけれど、これは外れているなら外れているとか、自分たちはこう整理しているとか、そういうものが具体的にお聞きできたらいいなと思うんです。

そこで、定員管理とあるけれども、むしろ定員を増やさないといけないという状況があったりするのではないかなと思ったりもするんですね。こうやってぶつかるといえるときに、大所高所に立って、ちょっと先の時代を見越して、今やらなければ非常事態のときに対応できないと、非常事態というのは、本当に天気異変みたいな災害もありますけど、じわじわと来る超高齢社会への備え等も含めて、そういう意味でのコロナが落ち着いている今こそ集中的議論と課題の整理をして、国立市の方針という、職員の公務の適正化に対しての指針とか方針とか、そういったものが整理されていいんじゃないかなと思ってお聞きしているんですけども、検証はかんかんがくがくけんけんごうごうの検討はなされているということですが、かんかんがくがくけんけんごうごうと議論ばかりしていても時間は過ぎていくから方針ですよ。何に向かっていくのかという、そのところでこういうことは考えていったほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○【永見市長】 御指摘ありがとうございます。当然のことながら、我々は業務を住民福祉の向上、このために時間を費やして、職員を雇用してやっているわけでございます。したがって、当然、時代が変わって、とりわけこういうお言葉はなかったんですが、分権型の社会になればなるほど、それまで国がやっていた事務を、ほとんど都道府県が機関委任事務としてやっていたわけです。都道府県というのは機関委任事務が中心の地方公共団体、今でいう法定受託だったわけです。ですから、権力事務を中心として、国に代わって都道府県はそういう事務をやってきた。福祉的な業務を市町村が末端で、政策形成されたものやっていくという時代がずっと続いていたわけですが、分権型社会になって、そういう形では、例えば介護保険制度もそうですけれども、回っていけなくなると。それから、地方の活性化、過疎の問題も地方が考えて、地方が政策をつくらなければ、地域の活性化が図られないということで、様々な課題を地方が主体となって形成し、地方が主体となって解決していくと、こういう形の行政運営へ変わりつつあると。まだまだそれはどんどん、どんどん過渡期だと

思います。

それに対して、じゃあ、その費用を十分、国から移譲されているかということ、例の三位一体の改革のときに大変な騒ぎになったように、権限移譲はあったけれども、十分な財政移譲はなかったと。十分な額なかったという中において、それでもやらなきゃいけないということで、何を苦勞してきたかというと、職員の数を一定程度制限しながら、要するに、人件費総額を抑えながら、数とか人件費を抑えながら、費用を何とか住民サービスのほうに向けられるように努力しよう。

それと、もう1つは、A I 等々をはじめとする合理的な行政運営、行革ということだったと思います。

ここで、今、ですから、委員がおっしゃるようなことをもう一歩考えてみると、物すごい格差が出ています。これは交付団体と不交付団体の差というのは歴然としておりまして、例えば、一番極端なことを言いますと、人口が6万7,000人の千代田区の職員数は2,000名を超えています。うちの5倍近くいるわけです。人口はうちより少ないわけです。もちろん保健所を持っていますから、保健所の数を割り引いたとしても全然違う。それで、三多摩地域で職員1人当たり人口が少ない都市はどこか、ということは、それだけ潤沢に住民に対して職員を割りつけているところはどこか、武蔵野です。当然のことながら。当然のことながらです。自分の財源で職員を割りつけて、自主財源で様々なことを行い得るからです。というふうに、まさに今の時代は、財政力が住民サービスの質と、それから種類、量と質まで規定するような時代になってきている。

そういう中で、今、形として我々、国立市は、方針として委員がおっしゃったような形の明確な方針を出しているわけではありませんが、そのあてがわれている財と、あるいは可能な財と、それからサービスの量というのをせめぎ合いながら、それが先ほど言った時間外と定数の問題になるわけですが、端的に言うと。そこを日々議論しながら、できる限り政策予算を多くやりたい。だけど、政策予算を多くすれば職員も増やさざるを得ない。そのバランスをどう取っていくのか。それが最終的には全国市長会で言っているように、この時代における基本的な財政の分配の在り方をもっと基本的に見直してくれと。例えば交付税制度でいえば、地方の一般財源総額はちゃんと確保してもらって、臨時財政対策債に振り替えることのないようにやってくれという要望になっていくわけです。

ですから、我々としてみると、全体の状況として、今、委員がおっしゃったような方針が明確につくりきれぬならば、それはいいんですけども、全体の方針としては、なかなか難しい中で、日々そういうあてがわれた客観的な情勢の中で増やすべきサービスを増やししながら、人の働き方改革とか健康とか、そういうことも配慮しながら、どこで折り合いがつけられるかということに今回、様々な条例案を出させていただいたというのが現状ですので、なお一層、普遍的にどうあるべきかということは検討しながらも、現実対応をさせていただきたいというのが私の考え方です。以上です。

○【上村和子委員】 今から続く4議案、基本的に市長のはすごく私は妥当だと思う、そのとおりだと思います。

ぜひコロナ禍の緊急事態の中で、副市長が言った3つのポイント、全員、職員に関わることでした。職員が即興的に動けるか、それは平時のときの動きに関わっていく、それから職員は資本だから、その資本の人材のスキルを高めていく、そういったものが要る。これはやれるんです。

2番目のリダンダンシーというのが、私は柔軟性というものは、実はすごく重要じゃないかと思っています。平時のときから、通常るときからリダンダンシー、柔軟性を持っておかないと、通常るときにいっぱいいっぱいだったら、いざというときにぶち切れるからです。いざという状態というのは、

もう災害だけではないということです。超高齢社会の中で、今までの通用する理論が通用しない。例えば、住民5,000人当たり職員が1人でいいじゃないかとか10人いるとかそういう話じゃない。住民5,000人いたら、5,000人が今どういう状態になっているかということをお案したときに、今までの基準でいいのかということが今、見直されなければいけないし、状況的に見直されなきゃいけない。

そのために、自治体の先ほど国からの税配分の問題を言われましたけれども、ぜひ市長会等で強く国に要請して、来るべき時代に備えるために、職員こそ命ですから、そこに向けて人的資本に対してお金が投資できるような税配分を強く求めるとともに、もう1つ、最後の質疑は365日24時間対応型業務というのが、これから必要になってくるだろうと私は思っています。そうなったときに、先ほど藤江委員が言っていた、それでも人間は休まないと元気になれないんだということ、これは真理なんです。そうすると、例えば、定時よりも大幅に出たときは次の日は休めるとか、極端に言います。2交代制とか3交代制として24時間を支えていくような、もしかしたら24時間動ける市役所が近い将来必要となるかもしれないんです。

だから、そういうことの職員の働き方ということも正しい、どんなに交代制をしても、ちゃんと休み、ワーク・ライフ・バランスが取れるような休みというものが取れる、そういった働き方の質というものも研究しなくちゃいけない時代になったのではないかなと思うのですが、そういうことというのは研究したことありますか。これはもう議論しなくて、ありますかだけでいいです。

○【平職員課長】 まだございません。

○【遠藤直弘委員長】 質疑を打ち切り、討論に入ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 賛成の立場で、討論させていただきます。

制度を今まで、こうやって条例で定めていたものについて、規則で定めるために任命権者が定めると、必要な事項については任命権者が定めるという委任事項を今回、追加だと思いますけれども、より機動的に、より機能的にするために、この条文を入れるということで理解を致します。

ただ、ポイントは多くあると思います。質疑の中でも述べましたけれども、職員課長、平課長が総務文教委員会資料の中で出てきた、私にとっては数字にしか見えない、あの数字が人として見えているということが非常に大事だと思います。それは、恐らくこの条文、一部改正をつくるに当たって様々なことを研究したこともあるでしょうし、これまでの御自身の仕事への向き方というものもあると思います。ここで私が言いたいのは、それが全ての管理職の方が同じではないということだと思います。私にとって数字であったように、やっぱり数字でしか見えない人には数字でしか見えないんだと思うんです。でも、この制度をつくるに当たっては、管理職はそうであってはならないんだと思います。数字の先にいる、その人の生活だとかその人の動き方、例えば家庭があるのかなのか、あるいは病気の人を抱えているのか、抱えていないのか、御自身の体がどうなのかということを見せてこない限り、その人に対して、どういう仕事を振っていいのかということが判断できないと思うんです。

だから、平課長が先ほどの他の委員の質疑の中で、ここには例えば、総務文教委員会資料の中にありました、あの中にはワクチンの接種の人がいますとか、あるいは母子保健で、集団の子供の健診ができなくなったので増やしましたとかということが、事業として人として見えているということを経営的に管理職の方には理解をしていただきたいと思いますし、そういった形で課のマネジメントをしていただきたいと思います。

検証した結果、変える必要があるときに、より迅速に変えるためのことだと思っておりますので、これについては賛成と致したいと思います。

大事なものは、結構大事です。難しいと思っているのは、仕事を分けて、それを分担するということですね。分担というのが、その仕事で得意な人と得意じゃない人というのがまたあるわけですね。それを、例えば私なんかは学習塾に携わっておりますけれども、教え方によって、すごく私とマッチする子供もいれば、私の教え方が全く駄目で、もうどうやっても理解できないと。自慢するわけではないんですが、私は割に教えるのは得意だと思っているんです、私自身は。いろいろな子供に対応できていると私自身は思っているんですが、全く合わない子供、これは子供の話ですけども、確かにいるんです。それが私から見ると、私より教え方上手じゃないんじゃないのと、私が思っているんですよ、思っている弟が教えるとすんなり行ったりするということがあったりするんです、実は。それは人とのつながりだったり、教え方もあるんだと思うんです。

だから、仕事を分けて分担をするということは実は物すごく難しいことで、その人にとって、どれだけの負荷がかかるのかということも見越して分担していかなくちゃいけないんです。この仕事だったら楽だから、この人はいけるよねというのはその人の主観であって、それが本当に仕事を分担された人にとってそうかどうかというのは分からないわけなんです。なので、この条例については、本当に管理職のマネジメント能力というのが物すごく左右すると思いますので、研修だとか検証だとかということを経験を必ずきちんとしていただくことをお願いいたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

○【小口俊明委員】 これは、いわゆる超過勤務等の上限というところで、これは条例というところから、規則という形で委任をするというわけでありまして、その内容につきましても、数字の妥当性ということを経験を先ほど質疑でも確認をしましたとおり、いわゆる労基法の中から民間の企業に準じての妥当性のある定めであるということも確認ができました。何においても、この目的というのは超過勤務があまりにも多くて、職員の健康に非常に課題が残ると、あるいは課題となるということで、職員の皆さんの第一義的には健康を十分に配慮していくことが必要であって、その上限を設けるということだと思います。

また、一方で、市民に対応するという大変重要な業務を担っていただいている職員の皆さんですから、市民のほうに必要があれば行政サービスを提供していかねばならないという、非常に対市民というところでの難しさがあるということからしての上限の特例というところも定められたと思うわけでありまして。

この一連の市役所の大変重要な担っている役割という中での職員の健康、そして、与えられた時間の中で最大限、市民に奉仕をしていく、サービスを提供していく、このバランスの中でしっかりと今後とも、国立市は市民に対しても、職員に対しても責任を持った業務を遂行していく、このことを望んでおります。

賛成と致します。

○【藤江竜三委員】 上限を設けることによって、しっかり一定の基準を明確にして、それ以上は超えていけないようにしていくというのは、単純かつ必要なことかと思っておりますので、ぜひともこの条例、あまり特例、特例ということにしないで、しっかりこれを守りつつ、ワーク・ライフ・バランスを保って、いい仕事をさせていただくことをお願いいたしまして、賛成の討論と致します。

○【上村和子委員】 もちろんこれは大賛成です。大事なことだと思います。賛成いたします。

このことと、現実に働いている人たちの感情的ギャップというんですか、それが無いといいなと思います。毎日7時になったら、市長が時間になりました、やめて帰りましょうというアナウンスが毎日入って、8時になってもまた入って、それで、水曜日にはワーク・ライフ・バランスデーですよと言

って、それを聞くたびに、それで帰れたらどんなに楽かなと、むかつと来ている職員が少なからずいるだろうと。むしろこのアナウンスはやめてもらいたいと思っている人もいるだろうと思うんです。

そういう現状、現実というものが何を意味しているのかということと、今回、超過勤務で時間数をやっているけれども、それが、その1人の人間にぎゅーっとやりなさいと。1人の人間がかろうじて残業しながらこなせているものを、上限だから帰りなさいとか言われて、その分ぎゅっと休み時間もなく、トイレに行く時間もなくやらせることになったら真逆じゃないですか。人間は、私は本当に藤江さんの言う、余裕を持って仕事をしていることをやらないといい仕事ができないですし、だから、普通にやっていて、この時間の中に終われるという業務量にしなきゃいけない。その業務量の全体を把握する人たちがいて、そのために、こうやって帰ってもらうためには人が要るよねとか、そういう英断を下せる人も必要だと思います。

ですから、今回、上限設定というのが職場によって、全員の職員さんが、ああ、本当によかったと思ってもらえるかどうか、私は分からないので、もっと大所高所から、職員の人たちが心身の健康を保持し、ワーク・ライフ・バランスを取りながら、かつ、すごくニーズの高い市役所の仕事を、業務をこなしていける、そういう適正な公務体制をつくっていく責任は、私は市長以下、理事者、部長級にはあると思っております。そういう意味では、市長とか副市長のほうから、ある意味、明確なビジョンは出されていると思っています。ないわけじゃない。ちゃんと課題が整理できていますので、それをもう少し発展させて、せめて部長級のところで適正な公務運営に関する指針という形でも早急にまとめていただいて、副市長が言うリダンダンシーですか、余裕を持った、日常的に余裕を持った業務体制、公務体制を取るにはどうしたらいいかという根本的な解決ビジョンを明確に示していただきたい、このことを強く願ひまして、賛成の討論と致します。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(4) 第71号議案 国立市会計年度任用職員の報酬、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例案

議題(5) 第73号議案 国立市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案

○【遠藤直弘委員長】 第71号議案国立市会計年度任用職員の報酬、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例案及び第73号議案国立市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題と致します。なお、採決は別個採決と致します。

当局から補足説明を求めます。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 それでは、第71号議案国立市会計年度任用職員の報酬、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例案及び第73号議案国立市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案について、一括して補足説明をさせていただきます。

なお、補足説明におきましては、国立市会計年度任用職員の報酬、勤務条件等に関する条例につきましては、単に会計年度任用職員条例と省略させていただいて、国立市職員特殊勤務手当支給条例に

つきましては、単に特殊勤務手当条例と省略をさせていただきます。また、総務文教委員会資料No.76を資料として提出させていただいておりますので、併せて御確認いただければと存じます。

まず、改正の趣旨でございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国立市では、令和3年8月に新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室を設置いたしました。自宅療養支援室の設置に伴い、職員が自宅療養中の感染者の看護等、平時には想定されないような業務に当たることが想定され、それらの業務は、感染のリスクに加え、著しい精神的緊張が想定されますので、当該勤務に従事した職員に対し、特例措置として手当を処遇するための条例改正でございます。

また、加えまして、第73号議案につきましては、今回、特例措置の対象となる伝染病予防消毒作業手当に関して、伝染病予防法が廃止され、人に感染する伝染病は全て感染症に名称が変更されていることを踏まえ、名称等の変更を行うものでございます。

それでは、各条例改正案の内容でございますが、先に、第73号議案の特殊勤務手当条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。まず、制定付則に第4項（感染症防疫等作業手当の特例）を設け、特例措置の対象となる作業及び手当額を規定しております。

対象となる作業及び手当額は2種類としており、まず、第1号として、新型コロナウイルス感染症の患者、またはその疑いのある者の身体に接触して行う作業であって、任命権者が認めるものに従事した場合は、1件につき1,500円としております。次に、第2号として、新型コロナウイルス感染症の患者、もしくは、その疑いのある者に一定時間にわたり近接して行う作業、またはこれに準じる作業であって、任命権者が認めるものに従事した場合は、1件につき1,000円としております。これらの作業及び手当額を2種類としたことにつきましては、それぞれの作業に伴う感染リスクが異なることによります。

次に、制定付則第5項を設け、特例措置の失効日を規則に委任する旨を規定しております。なお、規則により規定する日付については、令和5年3月31日とする予定でございます。

次に、手当名称の変更等でございますが、手当の名称、支給範囲を規定した別表中、名称の項目の「伝染病予防消毒作業手当」を「感染症防疫等作業手当」とし、支給範囲を「感染症の患者若しくはその疑いのある者の看護、移送その他の作業又は感染症」の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の消毒その他の処理作業に従事した職員」と致します。

次に、改正付則でございますが、公布の日から施行し、令和3年8月1日から適用することとし、遡及適用することを定めております。8月に遡及する理由と致しましては、新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室の業務及び立ち上げ前の同様の業務について対象とするためでございます。

次に、第71号議案会計年度任用職員条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

まず、改正の趣旨については、第73号議案と同様でございます。

次に、条例改正案の内容でございます。制定付則に第3項を設け、報酬の特例について規定いたします。特例の対象となる作業及び報酬額等の内容としましては、特殊勤務手当条例の規定を適用いたしますので、第73号議案と同様でございます。

次に、付則第4項を設け、特例措置の施行日を規定しており、施行日についても第73号議案と同様でございます。

最後に改正付則でございますが、公布の日から施行し、第73号議案と同様に、令和3年8月1日から適用することとしております。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。一括して質疑を承ります。重松委員。

○【重松朋宏委員】 今の説明で、消毒作業が1件500円、それから、看護等ですと1件1,000円と、一般職員、会計年度任用職員、それぞれ同じように8月1日から遡及適用ということなんですけれども、実際、第5波で一般職員、会計年度任用職員、それぞれ何人何件、幾らの適用があったのか伺います。

○【平職員課長】 あらかじめ調査する中では、一般職員に1件ございました。

内容を確認したら、接する業務ではなかったもので、第2号の1,000円という形になると思います。会計年度任用職員については、対象はありませんでした。以上です。

○【上村和子委員】 まず最初に、第71号議案のほうなんですけれど、そもそも会計年度任用職員さんに、このような危険に該当するような仕事をしてもらっていいのかということについて、してもらいことができる業務というのがあるのかとか、そこら辺りはどのように認識されておられますか。

○【平職員課長】 そもそも特殊勤務手当については、特殊勤務手当支給条例は常勤職員が対象となっている条例でございます。ですので、今回の手当を含め、基本的には特殊勤務手当に相当するような勤務は常勤職員が対応するものと考えています。

ただ、第6波の影響の大きさとかを、まだ分からないところでございますが、場合によっては、会計年度任用職員さんで保健師という専門性の高い資格を持って任用されている方に対して、対象業務を行っていただく可能性がゼロではないというか、否定できない以上、実際に勤務した場合には、対象とできるように改定が必要だと考えて、今回、改定をしております。ただ、基本的には常勤職員が対応するものと考えております。以上です。

○【上村和子委員】 基本的には危険が伴う仕事は常勤職員がやるというのは、どこに、どのように書かれてあるものですか。

○【平職員課長】 具体的に、常勤職員がやるという書きぶりがどこかにあるわけではありませんが、そもそも特殊勤務手当支給条例の条文の中に、そこで言う職員、この条例における職員は常勤の職員を指すと書いてありますので、そういった趣旨から、常勤職員が、特殊勤務手当の支給対象となるような勤務は、常勤職員がやるものと読んでおります。以上です。

○【上村和子委員】 保健師さんで、会計年度任用職員さんというのは何名ぐらいいらっしゃる、つまり、こういう仕事に従事する可能性が高い会計年度任用職員さんは、保健師さんということを出されましたけれども、現状、何名ぐらいいらっしゃいますか。

○【平職員課長】 大変申し訳ないですけど、今、手元に数字がございませんので、後ほど調べてお答えします。

○【上村和子委員】 私の感覚でいきますと、危険手当に関しては職員がやるべきだと思っていて、今回の第71号議案に対して、それを入れることについて、入れて、しかもお金が正規職員さんと同じ金額になると思うんですけれど、むしろ会計年度任用職員さんをお願いするんだったら、私はもっと保障しないと、正規職員はいろいろな守りがありますけど、会計年度任用職員さんは保障がない、限りなく正規に比べて弱いので、そういう方をお願いするというのはよっぽどの場合で、そのときをお願いする以上の待遇というのは、もっとちゃんとしとかなきゃいけないんじゃないかと思うんですけど、そういうことは検討されましたか。職員と同じようにした理由というか、私は不安定な雇用体制にある職員さんだとしたら、もっと保障、逆に職員以上に保障しなきゃいけないんじゃないかと思うんですけれど、そういう検討はされなかったですか。

○【平職員課長】 基本的にはと申し上げていますが、原則として、まずは常勤職員が対応するものと考えているのは先ほどから申し上げておりましたが、同じ業務内容について、手当額を会計年度任用職員さんと常勤職員さんと、業務内容が同じで、手当の額を変えるというのは、そういった検討はしておりません。以上です。

○【上村和子委員】 職員さんがこういう仕事をしなきゃいけないというのは、本当公務員さんの仕事で、第73号議案はそれでも私は安いと思いますけど、金額的に安いと思いますけど、これでぎりぎり、最低だけれども、ないよりあるほうがいいと思う。第73号議案は合点がいきますが、第71号議案は、今まで特殊勤務の対象になかった会計年度任用職員さんが、特殊勤務をやれる状態に入るという改正になるので、これに当たってはすごく慎重な審議が必要だし、本当にそれでいいのかという議論が必要だったと思うんです。これは市長に伺いますけれど、今回、私はすごくためらいを持つんですけども、ここの会計年度任用職員さんに特殊勤務に従事してもらう必要が出てきたという要因を、市長自身はどのように解釈されているんですか。

○【永見市長】 要因というよりも、万が一の備えとして第6波がどこまでになるのか分かりませんが、そのような場合に、全力を挙げて市民の命を守っていくということの中に、常勤職員が当たることはもとよりですけれども、会計年度任用職員さんにも、場合によっては、その一翼を担っていただかざるを得ない場合も出てきたときに、その人たちには手当の条例がないということがあってはならないという配慮で——配慮といいますか、考えて今回、提案をさせていただきました。

したがって、市長としては、運用するに当たっては、先ほど平課長が申し上げたように、特殊勤務手当条例は職員に適用するものと、そのことが、まず原則的に特殊勤務手当条例に書いてありますので、そのことをまず尊重して、運用して、なお、ぎりぎりのところで、どうしても補助的にでも、こういう勤務についていただくことになるのであれば、それなりの配慮をした上でお願いをしていくということ肝に銘じて運用してまいりたいと思っております。

○【稗田美菜子委員】 では、何点かお伺いいたします。今回の第73号議案の中で、伝染病予防消毒作業手当というものが感染症防疫等作業手当に変わって、感染症防疫等の作業なので、具体的に感染症の患者、もしくは、その疑いのある者の看護、移送とかと具体的な作業の名前が入ったんですが、移送については、例えばタクシーとか、あるいは有償運送とかを使ったりしますよね。あるいは市が委託している先だったりとか、そういったところまではもちろん適用じゃないと思うんですが、もともと、これは条例が職員さんのものなので。なのですけれども、ただ、それに対しての防疫手段とか、そういう感染を予防していく手だてをするための契約だということが必要だったりするんじゃないかと思うんです。特に移送については、救急車とかだったら、特別に多分皆さんするんですけど、そうじゃない場合に、急遽移送しなきゃいけない場合といった場合に、契約の中でそういうのが変わるのかもしれないんですけども、市がお願いをして、この人を病院に移送しなきゃいけないとなった場合に、感染防御とか、そういう策というのは、もちろんお願いした会社が一義的にはするものだと思うんですが、市としてお願いをした場合には、移送をお願いする場合には、そこに責任が生じるとは言わないんですけども、いろいろと必要じゃないかと思うんです。そういったところはどのように議論されたのか。

○【永見市長】 私の分かる範囲でお答えさせていただきますと、実は、PCR検査のときの移送というのは、原則的に保健所が受け入れる場合には保健所が車を手配して、それなりの形を取っています。それに至らないケースといいますか、そこが使えないときにどうするかということが大変一時期、

問題になりました。

それで、国立市は、特別な手当を取らなくても何とかあったんですけども、例えば、お隣の市、そのお隣の市等々、専用で民間の車にお願いをするという形を取りました。それは委託契約をされています。私どもじゃない。そのときには、非常に契約金額が物すごく高い金額で、当然のことながら、1回運べば中を消毒しなきゃいけない、換気の装置を入れなきゃいけないと、様々な装置を入れるので物すごく費用は高いんですけど、そういうことをやった上での契約行為を結んでいったというのが実態でございます。

しかしながら、それでも人が集まらないのでできなかったという事態も起きました、ほかの市では。最終的には、市の職員が運転してやったというケースも多々あったと聞いております。ですから、当然のことながら、市の職員の場合にはこういう手当を出しながら、一定の安全措置を取りながらやりますし、民間にお願いする場合には、もう既にそのノウハウは相当蓄積されておりますので、そういう委託契約で、安全策を取った上でお願いをしていくということになろうかと思っております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。現段階では委託契約はしていなくてということですね。そのときに一件一件するということですか。これからもしそういうことが起きた場合には。それとも、もうこれからする予定があるんですか、民間の車に対して。

○【永見市長】 今、そのことに迫られているというか、第5波の最も厳しいときでも、それはしなくても対応ができたという実績、それから、民間のタクシー会社さんは、それなりに全てそういう対応をされておりましたので、そこは、今すぐ契約をするという、単価契約的に1件幾らという予定はありませんけれども、十分研究をしておいて、本当にそれで耐え切れないような事態になるようでしたら、予算措置も含めて対応させていただきたいと思っております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ありがとうございます。よく分かりました。

あと、細かいことは討論で言わせていただきますが、もう1つ、特殊勤務手当の条例のほうで、定義については、第2条で、「この条例において『職員』とは、常時勤務する職員（臨時に雇用される常勤の職員を含む。）をいう」と書いてあるんですけども、ここは臨時に雇用される常勤の職員という表記は、これで合っているんですか。

○【平職員課長】 ここで記載されている臨時に雇用される職員というのは、まさに地公法が令和2年4月が変わって、フルタイムの本当に常勤職員と同じ身分で臨時に雇用された者を指しますので、会計年度任用職員は入らないです。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を打ち切り、一括して討論に入ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 第71号議案も、第73号議案も賛成の立場で討論させていただきます。

質疑の中で申し上げましたが、市が委託している事業については議論が必要かと思います。例えば、以前も御質問させていただきました、ごみ収集なんかもそうだと思うんです。特に夏の時点で、本来だったら医療廃棄物として、感染防御で完全に密封されて捨てられるべきのごみが市中にあふれるわけです。あるいは、集団集積場の場合は、少しこれ、網から出ているといって、素手で持って整理するわけです。あるいは、猫とかが散らばしちゃっていたら、お掃除する人はいるわけです。

そういうことを考えると、感染のリスクが、感染が市中拡大しちゃっている状況のときに、すぐに手を打てるためには、今、どういう策が必要かは絶対に考えなきゃいけないことで、特にごみ収集の

件とか移送の件です。移送の件についても、タクシーなんか、有償運送もそうだと思いますが、毎回消毒をたしかにしなきゃいけないんです。逆に言うと、慣れているんです、彼らは。消毒というか、酔っ払いもたくさん乗せていたりとかしていて、酔っている人が嘔吐しちゃってとかして慣れているんです、逆に言うと。だから、どういう手だてで、どういうことに必要なのかという話を意見交換をきちんとして、どういう状況が生まれるのかというのを今のうちに想定して、結べる契約があれば結んだほうがいいと思いますし、来たる第6波、いつ来るか分かりませんが、それに備えて、今のうちにできることをきっちり進めていっていただきたいと思います。

会計年度任用職員さんについてですけれども、いろいろな働き方があるかと私は思います。正規職員さんと違う点は、人事異動がない点だと思います。この仕事をここでやりたいと思ったときに、あえて、そこで会計年度任用職員でいいという選択をしている方もいらっしゃるかもしれません。そういう方たちに対して、今回、これは別に強要するものではないと思いますので、一義的には正規職員さんが、まず危険なものについて行っていただくと。だけれども、拡大した場合とか、自分で行きますといった場合に、手当がきちんと出るということだと思いますので、会計年度任用職員さんにまで範囲を拡大したことは大切なことだと思います。

ただ、会計年度任用職員さんだから行ってくださいなんていうことが絶対にあってはならないので、そこについては、くれぐれもないようにということを強く申し上げまして、賛成の討論とさせていただきます。

○【上村和子委員】 私は第71号議案には反対、そして、第73号議案には賛成という立場で討論します。

私は実は両方丸でもいいかと思いながら、悩みながらきました。今日、やり取りして、やはり第71号議案は、重松委員の質疑によって、実際、これを8月まで遡及した対応をする場合、正規職員で1、会計年度任用職員さんはまだゼロであるということなので、もう一遍考え直していただきたい。第6波ということはどう想定するかはありますが、もしも、会計年度任用職員さんに、こういう危険手当になるようなものを適用する場合の条件整備は、もっと充実したものにしてあげないと危ないんじゃないかと思います。そういう意味で、ここはもう一遍、条件整備を考え直していただきたい。

もしも、万が一、第6波が来て、どうしても会計年度任用職員さんに動いてもらわなきゃいけないときには、臨時会を開いていただきたい。そこで、そのときに出していただいて、だからそこまで、まだもう少し検討をぜひしていただきたい。なぜなら、第73号議案ですが、危険な場合、正規職員さんがやったほうがいいと思っています。正規職員さんは大変苛酷な仕事であり、だから公務員として重要な仕事ですので、私は第73号議案は賛成しますが、お金が安過ぎると思っています。このような命に関わるような業務に当たる方に、1件1,500円とか1件1,000円というのは、私は桁が違うのではないかと思うぐらいです。もっと、これは1万円超えてもいい、それくらいの業務をしていただくという意味では、金額は甚だ、私としてはこんな金額でいいんだろうかと思うけれども、今はゼロであるならば、1つでもあるほうがいいんでしょうから、第73号議案は賛成いたします。

第71号議案は、もう一度考え直していただきたいという意味で、反対とさせていただきます。

○【重松朋宏委員】 私は、第71号議案、第73号議案、両方とも賛成いたします。

他の委員の質疑と討論を聞いていまして、本当にそのとおりだということを首肯しながら聞いておりました。会計年度任用職員に、正規職員と同じ手当を適用するということについてなんですけれども、質疑の中で、原則正規職員で対応するという答弁がありました。私が気になるのは、そのことを

もって、ほぼ同一価値労働をしていながら、責任は正規職員が重いからといって、実際に正規職員の半分以上に基本的な待遇が、会計年度任用職員の待遇になっていることが固定化されていることの理由にしないように、手当を同一にするのであれば、基本給についても、責任の重さというのは多少ありますけれども、今は格差が大きいんじゃないかと思います。

それから、移送などの委託業務の問題、これも私はすごく気になっていて、コロナ禍で日常生活を送るためのエッセンシャルワーカーの待遇の低さが浮き彫りになっておりました。夏の第5波でも、自宅療養者や自宅待機者のごみの出し方が市報でも載っていましたが、ごみ収集はかなり気を遣ってされていたと思うんです。

実際には、市長の答弁ですと、これまではそういう契約はなかったし、今後については、予算措置も含めて、委託契約の中にきちんと盛り込んでいくということなんですけれども、恐らく実態としては、防疫等作業とまでは言わないですけれども、かなり気を遣わなければいけなかった作業は恐らくあったと思うので、そのことについては、委託契約にきちんと盛り込むことも大事ですし、予算措置をするということも大事ですし、より丁寧に検討していただきたいということを申し上げまして、賛成討論とします。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

まず、第71号議案についてお諮りいたします。本案に賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、第73号議案についてお諮りいたします。

本案は原案のとおりに決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで休憩に入ります。

午後2時12分休憩



午後2時29分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。



議題(6) 第72号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○【遠藤直弘委員長】 第72号議案職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 それでは、第72号議案職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明いたします。

なお、総務文教委員会資料No.77を提出させていただいておりますので、併せて御確認いただければと存じます。

まず、改正の趣旨でございます。令和元年度に発生した台風19号をはじめとした災害等への対応や、

今般の新型コロナウイルス感染症への対応においては、管理職は平時には想定されない業務に従事し、適正な公務運営の維持を図ってきており、正規の勤務時間の延長上にない勤務が増加するなど、管理職の負担が高まっている状況があります。本条例案は、それらの状況に鑑み、管理職に対する給与制度上の措置として、措置の対象となる勤務を限定し、実際にその負担が明確であるものについて、勤務を要しない日の振替等により対応できない場合に限り、特別の手当を支給する管理職員特別勤務手当を創設するため、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。

最初に、条例改正案でございます。まず、給料及び給料に含まれない手当を定義した第2条に管理職員特別勤務手当を加える改正を行います。

次に、管理職手当について規定した第14条中、管理職手当の対象となる管理または監督の地位にある職員を管理職員とし、以降、第14条の2、第14条の3においても同様の文言で整理しております。

次に、時間外勤務手当の適用除外などが定められた第14条の2を第14条の3とし、第14条の2として、新たに管理職員特別勤務手当について規定しております。第14条の2第1項については、管理職員特別勤務手当を支給する場合として、勤務を要しない日、または休日、以下休日等と言います。この日に勤務した場合、また、第2項には、休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間、こちらを以下平日深夜と言いますが、この時間に勤務した場合の2種類を規定しております。第3項につきましては、第1項、第2項で規定した勤務における手当の額の上限について規定しております。第4項につきましては、規則への委任でございます。

最後に施行日でございます。この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものでございます。令和3年4月に遡及する理由としましては、新型コロナウイルスワクチンの集団接種関連業務等を対象とするためでございます。

次に、総務文教委員会資料No.77によりまして、規則で規定する内容も含めて、内容について御説明を致します。

まず、2、制度の概要でございますが、管理職員特別勤務手当は臨時、または緊急の必要等がある場合において、明示の指示により、または明示の指示が想定される状況下で、管理職が休日等、または平日深夜に公務の運営の必要により、やむを得ず勤務に従事したときに支給されるものでございます。

次に、3、管理職員特別勤務手当の額でございますが、条例により上限を設定し、規則において条例の範囲内で規定することとしており、規則で定める管理職員特別勤務手当の額は、休日等における勤務1回につき、部長職が1万2,000円、課長職が1万円と致します。また、休憩時間等を除いた実勤務時間が6時間を超える場合については、それぞれの手当額に100分の150を乗じた額とし、平日深夜の勤務につきましては、勤務1回につき、部長職が6,000円、課長職が5,000円となっております。

資料2ページを御覧ください。次に、4、管理職特別勤務手当の支給対象となる勤務でございます。臨時、または緊急の必要、その他の公務の運営の必要により、休日等に勤務した場合、災害への対処、その他の臨時、または緊急の必要により、平日深夜に勤務した場合の2つの区分によります。平日深夜については、管理職が平日の深夜にわたって勤務する状況については、災害への対処などの特に緊急を要する場合を想定していることから、このような記載としております。

次に、5、代休等の優先及び代休等を取得させた場合の手当の不支給に関してでございます。勤務時間制度には、勤務を要しない日の振替や代休日の指定等が設けられております。そのため、手当制

度の運用に当たっては、制度の趣旨を踏まえ、管理職が休日等に勤務を必要とすることがあらかじめ分かっている場合においては、別の日に休日等を振り替え、勤務を行う休日等を勤務日に変更し、その時間中に対応することを原則とし、それにより難しい場合に限り、手当を支給することと致します。

次に、6、規則での主な規定に関してでございます。

まず、(1)でございますが、管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務は、条例の規定を踏まえ、緊急性、重要性、その他公務の性質を考慮して、任命権者が指定するものと致します。

(2)でございますが、条例第14条の2第3項第1号の規則で定める勤務、これは手当額が1.5倍になる勤務でございますが、勤務に従事した実労働時間が6時間を超える場合の勤務としております。

(3)でございますが、休日等の勤務に引き続いて、平日深夜の勤務をした場合は、その引き続く勤務、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当は支給しないものと致します。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 これも必要なことかと思えますけれども、台風19号や新型コロナウイルスで、大変な努力をされている管理職の方を、こちらから見ていても、そう感じます。そういった管理職の方、例えば、長い方ですと何連勤したとか、このぐらいの勤務があったとかというデータはあるんでしょうか。

○【平職員課長】 今回、手当を御提案させていただく、事前に調査をさせていただいたところ、新型コロナウイルスワクチン接種対策室のところで、連続44日勤務というのが発生してしまっていたというところがございます。以上です。

○【上村和子委員】 管理職の特別勤務手当の創設ですけど、まず、説明をお聞きして、管理職というのは部課長ということで、まず、こういう解釈をしているのでいいですかということと、もう1つ、午前零時から午前5時という時間帯になっていますが、午前零時までというのは管理職手当の中に入っているから、管理職の勤務時間だと思っていいんでしょうか。管理職の人の勤務時間というのはどうなっているのかと、この2点、原則ですけど確認しておきます。

○【平職員課長】 まず、1点目の管理職員特別勤務手当の対象となる職員は部課長と御理解いただいて結構です。

あと、2点目のゼロ時までには管理職の手当で入っているのかというか、管理職の勤務時間の考え方についてです。管理職は、基本的に週38.75時間の勤務時間、ほかの一般職員と同じ勤務時間の割り振りが行われております。ですので、原則としては、その範囲が勤務時間です。ただ、管理職自体は、その立場であったり、職務の性格上、自分で業務を管理するという地位にありますし、あと、勤務の在り方についても高い自己管理性を有しておりますので、逆に、例えば一般職員のように、勤務時間命令をもらって勤務するという立場ではない、逆に出す立場であるというところがあります。

ですので、勤務時間としては、当然通常の一般職員と同じ勤務時間が割り振られておりますが、業務の状況に応じては、自らの判断と責任において、一定の勤務をプラスしてやるということは、これは想定をされていると。だからこそ、管理職手当というのが支給されて、時間外勤務であったり、休日勤務手当というのは支給されないと、そういうことでございます。以上です。

○【藤崎行政管理部長】 管理職手当でカバーされる勤務の範疇としましては、国の考え方が示されておりまして、平日であれば、勤務の終了の5時15分から午前零時まで、夜中の零時です。それから、午前5時から、我々でいうと8時半の勤務開始まで、そちらについては、通常の勤務の延長線上にあ

って、この部分については管理職手当でカバーされているものという見解が出されております。以上です。

○【上村和子委員】 と考えられていて、そこに入っていなかった午前零時から午前5時まで働くような状態が生じたときに特別勤務手当を創設すると、この時間帯に関して、あと休日もあるかと思う、その時間帯において、休日等以外の日の場合の零時から5時と、あとは休日などというところで規定されていないところ以外で働いた場合に、特別勤務手当が創設されたという解釈でいいですか。

○【平職員課長】 そのとおりでございます。

○【上村和子委員】 私は、この視点でちょっと、女性が管理職になりたがらないという1つのハードルというのが、管理職手当に含まれている考え方そのものが苛酷だと思うんです。午前零時までと、それから朝5時から、もうそれまでも管理職手当に含まれていますというのが、そもそもそれが、それこそアフターファイブがないというか、プライベートな時間が、もちろんあるんでしょうけど、あってもなきがごときの、いつも緊張状態に管理職はいるだろうと思うと、もちろん零時から5時までやらなきゃいけない、つまり、もしかしたら24時間以上やらなきゃいけない事態が起きてくると、特別勤務手当の創設というのはすごく大事だし、私もまた言いますけど、この金額で本当にいいのかと、妥当性はあるかと、もっと出してあげていいんじゃないと本当は思っていますけど、でも、ないよりいいということです。

これは、私は最初から言いますけど、賛成はしますけれど、もともとの管理職の人の働き方が少し苛酷過ぎるし、これだと先ほど一般職員の働き方のところでも質疑したとおり、管理職の苛酷な状況というのが加味されたときに、今までの考え方を適用したら、女性たち、これから結婚して子供も産んでとか、男性と分け合ったにしても、男性側も大変苛酷な状況になっていて、女性も苛酷で、働き続けていけないんじゃないかと思うのですが、この辺りの管理職のそもそもの働き方改革というものについて、何か検討をされていますか。

○【平職員課長】 この委員会は一般職員も聞いていると思うので、管理職全員が、そういう苛酷な状況になっているというわけではないので、そこは御理解いただきたいというのと……（「なるほど」と呼ぶ者あり）あと……（「制度はどうか」と呼ぶ者あり）求められる職責であったり、倫理性というのは、高いものが求められるというのはあります。

ただ、現実的に、勤務の状態としては、全員が全員そういう苛酷な状況になっていないということは1つあるのと、あと、もう1つは、先ほど第70号議案で皆さん御賛成いただいた時間外の上限規制、あれは管理職も対象となります。手当が出る、出ないではなくて、健康管理の側面から上限を設けるものなので、管理職員も出退勤でオーバーしていないかというのは、それは見ていきますので、そういった意味では、管理職の勤務の在り方というのもきちっと見ていかなければいけないという考えを持っております。

○【上村和子委員】 職員さんが皆さん聞いておられるなら、何で管理職をこうやって女性たちが選ばないのかというのは、私は賢いんだろうと思っています。上司を見ながら、管理職になったら大変だとかいろいろ思ったり、そのときに、もちろんちゃんと5時になったら、部長とか課長自らが帰りますと言って帰れるような職場がつくれたら最高です。しかし、帰りますと言って帰った後に、万が一のときがあったときに、課長職というのは、実は零時まで、それから朝5時から、何かのときには動かないといけないんだと、実はその待機というのは結構心的なストレスです。忘れられないから。だから常に、もしかしたら職場によってはお酒も飲めないとか、すぐ動けるようにしておかなきゃい

けないとか、特に年末年始とか、そういうときはそういう問題が起きてくると思います。

そのための管理職手当ということも言えるのだけれども、私はもう少し、幅がある管理職手当、時間的に長いこと責任を持たせる考え方というのが1つ、今、占めているけれども、もう少し管理職手当についての市独自の考え方ができるかどうか分からないけれども、働き続けていけて、しかも自分のライフプランとぶつからなくて、管理職ができて、しかも市民に対して、緊急事態のときに対応できる仕組みというものを考えたほうがいいんじゃないか。管理職とか職員とかいうのじゃないところで、そういう検討というのが必要なんじゃないかと思うのですが、こういう検討というのはなされているのでしょうか。それともなされていないのでしょうか。新しいことです。解釈とかじゃなくて、そういうものの検討というのはされているんですか。

○【平職員課長】 検討がなされているかというところに直接お答えすると、常にそればかり私としては考えています。どうやって働き続けて、女性が管理職にも当然なって、女性に限らずですけど、仕事と家庭をちゃんと両立しながら働き続けるということは、これは私が職員課に来てから、そういった問題というのはずっと考え続けています。

ただ、やはり全て、本当にまるっと収まるものを、今すぐぽんと出すというのは非常に難しいです。時間をかけながら組織の在り方であったり、働き方もそうですけど、世の中の時勢に合わせて、徐々に変えていく必要があると思いますし、そのように今、職員課としても動いていると感じていただけているとすごくうれしいですけど、そのように考えております。

○【上村和子委員】 具体的に言うと、完全に平日深夜というのを零時から5時としないで、平日深夜も、同じように6時から翌日の勤務時間帯まで働くようなことが管理職に起きた場合とか、いろいろな事態の中で、自分の不可抗力で起きていくことだと思います。そういうときにも適用できるように勤務手当を考えたらいいんじゃないですかということを言いたいわけです。今、これだと零時から5時って、零時から5時で働くってよっぽどのときだろうと思うから、もっと時間の幅を持たせてあげたほうがいいんじゃないかという意味で聞いているんですけど。

○【平職員課長】 我々、地方公務員の制度は、大きな枠組みの中で作り上げられてきている部分があります。法律上、情勢適応の原則であったり、国の制度との均衡というところが求められてくるというところがございます。

そういう意味では、本当に自由に、完全に自律的にできるものでもないということがございますので、その部分については、御理解いただきたいと考えております。

○【高原幸雄委員】 今も議論ありましたが、先ほどの説明で、国や東京都をはじめ、各市で実施されていると、こういう説明なんですけども、国や東京都も、今、出されている質疑のようなことも十分されて実施に踏み切っているという状況なんではないでしょうか。なぜ国立がずれているのかというのが、国や東京都がやること自体反対ということじゃなくて、何でその間ずれているのかというのが気になったものだから。

○【平職員課長】 国においては、平成3年の人事院勧告で……（「3年か」と呼ぶ者あり）かなり前ですよ、平成4年の4月1日から施行されています。

東日本大震災を経て、平成26年の人勧で深夜の業務にも拡大されたと、そういう経過をたどっております。なぜ、国立市でこれまで導入していなかったかというところについては、今までは管理職手当でカバーされていたと、そういう考え方を持っていたことと、あとは、休日勤務なんかは原則として振替による対応で、休みをきちっと取っていきましょと、これは健康管理の面からも休みを取得

していくということが大事なことです、そちらを原則としていたということも、導入を急いでいなかった要因だと考えております。

ただ、台風19号の災害で管理職の深夜勤務が結構たくさん発生したのと、あとは、今回のコロナのように過度な負担が見受けられるという中で、ここで導入に踏み切ったというところでございます。

○【高原幸雄委員】 国は平成4年から、東日本大震災のときからというのは、かなり10年以上たっているわけで、そういう意味では、そんなにこの条例が適用されるということは、ある意味、非常事態に適用されると、こういうことも言えると思うんですけども、今は通常の業務の中に、管理職手当の中に時間帯が明示されているというのは、そういう意味では、特に女性の方なんかは管理職手当があったにしても、そういう職に就くというのはなかなか、ある意味で、その人の勤務に関わる、いろいろな意味での制約がありますからなかなか難しいのかとは思いますが、分かりました。

○【重松朋宏委員】 何点か、基本的なところを聞かせていただきたいんですけども、金額の根拠というのはどうなんですか。

○【平職員課長】 こちらの金額につきましては、国が制度設計の際に、半日程度の勤務を前提として、国の職員の俸給月額を基準として定めたという経過がございます。もともと半日の単位を前提としていたので、長時間に及ぶ勤務においては5割増しと、そういう位置づけになっていると。平日深夜の部分の金額については、これも国が制度設計する際に、平日深夜の勤務を行った職員に調査を行った結果、平均が2時間だったという根拠で、半日分の半分ということで、この金額になっているということです。

これらの金額は、どの自治体もこの金額を採用しているので、国立市においても、この金額を採用しているところですが、これについて、国立市の管理職の単価で確認をしてみたところ、部長職は時給で計算すると4,500円程度、課長職は4,000円程度になってきますので、高い、安いというのは、勤務時間が実際にどのくらいになるかということにもよるんですが、金額としては妥当な、国に準じたわけですが、結果としては妥当な金額になっているんじゃないかと、そのように考えております。

○【重松朋宏委員】 分かりました。私も、これはどう見たらいいのかと思ったんですけども、国や東京都は、既に施行されていると。近隣市、他市も大体、この間ずっと適用されてきているということなんですか。

○【平職員課長】 近隣市、26市の状況でございますが、15市が同じ手当の規定を持っているというところでございます。

○【重松朋宏委員】 そこで、振替できないときとはどういうときなのか、これまでも原則、振替休日前提という状態で、新型コロナウイルスワクチン接種対策室では連続44日間勤務ということがあったんですけども、これは、次の補正予算（第6号）案で手当が遡及適用されることになります。これは振替できないときであったと、言わば、お墨つきを与えることにもなろうかと思うんですけども、この基準はどう考えればよいですか。

○【平職員課長】 振替できない場合というのは、基本的にというか、振替というのは、あらかじめ前もって、土日はこういう形で勤務するけど、代わりにほかのこの日を休んでくださいと、あらかじめやるのが振替になります。したがって、真の意味で突発的に起こったものというのは、なかなか振り替えようが本来はないわけです。ですので、原則として手当を支給するケースとしては、振替ができない場合というのは、それこそ本当に深夜、火災報が出てきて、火災報で寝ているときにすぐ対応しなきゃいけないとか、例えば、生活支援をしている部署で、市民の方から急遽支援が必要だという、

助けが必要だという連絡が深夜とか休日だと管理職に入ることになっていますので、管理職が直接対応した場合とか、そういうことが原則になると思います。

振替というところについては、そういう考えを持っております。以上です。

○【重松朋宏委員】　ということは、新型コロナウイルスワクチン接種対策室の連続44日間は、振替はとてもできなかったということ。

○【平職員課長】　すみません、言い忘れました。ワクチン接種対策室のように、まさに業務があまりに苛酷で、振替自体ができないというのも、これは振替できないというところに含んで考えております。

それと、あと先ほどの質疑に戻って、予算の中で出させていただいているのは、事前の調査で出てきた62勤務に対しての予算が含まれておりますが、62勤務については、全てを精査しているわけではなくて、議案を御議決いただいた後に、改めて要件をきちっと精査をして、振替を原則としてもらうか、それとも支給対象とするかというのは精査をして、支給対象とするかどうか、改めて確認をする予定でございます。

○【重松朋宏委員】　そういうことですね。今年度の中で休日を取ってもらうということもあり得るということなんですね。振替をするのか、特別勤務手当にするのかということの判断は、管理職の場合は管理職自身が決めるということなんですか。

○【平職員課長】　例えば課長職の場合は、休日に勤務する場合は、上司の許可を得て行いますので、これは部長職に、部長職の場合は理事者にという形で承認を頂いた。支給対象の手当とするかどうか、勤務の内容と、その状況を任命権者に承認をしてもらった上で対象とすると、そのような形になります。

○【重松朋宏委員】　最後に、上村委員が指摘された、24時間365日対応が求められている中で、管理職は1人なわけです。部長も課長も代わりがない中で、管理職のワーク・ライフ・バランスと、その辺りの責任と、どう折り合いつけるのかというのが物すごく大きな課題で、手当が出るようになったので、働きづめになるというのも問題ですし、そこは体制を、管理職が部長か課長どちらか、あるいはどちらも勤務していなくても、市民対応を含めて24時間365日対応できるような仕組みも必要なのかと思うんですけれども、それがどういうものなのかというのは、なかなか私もイメージできないもので、その辺、とても責任の多い市長はどのようにお考えでしょうか。市長も1人なので、まさに代わりがないんですけれども。

○【永見市長】　どうお答えしたらいいか、なかなか悩むんですが、ポストが上へ行けば行くほど、ワーク・ライフ・バランスはなくなると。要するに、ライフは制限されざるを得ないという現実があります。これは首長は、例えば震災が起きたときに、どこの首長に聞いても3日間は寝ていない、1週間は一度も家に帰れないと、これは普通です。逆に言うと、そのくらいのSOSが入る。入るときに、いや、ワーク・ライフ・バランスですから、私は今これは振替ですからと、上に行けば行くほど駄目、駄目というか取れない。これが公務員の現実だろうと、1つはそこにプライドを持って仕事をするということの価値を見いださないと、公務員というのはお金ではないという部分があるので、そこは1つの割り切りを、課長、部長、理事者になればなるほど、上に行けば行くほど、それは自分の人生をかけてやると考えていくものだと思います。

ただし、それで、はっきり言って一般職の場合はそれでいいのかということになりますから、そのときに、これは職員課なんかと話していて、なかなか実現しないんですが、例えばイケアさんの働き

方を学びに行ったときには、自主降格というか、子育てが入って管理職をやっていたんだけど、どうしても求められるものが大きいときには、一度、一義的にそこから少し下がって、もう少し短時間勤務のライフのほうに重点を置いた勤務体制を取っておいて、今度は学童保育に入れられたからもう少し延ばせる。中学校に入ったと、じゃあ、元の管理職に戻れるとかというような弾力性のある制度運用というのを、ぜひつくっていったらいいなという話は、よく行政管理部とも話しています。ただし、残念ながら、先ほど言ったように、均衡の原則が定められていまして、手当でも何でもそうなんですけど、一方的にやれば、ペナルティーを食らうと、これが現実の今の地方自治の姿にあります。東京都からも怒られますし、総合交付金は危なくなるし。

だから、そういう意味では、国、あるいは、例えば私、これは少し別の形になるんですが、市長会ではなくて、自治調査会という組織があって、そういうところへ、自治調査会は26市のシンクタンクですけど、ワーク・ライフ・バランスを意識した勤務体系の在り方について、きちっと検討を26市が共同で進めてみるみたいなことをやろうじゃないかと話し合いをしていて、まだなっていないんですけど、そういう基礎的な在り方を積み上げていって、東京都や国へ提言していくということを26市が一緒になってやっていかないと、この問題は解決できないのかと思っています。

その意味では、首長としては、そういうことを少しずつ、少しずつ積み上げていけたら、結果として大きな一歩になるのかと思っていますので、少し頑張らせていただきたいと思います。

○【稗田美菜子委員】 それでは、何点かお伺いします。

今回の制度に当てはまる人数はどの程度いたのか、まず、お伺いします。

○【平職員課長】 対象となった勤務自体は62勤務、事前に4月から10月末までの休日等、もしくは平日深夜に行われた業務を調査しております。対象となった人数については、12管理職でございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。12管理職いらっしゃる中で、62勤務で、休日等もあるし、平日深夜もあったと。この平日深夜は平均すると2時間ぐらいという理解でよろしいんですか。

○【平職員課長】 平日深夜は、そうですね、2時間程度だったということです。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。

台風19号は、たしか2019年で、多分令和元年だと思うんですけど、これは対象にならないんですか。お伺いします。

○【平職員課長】 そうですね。遡及は令和3年の4月までと考えておりますので、対象とならないということです。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。そうすると、制度がなくても働いていてという事実があって、調査をしたのは、台風19号も調査したと言ったので、休日もあったし平日深夜も、その以前には制度はなかったけれども、実際として、勤務の実態はあったということでもいいんですか。

○【平職員課長】 深夜の勤務実態もございました。

今回、令和3年の4月以降の調査の分では、深夜の火災報なんかで、焼け出された市民の方の居住地の確保であったり、そういった業務を深夜に行っているという実態がありました。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。

火災報のところということで、防災安全課だと思うんですけども、特にそれが業務的に偏っている、課として偏っていたりという傾向があるのかどうかだけ、最後お伺いいたします。

○【平職員課長】 調査した中では、偏りは、今回の調査においてはワクチン関係の業務に偏りがありました。自宅療養支援室と、あとワクチン接種対策室、ここが圧倒的に多かったということです。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。

すみません、もう一点お伺いしたいんです。総務文教委員会資料No.77、制度の概要の中で、「臨時性又は緊急の必要等がある場合において、明示の指示により、又は明示の指示が想定される状況下で」という条件があって、しかも、「やむを得ず勤務に従事したとき」って割にハードルが高いと思うんですけども、これはどこでどうやって評価するんですか。

○【平職員課長】 これは、明示、または明示の指示が想定される場合というのは、管理職は高い自己完結性がありますので、自分で決められるというところがあります。ですので、客観性が必要だと。他の者が見ても、これはもう休日でもすぐ処理しなきゃいけないという状況を、どう確認するかということ、これは原局から手当の申請が出てきたときに、そこの部長が確認する。他部とのバランスも確認しないとイケないので、行政管理部の課長、部長が確認をして、最終的に理事者が承認するというプロセスで、そこの明示の指示、または明示の指示が想定される状況だったかというのを確認すると。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を打ち切り、討論に入ります。上村委員。

○【上村和子委員】 先ほども言いましたが、これは賛成します。賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回、ずっと職員さんの公務の適正化というのはどうあるべきかということで、審査いたしました。公務というのは、その人の職責とか立ち位置とか、それによって変わってくるだろうと。その立場、立場において、ちゃんと保障されていることが大事だろうと。正規職員と会計年度任用職員の違いとか、それから管理職と一般職の違いとか、それは大事にされなければいけないだろうと。それぞれにおいて、ちゃんと保障されるべきであろうというところから質疑したわけです。

管理職に関しまして、私は管理職手当というのは、責任についているものであって、時間についてはいけないんだと思っているんです。責任というものについて管理職手当が支給されていると。それで、その責任というのは、ある意味、例えば、時間外にいろいろな物事が起きたときに窓口になったりとか、それから判断をしなくちゃいけなかったりとか、そういった責任、判断できる力、問題に応じて即時動ける力とか対応できる、そのときは、動いたならば、そこに対して時間外勤務の手当はちゃんと保障されるべきだと思っています。二重交付にはならないと思っているんです。責任として判断する力に対して管理職手当はつけられているわけであって、時間外で働く場合には時間外の勤務手当がちゃんとあっていいと思っています。

そのようにやらないと、まるで時間についているかのように管理職手当が解釈されていくというのは、過剰な勤務状態を肯定せざるを得ないと。だけど、一般的な職員と同じ勤務時間なんですという、ある意味、解釈によってはダブルスタンダード的なところで、暗黙のうちに管理職のほうに5時15分から午前零時まで、5時から8時半まで、まるでそれが勤務のように捉えて、そのためのお金をもらっているからという解釈が成り立ってはいけないと思う。勤務時間外に起きていることは、全て私は別のお金が出されるべきだと、誰が動いても出されるべきでしょうと。管理職手当は、責任において出されているのだと。

だから、例えば優先順位の1番に勤務時間、市役所の閉庁時には、優先順位の1番に管理職の人たちはなりますと。そこにいろいろな問題が来たときは行きますと。だけど、それはあなたが動けと言っていることではありませんと。それは判断する人です。判断して、そのとき誰が動くかはチームで決めていい。だけど、それにはちゃんと適正にお金を支払われている。それは管理職自らもそうです。そういう体系を構築しないと、責任者によって、先ほど市長は最後、仕事の生きがいなんですか、責務とか使命感と、市長ぐらいになると、市長は、政治家は別だと私は思っています。私は非常勤特別職の議員ですが、365日24時間だと思っています。特別職として。寝るときも携帯は離しません。私は議員が終わったときにやっと眠れるかなと自分で思っています。でも、それは勝手にしろ、何にしろ、非常勤特別職の議員の役割だと思うから。でも、それと同じようなことを職員さんに強いていいのかと。公務員さんに強いていいのかというと、話は全く違うと思っています。

そういう意味で、誰もが管理職になりたい。管理職になっても、自分のライフプランとぶつからないで済む。そして、非常時の場合は自分は動くけど、動いたことに対して相当の手当がちゃんと保障されていく、危険手当も含めて。最後はお金しかないと思っていますので、そういったことを相対的に、仕事量とライフプランをクリアできる、それはもう既成のものの積み上げの対処療法では限界に来ていると思っています。ですから、市長自らが考えていきたいという声もあったけれども、もっと今は原則、根本に立ち返って、これからの公務員、市役所の仕事をやるために、どういう公務の適正運営が必要なのかということを抜本的に、総合的に、包括的に、プロジェクトチームなり何なりをつくって考えてみたらどうかということを提案して、賛成と致します。

○【藤江竜三委員】 この手当は、もっと早い段階に、我々としても提言しなきゃいけなかったし、つくっておくべきだったかと思います。

台風のときであったり、真夜中に呼び出されて働いていただいているということに対して、ただ、やる気とか使命感だけでというのは、それだけではいけないのかと思います。金銭的であったり、具体的な何かを、対価をしっかりと出していくということも必要だと思います。それで、今回、新型コロナウイルスワクチン接種対策室とかでは44連勤とかがあったと、本当に大変だったことだと思います。

それで、今回、こういう手当ができるわけなんですけども、それで、ならないとは思うんですけど、手当があるから当然働けよとはならないように注意していただきたいと思います。こういうものがあるんだから働いて当然だよねとなってしまうと本末転倒なので、そういったことにはならないことをお願いいたしまして、賛成の討論と致します。

○【稗田美菜子委員】 それでは、賛成の討論させていただきます。

まず、この議案を見たときに、私自身ふと思ったのは、そういえば、管理職の方の兼務という人が多いと思ひまして、数えてみました。兼務の数を。そうすると、一番兼務をしている管理職の方で、一番多かったのが兼務3つで、お一人の方。それから次が2つでお二人、それからほか1つ兼任している方が11人いて、これまた難しいんですけど、兼務ではないんですけど、事務取扱という役職があって、それを入れると13人、派遣まで入れると16人なんです。数が間違っていなければ、59人の中で16人で27.1%、約3割弱の方が2つ以上の役職を持っていて、常に働いてなきゃいけないみたいな状況であると。そもそも、ここが矛盾しているのかとかいうか、難しくしているのかという感じを印象として受けました。

ただ、今回の条例の改正については、きちんと対応していくべきところであると思いますし、今までなかった制度を、コロナを経験値として踏まえて、きちんと対応していこうという形は評価したい

と思います。

ただ、先ほど市長は他の委員からの御答弁の中で、市長は、他の委員もおっしゃっていましたが政治家なので、確かにワーク・ライフ・バランスがなくなっていくというのは、そのとおりかと私も理解するところではあるんですが、ただ、管理職の方たちを含めて、おうちに帰りたいときに帰れないときがあると思うんです。ただ、帰りたいと言えない環境はやっぱりよくないと思うんです。どんなときであったとしても。それは責任感から言えなかったり、本人の意思でしょうということの片づけ方を決してしないでいただきたいと思います。女性だけではなくて、男性でも自分から言い出せない方がいらっしゃると思いますし、今回の委員会、とてもいい議論になっていると私はすごく思って聞いていましたけれども、女性の方が深夜に呼び出されるかと思ったら、まず第一に、私みたいに小さな子供がいたら、ないない、まず思います。私が家にいない間、うちの子供は誰が見てくれるのと、背負ってきたら役所で見てくれるんですかという話になります。そうすると、自分の仕事としてこれをやっていきたい、もっと前向きに進めていきたい、私だったらこのようにできるのというクリエイティブな発想も閉じてしまうということは、私はいいいことではないと思います。

そう思うと、制度としては必要だと思いますが、この制度を使わなければいけない状況は決して起きてほしくないと思いますので、結果的に、先ほどからありましたけれども、突発的な状況だったり災害とかがあったら仕方がないと思います。ただ、これを使わなければいけない状況にならないようにしていただきたいと思いますし、何より原則はお休みをするということだと思います。先ほどの第70号議案は、この管理職の方たちが上限を決めるんですよね。ここに当てはまる方たちが。すると、これだけ働いているんだから、自分たちは。あの人たちが第70号議案の上限を決めてしまうのはとても危険になると思いますので、そこには研修も必要だと思いますし、何よりも管理職の方たちの健康をきちんと維持するような形をしっかりと進めていっていただきたいということを要望いたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

○【小口俊明委員】 賛成の討論を致します。

この間、コロナ禍という状況となって、世の中が大きく変化をしてきた、2年余りの期間であります。これまでは、いわゆる管理職の皆さんというのは、こういう特別の対応の必要性和、そういうところを想定していなかった勤務の体系であったわけでありましてけれども、そうしたことが変化してくるぐらいの大きなインパクトになるコロナ禍という時代なんだろうと思うわけでありまして。

また、一方で、管理職の方はいわゆる実務をなさる御担当の皆様がスムーズに、業務が適切に行くために、しっかりと管理をしていただくという重要な実務があつて、それこそが日々、追われるような状況であつては、皆さんにスムーズに働いていただくような管理が難しくなってくるといった側面もあるかと思ひまして、本来の形に1日も早く戻れるように、コロナ禍ということも、また、さらなる対応ということも見えてくる状況の中で、対応が求められてまいります。そうしたことも踏まえて、しかしながら、こうした非日常的な状況、あるいは突発的な状況、これにも対応できていく制度の整備ということは必要なことでありますから、今般の改正案に対して、賛成と致します。

○【高原幸雄委員】 大変自治体の使命と、それからそこに働く公務員のそうした使命から照らすと、市民の安心安全、財産を守るという立場で考えると、当然管理職員の特別手当というのは必要になってきているし、緊急事態にそういうことが起こり得るということで見れば、当然、この手当は必要だと思いますので、そういう点では、今後、そういう事態が起こらないということが一番いいわけですが、そういう事態に備えての手当ということですので、ぜひこれは有効に活用させてもらいたい

ということを要望して、賛成と致します。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで休憩に入ります。

午後 3 時 2 2 分休憩



午後 3 時 4 0 分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。



議題(7) 第 77 号議案 令和 3 年度国立市一般会計補正予算(第 6 号)案

(歳入のうち所管する部分、議会費、総務費、消防費、教育費、公債費、
諸支出金)

○【遠藤直弘委員長】 第77号議案令和 3 年度国立市一般会計補正予算(第 6 号)案のうち、総務文教委員会が所管する歳入、議会費、総務費の一部、消防費、教育費、公債費、諸支出金を議題と致します。

当局から補足説明はありますか。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第77号議案令和 3 年度国立市一般会計補正予算(第 6 号)案のうち、総務文教委員会の所管する部分につきまして補足説明申し上げます。

初めに、5 ページをお開きください。第 2 表、債務負担行為補正は、総務文教委員会の所管するのは追加が 2 件です。小荷物昇降機改修工事については、新型コロナウイルス感染症の影響により、第七小学校の小荷物昇降機改修工事に係る部材の調達に時間を要するため、期間を令和 3 年度から令和 4 年度まで、限度額を 763 万 9,000 円とする債務負担行為を追加するものでございます。庁舎建物管理等業務委託料については、プロポーザル方式による複数年契約を締結するため、期間を令和 3 年度から令和 6 年度まで、限度額を 1 億 9,534 万 9,000 円とする債務負担行為を追加するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

14 ページ、15 ページをお開きください。款 16 都支出金、項 2 都補助金は、歳出の補正予算に対応し、東京 2020 大会開催関連事業費補助金を減額するものでございます。

項 3 委託金は、歳出の補正予算に対応し、東京都議会議員選挙費委託金の減額を行うものでございます。

款 19 繰入金、項 2 基金繰入金は、今回の補正予算の 100 万円単位の財源調整として、財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

16 ページ、17 ページをお開きください。款 20 繰越金、項 1 繰越金は、100 万円単位未満の財源調整のため、前年度繰越金を増額するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

18 ページ、19 ページをお開きください。款 1 議会費、項 1 議会費は、決算見込みにより職員人件費

等を増額するものでございます。

20ページから23ページにかけてが、款2総務費、項1総務管理費です。22ページ、23ページをお開きください。くにたち未来寄附の件数及び金額が順調に伸びていることから、寄附システム包括支援委託料を増額するものでございます。

22ページから25ページにかけてが、項2徴税费です。22ページ23ページをお開きください。決算見込みにより、職員人件費等を減額するものでございます。

24ページ、25ページをお開きください。項3戸籍住民基本台帳費です。コンビニ交付による証明書の発行件数が当初の見込みを上回ったことに伴い、証明書コンビニ交付事務委託料を増額するものでございます。

24ページから27ページにかけてが、項4選挙費です。26ページ、27ページをお開きください。東京都議会議員選挙終了に伴い、選挙管理事務員報酬を減額するものでございます。

項5統計調査費は、決算見込みにより職員人件費等を増額するものでございます。

28ページ、29ページをお開きください。款6監査委員費です。決算見込みにより、職員人件費等を増額するものでございます。

30ページから35ページにかけてが、款3民生費、項1社会福祉費です。34ページ、35ページをお開きください。決算見込みにより、国民年金費に係る職員人件費等を増額するものでございます。

58ページ、59ページをお開きください。款9消防費、項1消防費は、今年度の委託金確定により、都消防委託金を増額するものでございます。

項2災害対策費は、総合防災訓練が中止となったことにより、総合防災訓練会場設営委託料を全額減額するものでございます。

60ページ、61ページをお開きください。款10教育費、項1教育総務費は、GIGAスクール構想により配備したICT機器の通信速度改善を図るため、ネットワーク機設定委託料を増額するものでございます。

62ページ、63ページをお開きください。項2小学校費は、第八小学校の特別支援学級において少人数指導を行うに当たり、教室を区切るため、間仕切り設置工事請負費を追加するものでございます。

62ページから65ページにかけてが、項3中学校費です。64ページ、65ページをお開きください。契約差金により、第一中学校特別教室機能等移転改修工事請負費を減額するものでございます。

項5学校給食費は、決算見込みにより、職員人件費等を減額するものでございます。

64ページから67ページにかけてが、項6社会教育費です。66ページ、67ページをお開きください。マタギ体験学習会の参加が見送られたことにより、旅行業務委託料を全額減額するものでございます。

66ページから69ページにかけてが、項7社会体育費です。68ページ、69ページをお開きください。オリンピック・パラリンピック競技大会終了に伴う契約差金により、会場設営等委託料を減額するものでございます。

68ページから71ページにかけてが、項8公民館費です。68ページ、69ページをお開きください。決算見込みにより、職員人件費等を増額するものでございます。

70ページ、71ページをお開きください。項9図書館費は、電子書籍の冊数を拡充するため、電子書籍賃借料を増額するものでございます。

72ページ、73ページをお開きください。款11公債費、項1公債費は、過去に借り入れた地方債の償還において利率見直しがあったことから、償還元金の増額及び償還利子の減額を行うものでございま

す。

74ページ、75ページをお開きください。款12諸支出金、項2諸費は、令和2年度の補助額等の確定に伴い、国・都支出金返納金を増額するものでございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。

歳入歳出一括して質疑に入りますが、質疑の際には補正予算書の該当するページを発言していただきますよう、よろしくお願いいたします。また、時間も迫っていますので、端的な質疑をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑を承ります。小口委員。

○【小口俊明委員】 では、端的に伺ってまいりますけれども、補正予算書の21ページのところで、総務費、情報セキュリティ関連経費というところの中に、減額補正で情報セキュリティ外部監査等実施委託料の100万円余りの減額があります。この内容を教えてください。

○【山本情報政策担当課長】 こちらにつきましては、令和2年度に、国の地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン、こちらが見直しをされました。これに伴いまして、市の情報セキュリティ対策基準、こちらのほうの見直しを今年度、令和3年度行う予定でございました。その民間事業者への委託料というのを計上させていただいたところになります。なんですが、令和3年度につきましては、テレワークですとか、あとウェブ会議システムの導入など、新型コロナウイルス関連の対応業務等も優先して取組をさせていただきました。

また、令和4年度、来年度セキュリティー対策の抜本的な見直しですとか、対策の機器の更改というものを実施する予定になっておりますので、その機会に合わせて、この対策基準見直しを行うということで、今年度の見直しというのをちょっと見送りさせていただきまして、委託料を減額補正させていただいたと、そういった形になっております。

○【小口俊明委員】 ということは、予定をしていたものが、その実務を行わなかったから、一切減額、全てを減額した、そういうことですか、内容的には。

○【山本情報政策担当課長】 予定しておりました見直しを来年度に見送りさせていただいたところになります。

○【小口俊明委員】 ということは、予定をしていたというその内容について、これは国のガイドラインが変わったというところで予定をしたという御説明でしたけれども、それを理由があって、コロナとか幾つかおっしゃっていましたが、理由があって今回はやらないと、見送りと。令和4年度以降に、また別の変化があるんですか。セキュリティー関係のさらなる何か見直し等があるようなんですけれども、その中身、どういうところをポイントにして見直しということに取りかかっているのか。2通りあると思うんですけれども、既に予定していた、今回、見送ろうとしているときにもガイドラインの変更によってこういうポイントで見直そうという方針を持っていたと思うんです。それを見送ったわけなんですけれども、その内容のポイントは何か。そしてまた、さらに、令和4年度以降に、もう一段の見直しのお話が今答弁の中にありましたから、2段階目の見直しのポイントがあると思うんですけれども、それを整理してちょっと教えてください。

○【山本情報政策担当課長】 まず、見直しの今委員からおっしゃっていただいた第1点目予定していたものというところになりますけれども、先ほどちょっと御説明させていただきましたけれども、テレワークですとかウェブ会議システム、こういったコロナで新たに取り組んだもの、当然今のセキュリ

ティ対策基準のほうには来てございませんので、まず、そちら盛り込んでいくと、そういった予定でございました。

また今度、2点目ですね、盛り込んでいく内容と致しましては、今後の取組課題といったところで無線LAN、庁内で今LANというのは有線で引いているものになりますけども、そちらを無線で引くという取組というのがあります。そうすることによって、民間などでも行われていますけど、フリーアドレス制PCを持って、様々な場所で働くことができると、そういった取組なども今後検討していく必要があるかと思っておりますので、そういったところのセキュリティー対策、こういったところも盛り込んでいきたいと考えております。

○【小口俊明委員】 過去には、いわゆるUSBに行政の情報、あるいは個人情報も含まれているのか、そういったものを持ち帰る、あるいは持ち歩き、その経過の中で紛失というような事故につながったような事例もあって、それを防止するような情報セキュリティーの対応なわけですけども、今日的には、テレワークというようなところ、新たな局面、その対応が必要ということだと思います。また、ネットワークということのようでした。

その上で、実務的にこの令和3年度、今年度においては、何か課題等、あるいは、いわゆるインシデントというような情報セキュリティー上の課題になるようなことというのはありましたか。

○【山本情報政策担当課長】 今おっしゃっていただきました、通常業務の中でのインシデントですので、そういったもの、大きなものに関しては、今年度に関しては特にないという認識でおります。

○【小口俊明委員】 分かりました、ありがとうございます。

それでは、次に、もう1つ別の質疑をします。65ページの中で、学校給食センターのところです。

会計年度任用職員の給食センター調理員報酬というところで、プラスの補正になっています。これは、人員増というようなことなんでしょうか。どういう変化、何があったのかというところを伺います。

○【土方市立学校給食センター所長】 会計年度任用職員報酬の増額補正につきましては、年度途中、5月末になるんですが、調理員であった短時間の再任用の職員が退職したことに伴いまして、補充として、第1種の会計年度任用職員を新たに雇用したことによる増額補正ということになってございます。

○【小口俊明委員】 途中で退職があって、それに補充をする。いわゆる、新しく増やしたということではなく、補充対応と、そういうことなんですね。分かりました。

続いて、3つ目、69ページになりますけれども、オリンピック・パラリンピックの関連です。

減額補正で、これは決算見込みというお話でありました。例えば会場設営等委託料というようなところ、こうした事業費を使って、以前には、国体のときなんかは、国立の中でもウェートリフティングというようなことで非常に大きく事業展開をしながら、市民の皆様も本当に喜んで対応があった時期もありました。今回コロナ禍において、非常に全国的にも、あるいは国立市としても、様々な対応に迫られて苦しみを覚えたところもあったわけでありまして、今回のこの予算の中で国立としては、オリンピック・パラリンピック、この事業に関連してどのような活動が行われたのかを教えてください。

○【井田生涯学習課長】 オリンピック・パラリンピックの関連事業でございますけれども、委員おっしゃられたとおり、新型コロナウイルスの影響で様々な変更が生じました。その中で実施できたことというのが、まず、我々シティドレッシングと呼んでいるんですけど、市内の聖火リレーが通

るルートだったところをフラッグで装飾したりということは、まず1点やらせていただいたと。あわせまして、パラリンピックの採火式については実施させていただいた。一番市内のメインでありました、オリンピック・パラリンピックの聖火リレー、市内でのというのは中止になったというところでございます。以上でございます。

○【稗田美菜子委員】 それでは、何点か質疑させていただきます。

補正予算、まず、21ページの庁舎等維持管理費の中で、通信運搬費50万円の増額補正があります。内容がどんなものなのか伺いたします。

○【津田総務課長】 通信運搬費50万円の内訳です。具体的には庁舎の電話料になりまして、大きく2つございまして、1つが今後の電話使用料の見込みによるもの、もう1つは代表電話から保健センターに転送できる、そういう仕組みを設けましたので、その内容となっております。もう少し詳しく説明しますと、電話使用料につきましては、令和3年の4月から10月までというところをちょっと区切りさせていただいて、令和2年、令和元年と比較しますと、通話料自体が、月によってもちろんばらつきはございますけれども、令和2年度の比較では3%程度、令和元年との比較では13%程度上昇しているというところがございますので、その部分、大体35万円ほど見込ませていただいております。

あと、保健センターの転送の電話のことなんですけれども、やはりコロナ禍において市民からの健康相談、市役所にも電話を頂くことが多くございます。そのような中、今までは、保健センターの電話番号を御紹介しかけ直していただいた、こちらやっぱり市民に寄り添う形でさせていただきたいと思って、このたび代表電話にかかったものを保健センターに転送できるような仕組みをということで、こちら15万円ほどというような内訳になっております。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。電話料の純粋な増員が電話料金ということで35万円分、元年比較でいけば13%増、令和2年比較でいけば3%増、残りの15万分については、今までは保健センターに転送できなかった、かかってきた電話については一度切っていただいて、もう一度御本人がかけなきゃいけなかったという状況を、その場で転送できる形にさせていただいたということで。分かりました。コロナもあって、電話番号、もちろん保健センターのも周知をしたと思いますが、もちろん市役所にかけてくる方もいらっしゃると思うので、適切な対応をしていただいたんだということで理解を致しました。

次の質疑をさせていただきます。ページでいうと、23ページ、女性支援担当の会計年度任用職員さんの報酬が14万4,000円と増えております。これは増額補正、過去にもありましたし、いろんな取組されていると思いますが、今回はどのような理由だったのか伺いたします。

○【吉田市長室長】 こちらは、コロナの影響を受けまして、令和2年度はコロナ前よりも相談が大幅に増加しました。令和3年度につきましても、同様に相談件数は増加している状況です。

特に、この令和3年度の特徴としましては、一時保護をする件数が大幅に増えております。コロナ前の令和元年や平成30年は年間1件、2件程度だったものが、昨年度、令和2年度は5件、これも非常に多かったのですが、令和3年度、この半年間で、もう既に8件ある状態です。緊急一時保護すると、やはり約1か月ぐらいは集中的な支援が必要になってきます。また、もう一方で、令和3年度は、市外、いわゆる23区等のシェルターやNPO等の女性支援団体と連携するケースが多かったため、職員のほうが時間的にも非常に拘束時間の長い支援というものが発生したということが要因であります。

○【稗田美菜子委員】 件数がここ半年の中で、もう既に去年の分を上回っているといったことで増

えているといったことで、特に特色としては、一時保護の件数が増加傾向にあるというところで、これまでの、お話できる範囲でいいんですけども、分析をどのようにされているのかお伺いいたします。

○【吉田市長室長】 やはりコロナの影響もありながら、非常に複雑な支援に向けての課題をお持ちになる女性の方が多いという印象があります。例えば、若年女性、例を言えば、例えば児童福祉法の対象から少し外れたといいますか、出た方についての支援というのは、なかなか御本人の持っているこれまでの経験だったり望んでいる支援の在り方と実際の支援の枠組みとが合わないというところがあります。令和3年の市議会の第2回定例会で、包括的女性自立支援の法整備の意見書を議会のほうでも出していただいておりますが、まさにその支援体制というものが体系化してないことで、自治体独自の支援策、または個々の職員が、本当にインターネット上からいろんな団体を探してマッチングさせていくというような人海戦術の中で支援を行わざるを得ない。そんな状況が今年度についても引き続き起きているというような状況だと考えています。

○【稗田美菜子委員】 御答弁ありがとうございます。制度がないのでマンパワーで対応するしかないといったことで、しかも情報についてどこかに集約されているわけではないから、インターネット上の中で、普通の人がやっていることと一緒にですね。行政だから特別ではなくて、地道に1つずつ探して、この人にとっていいものは何なのかを探していただいているといったことで、大変だと思いますけれども、丁寧にやっていると理解を致しますので、引き続きよろしくお伺いいたします。

次の質疑させていただきます。同じく23ページの寄附事業費について、大分増額しておりますけれども、何の事業について伸びているのか、特色とかあれば、それを分析結果を伺いたいのと、もしサイトによって違いがあるのであれば、どちらかのサイトが多いとかという傾向があるんだったら、その傾向もお伺いいたします。

○【簗島政策経営課長】 寄附事業費の増額補正の要因でございますが、まず、令和3年度当初予算につきましては、平成30年度、2018年度の寄附額を参考にしまして、寄附額は7,645万円と想定して、この寄附の包括支援委託と手数料というのを計上しています。

今回増額補正いたしまして、おおむね令和2年度、昨年度と同程度の寄附額、9,459万円だったんですが、この程度の寄附まで対応できるように増額補正をしています。

算定根拠としては、返礼品が不要な寄附等もございますので、9,000万円の寄附額を基準に、委託料ですとか手数料を算出して計上しているといった状況です。令和2年度と同程度というところなんですけど、ちょっと古いんですけども、9月末、10月頃ぐらいの時点では、令和2年度の同時期と比べてほぼ同額だったといったようなところから、令和2年度と同程度の寄附というところで想定して今計上しています。

それから、寄附のサイトごとなんですけど、ちょっと今詳細な割合等を手元に持っておりませんが、おおむね半々程度ということで予算の設計上は算定しているといったところでございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。当初予算に対して増えているといったことで、特に寄附が増えているわけではないと、例年どおりだということで理解を致しました。

それでは次の質疑をさせていただきます。27ページの東京都議会議員選挙費のところですが。減額補正、全部でいくと725万3,000円、大分一時期に比べたら開票作業はずっとスムーズになったと思いますし時間短縮できていると思います。どのような工夫をされていて、どのような取組をされているのかお伺いいたします。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 開票作業につきましては、毎回工夫をしている状況ではありませんが、読み取り機、こちらのほうを今入れているものが、電池及び表裏を分類しなくても、そのまま読み込んでいけるということで、それを今回、都議会議員選挙でも1台増設しまして3台入れています。それにより、かなり手間がかからなくなったということで、それに合わせて点検のほうもかなりスムーズに進むようになり、開票作業のほうはスムーズにいて、時間のほうも速くなっているという状況でございます。以上でございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。開票作業がスムーズにいくことによって人件費はどの程度変わってくるのか、人件費について大分大きいと思うんですけども、その辺もお伺いできればと思います。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 開票作業につきましては、予定としては、いろいろトラブルとかも予想されるということで、大体24時ということで予定はされているんですけど、今回の都議会議員選挙につきましては、大体早い人で22時30分から23時でほぼ終わっているの、費用としては20万から25万程度は抑えられているというところになっております。以上でございます。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。時間短縮することで大分変わると。選挙によって状況が違う、出ている人数にもよりますし、今回みたいな例えば国政選挙であれば最高裁判所の裁判官といっても、1つ選挙の数にもよると思います。なんですけども、絶えず工夫しているということで、機械を入れて、RPAの効果がどれだけのものなのかというのはまず第一に経験されていると思いますので、そういう情報共有も、ぜひほかの課にわたって、ほかの部にも、機械を入れるとこれだけ変わったということはぜひ共有していただければと思います。

それでは、次の質疑をさせていただきます。59ページ、消防費の中でお伺いいたします。

防災訓練企画、実施事業費の中について設置・設営等、総合防災訓練会場設営委託料がまるっとということだと思います。117万7,000円分の減額補正、これは、総合防災訓練を開催する代わりに、小さなミニ防災訓練というんですか、親子で参加できるような防災訓練を2か所にわたって実施したと思います。この減額の内容としては、会場設営の委託料がそのままなくなったと思いますが、本来だったら、防災訓練は市域全体で行うものだと思いますし、それを2か所で行って、しかも親子防災のようにしたということは、ある程度の効果とかある程度の目的を見据えてやっていたのかと思いますが、その辺どうなっているのかお伺いいたします。

○【松平防災安全課長】 お答えします。10月30日に開催いたしましたミニ防災訓練ですけども、こちらは新型コロナウイルスの影響によりまして、これまでの総合防災訓練の実施が困難であったということのため、あえて市民には広く周知せず、市内の2つの公園で、小規模ながら訓練を行ったものでございます。

ターゲットとしましては、公園を利用している、主に子育て世帯の方々を対象として、防災意識の啓発と市の防災情報、こちらは市の補助事業とか電話応答サービスが開始しましたので、そちらの御案内、あと備蓄の関係の御案内をさせていただいたものでございます。

当日は、多くの親子連れの方が主に御参加を頂きまして、233名の方が御参加いただきました。こちらで市の防災情報につきましても知っていただけたのかと考えております。

また、告知なしで訓練を実施いたしましたが、訓練参加者からは、より緊張感があったというような御評価の御意見も頂いてございます。なので、効果があったものと捉えてございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 この小規模なものについては効果があったというのは理解するところではあるんですけども、コロナであったとはいえ、市域全体に広げなきゃいけないことを小さくしたということは、それは当然、本来だったら受けられる情報だったりとか知れる、触れられるようなものについて触れなかった方たちがいるわけですね。そこに対してはどのように考えているのかお伺いいたします。

○【松平防災安全課長】 こちらは、今年度につきましては、不特定多数の市民の方が参加する大規模な訓練の実施が困難であるということで、小規模の訓練や出前講座を実施することで、コロナ禍における防災力向上を図ってまいりました。

今後ですけども、新型コロナウイルスの関係の状況にもよりますが、総合防災訓練をはじめとして、各地域における避難所開設訓練、あと出前講座等を実施しまして、市全体の防災力向上に努めていきたいと考えております。以上です。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。出前講座もやって避難所訓練についてもやっているところもあると思いますので、これからしっかり取り組んでいくということは分かりました。しかし、出前講座について例年より多く取り組んでいただいているならいいんですが、場所を区切ってしまったりとか不特定多数にしてというのはある意味有効でもあるんですけども、やっぱり小さくすることで情報の量は圧倒的に伝わっていかなくなりますので、そこについては、ぜひ注意していただきたいと思います。

今回のミニ防災訓練の中で防災意識の向上と防災情報について伝えたと。あと備蓄について伝えたと御答弁があったんですけども、アレルギー対応とかについてちょっとお伺いしたいんです。アレルギーがある子供とかアレルギーがある人にとっては、コンタミネーション、混入してしまうことがリスクがあって一番怖いことだと思うんです。例えば、避難所運営訓練とか、あるいはこの防災訓練の中で、アレルギーを持ってない人は割にそういうのを気にせずに、混ざっても別に、細かく混ざっていないから大丈夫でしょという感覚でいたりすることが多いんですが、実際にはアレルギーの程度によって死んでしまうような場合もあったりとか呼吸困難になってしまう場合もあるんです。空気の中で混ざってしまうだけで問題があったりする場合もあると思うんです。

そういうのをすごく不安に思っている方はそんなに少ないと思っているんですけども、そういったアレルギー対応などというものの防災訓練とか、あるいは液体ミルク、他の議員からも多く質問が出ていて備蓄が始まっていると思いますが、そういった新しい防災備蓄とかについての周知とか訓練などを行っているのかどうかお伺いいたします。

○【松平防災安全課長】 お答えします。令和3年度からですけども、アレルギー対応の備蓄を購入してございます。

具体的な数量と致しましては、乳アレルギーの対応は14.5グラム入りが108袋、乳・大豆アレルギー対応につきましては、17グラム入りで120本購入してございます。また、液体ミルクにつきましても、240ミリリットル入りが、缶なんですけども、792本を購入してございます。

こちらの周知なんですけど、子ども家庭支援センターのパパ講座とか、あと各種訓練の中で、あと出前講座等々で、こういうアレルギー対応の備蓄を買っていますということで広報をさせていただいているような状況でございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。今については多分、粉ミルクのところだけですね。子供たちなので、子供に限らず、食事のほうというんですか、アルファ米のほうでも多分アレルギー対応の

部分はあると思うので、それを混合しないような訓練とかというのをぜひ必要だと思いますので、配付すればいいでしょうという問題じゃないですよ。保管もそうですし、どう配付するかによって混ざってしまうことがありますので、それが一番で、見た目同じだったりするじゃないですか、防災備蓄は大体銀色のパックとかに入っていて、よく見たら黒い細い文字で書いてあるけど、よく見ないと分かりませんみたいな。混入しちゃってとか、あるいは、災害が起きました、ほかの地域からいろんな物資が送られてきました。それぞれ袋に入れました。各家庭に渡しました。各家庭で子供が取りに来ました。例えば、お兄ちゃんアレルギーがないけども、弟にはあって、お兄ちゃんパンを食べて、その弟も食べましたといったアレルギーだったとか、大いにあるので、アレルギー対応をどうするのかということはきちんと考えておかなきゃいけないことだと思います。ぜひその辺、検討していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○【松平防災安全課長】 今委員おっしゃられた御意見を踏まえまして、訓練等々、出前講座も含めて広く周知するとともに、訓練で、誤って配付等、誤飲をしないように訓練していきたいと考えております。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ありがとうございます。

もちろん、家庭が気をつけて対応するので、窓口がしっかりしていただければ大丈夫だと思いますので、そこをぜひ御検討いただければと思います。

それでは、教育費のところです。質疑を続けさせていただきます。教育費の中の、61ページ、教職員研修のところをお伺いいたします。

特別旅費で12万4,000円だとか、会場等借上料で11万4,000円とかという形で減額補正されているので、恐らく研修がなくなったと思います。この研修がなくなった代わりの研修とかというのは、企画されていたりとかあったのかどうか、純粹になくなってしまったのかどうかお伺いいたします。

○【川畑指導担当課長】 こちらの研修は、初任者の宿泊研修でした。コロナ禍のために宿泊研修自体は見送りました。同じ内容のものを、会場を変え、国立第五小学校を借り、宿泊ではなく通所という形で、予定していた研修の内容は全て終わっております。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。純粹になくしたわけではなくて、きちんと初任者研修のほうでやっていたかかないといけないと思うので、きちんと終わったんであればありがたいと思います。学びの機会がなくなってしまうことは最もよくないことだと思いますので、取り組んでいただきたいと思います。

それでは、同じところの61ページの情報教育等関連事業費のところでお伺いいたします。

これ125万8,000円は通信の部分のところなんだと思いますけれども、最初に補足説明のところにあった部分だと思いますが、もう一度確認のためお伺いいたします。

○【川畑指導担当課長】 こちらも、GIGAスクール構想によるタブレット端末を用いた授業、今盛んに行われるようになりました。当初、整備をする段階のときには、様々なプランの選択肢があったわけですが、その時点では、どのくらい活用され、どのくらいの負担があるかというところの見通しは困難でありました。そのため、最もシンプルな契約からスタートし、活用状況に応じて改善をしていくというところでスタートしております。

先ほども申し上げましたけども、今、各学校のほうで盛んに活用するに当たり、インターネットにつながりにくい状況等の課題が見えてきておりますので、ここで、回線速度を上げたりとか、今課題に挙がっていることを改善して強化するために、補強するために予算として計上しているところです。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。御説明、細かくありがとうございました。世の中とか、通信でいくと、それこそ一番大きいところは無制限とかでやっていると思うんです。音楽も画像も無制限の電波をやり取りしているというようなプランは、大体今主流になっているんじゃないですか。映像を見たりとかそういうのには無制限じゃないと大分大変だと思うので、今回この通信の125万8,000円というのは、G I G Aスクール構想の中での1ギガ増量、1ギガまで使えるということという内容だと事前のヒアリングで伺ってはいるんですけども、そこがちょっと見えてこないんですが、1ギガで足りる教科内容という形になっているんじゃないかという心配をしています。これ、内容を確認のため伺うんですけども、何にどのプランを、プランをどう変えるんですか。通信速度ですか、通信容量。

○【川畑指導担当課長】 まず、インターネット回線の構成自体が、今、多少学校だけでなくて幾つか含まれている構成になっているものを、そこを整理して完全に学校だけというような形にするところ、その既存の機器のための設定変更をするために費用が必要となっております。

そこから、インターネット回線の構成を変更した後に、学校に関する幹線部分の回線のほうを、今委員もおっしゃられましたけれども、今100メガしかないものを1.15ギガに増やすというところになっております。

ですので、今そこで、学校から市役所につながる回線を太くすることで、現在生じている課題が解消できると考えているところです。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。そうすると、それは学校の現場だけのお答えなのか、それともそこに専門家が入っているのか、お伺いいたします。

○【川畑指導担当課長】 これは、回線自体ですので、そのまま学校が使っているものといったところです。

○【稗田美菜子委員】 その学校が授業するとか、あるいは学校側が市役所と連絡を取りたいといったときに、どういうものをどれだけ必要だという判断をするのに当たって、学校の先生だけで判断されているのか、それとも、そういうI C Tとかに強い方が入られるのかお伺いいたします。

○【川畑指導担当課長】 実際の今活用されている、つなげているそのもの自体を集計を取っておりますので、そこから算定しております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。あとは討論でさせていただきます。

それから、次のページ、63ページになります。小学校費の中でお伺いいたします。

五小と七小に運営・維持管理費があります。七小については、補足説明にありましたけども、昇降機において債務負担行為をかけています。エレベーターをつけるのに債務負担行為はどういうことだったのかと思うんですが、まずその説明をお伺いすると、合わせて五小の質疑についてですが、中身が何なのかお伺いいたします。

○【近藤建築営繕課長】 お答えします。七小の小荷物専用昇降機は、昭和47年以降更新されておらず老朽化していることから、年間の保守点検に更新するよう指摘を受けております。実際、今年度も2回ほど機器トラブルに見舞われて、うち1回は人力で給食を各階に運ばなければならないという事象が起きました。これまでは何とか1日で機器トラブルを解消していますが、今後重大なトラブルが起き、学校運営に多大な支障を来す可能性があります。質疑委員おっしゃるように、通常であれば単年度で工事を完了させるところですが、それなので、令和4年度、当初予算で要求させていただく予定でした。しかし、電子部品メーカーの海外経営拠点がアジアに集中しておりまして、昨今のコ

コロナ禍によりロックダウンが実施され、人の移動が大きく制限されて、工場の低下、あと停止が免れぬ事情となり、現在小荷物昇降機の注文が山積みとなっているという情報を取引のメーカーから得ました。その情報に基づいて市のほうも調査しまして、それが事実ということが分かりまして、給食がない夏休みを利用して改修工事を実施しなければならないことから、製品の安定供給が必須と。よって、今年度に製品を確保するため、本会議で債務負担行為を要求させていただいたところでございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 五小がまだですね。

○【高橋教育総務課長】 こちら、小中学校における消耗品費の補正につきましてですが、夏から秋にかけてまして、コロナの第5波より都内の感染者数が大きく増加いたしました。比較的子供に感染しやすい傾向があった従来株と異なり、デルタ株は子供への感染力も大人と同程度にあると言われておりまして、当初予算策定時の想定以上に感染症対策が必要になりました。

こういった対策を行ったことで、本来学校運営に必要なプリンターのトナーであったりとか通常の上質紙であったりとか、こういった消耗品に係る予算が不足する学校があったことから、ここで補正を行うものでございます。

また、こちらに記載していない他校につきましても、消毒液等の在庫が不足するところではあるんですけども、こちらにつきましては、保健センターの在庫を活用するなどして対応してまいります。以上です。

○【稗田美菜子委員】 すみません。最後に、小学校の特別支援学級運営整備事業費のところでお伺いいたします。

これ、間仕切り設置工事ということですが、まず、間仕切りをつくるのにおいて基準になるようなものがないと思うんです。今回は多分、教室を使っていくに当たって、今その特別支援教室を使っている子供たちと支援教室の広さを考えると、これだけのスペースと間仕切りが必要だよねという考え方に基づいてこの間仕切りの数が出てきているのか、子供たちがこう過ごす場所としてこれぐらいの間仕切りのスペースが必要だよねとして考えた考え方によって間仕切りのスペースがつけられているのか、どちらの基準なのか、明確な基準がないのでどう考えられたのか、お伺いいたします。

○【川畑指導担当課長】 今回の八小の間仕切りに関しましては、実は現在も1つの教室を2つに分けて使っているというような現状がございました。ただ、その仕切っているものが、視野を遮る程度のパネルを置いていた関係があり、さくら学級は、今年度途中にも3名の転入があったり、児童数が増えております。子供たちに個に応じた学習をする上で、小集団にしたりとか、時には個別にするときに、どうしてもその場所が必要となること、あともう1つは、やはり音がかなり漏れてしまうので、別の学年が別の学習の内容をしている状況の中で、少しでも落ち着いて学習が取り組めるようにしたいと考えて、今回判断をさせていただいたところです。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ほかの小学校はどのようになっているのか、併せてお伺いいたします。

○【川畑指導担当課長】ほかの学校も、同様に、やはり教室を区切って使っているところが多いです。ただ、その場合には、天井からしっかりと区切っている学校が、今そこに改善をしつつあるところなんです。また、学校によっては教室数に余裕があると、仕切らずに教室を使うということも選択肢の中にはありますので、順次対応のほうを考えているところです。

○【高原幸雄委員】 幾つか質疑させていただきます。27ページの都議会議員選挙関連経費が318万

9,000円減額になっております。ここで現在の選挙で、都議会議員も含めてですけども、郵便投票の件数と、それからその規定がどうなっているかということをやっと聞きたいと思うんですが。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 郵便等投票についてお答えいたします。まず、郵便投票の投票状況ですが、これについては、証明書の発行者数ということになるんですけど、こちらのほうが合計で、まず制度のほうは、しょうがいしゃのほう障害者手帳の1級から3級の中で、下肢とかいろいろ部分的なものの制限がありますので、そちらになっておりまして、介護度のほうは要介護5が郵便等投票の対象となっております。人数につきましては、しょうがいしゃのほう24名、要介護5のほう1名ということで合計25名となっております。投票のほうは、総数で19名ということになりますので、そちらのほうということになります。以上でございます。

○【高原幸雄委員】 規定でいきますと、介護のほうで要介護5が対象ということなんですけど、要介護5という認定は、かなり身体的に自由が利かないという認定の中で郵便投票となっているんだと思うんですけど、実はうちの団地なんかでいきますと、階段が下りられないという人が実は要介護3の認定でも実際にいるんです。介護のあれについては介助者が来て介護してくれるんですけども、そういうことについて規定を緩和するということが必要じゃないかと思うんですが、その辺のことについては、今どんなことになっていますか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 要介護については、前回の参議院選挙、令和元年の、その前の年に政府のほうで、要介護3、4に拡大すべきということで議論はされていまして。ただし、そのことが、実際に参議院選挙になったときに、言い方はあれなんですけど、立ち消えというか、法改正に至らなかったということで、それ以来検討がされていない状況となっておりますので、一応今のところ、要介護5のまま変わりがないという。

その中では、要介護3の中で、例えば動ける人、動けない人というか、会場に、投票所に来れる人、来れない人の線引きをどうするかとか、そういうところの検討はされていたということは聞いております。以上でございます。

○【高原幸雄委員】 検討された経過はあるみたいなんですけども、ぜひ要介護認定の緩和を国のほうにも要望して、これは選挙法の中できちっと規定されていると思いますので、改善をお願いしておきたいと思います。

それから次に、59ページの消防費の委託金の問題なんですけど、この時期に6,400万円に上る増額が組まれているわけなんですけど、この時期に組まれるというのは、何か特別大きな要因があるのかと思うんですが、その中身について教えてください。

○【松平防災安全課長】 お答えします。消防委託事務費につきましては、例年、前年度ベースで予算要求をさせていただいております。また、例年9月頃に、東京都のほうから確定通知というものが来まして、こちら、金額が確定次第、補正にて対応を行っております。

なお、消防委託事務費につきましては、人口に補正係数を考慮した数値に、消防の基準財政需要額を踏まえまして算出しております。令和3年度につきましては、令和2年度におきまして、国勢調査がございまして、国立市の人口が増えたため、大きく消防委託事務費が増えたということで、今回補正ということで対応させていただいております。以上です。

○【高原幸雄委員】 人口割負担が増えたということなんだろうと思うんですけど、人口割の規定というのは、何千人から何千人まで増えると幾らとか、1人で幾らとか、どういう算定方式になっているんですか。

○【松平防災安全課長】　こちら、何人から何人と区分けがございまして、実際、国勢調査の実際の人数に補正係数というものを掛けまして、そちらの係数に消防に係る基準財政需要額をかけまして、あとは各市町村の負担額につきまして割当ての負担の係数がございまして、それにて算出をさせていただいているような状況でございます。以上です。

○【重松朋宏委員】　私も多数通告しているんですけども、3分の2ぐらいに、他の委員からの重複もありましたので、ちょっと減らさせていただきますが、全部で7項目あります。

まず最初に、23ページの寄附システムの包括支援委託料と手数料で大体1,000万円増額になっているものについてです。こちらの寄附の用途をこれに充てるというものについては、何らかの傾向はあったでしょうか。特に具体的な用途、旧本田家住宅の復元の工事ですとか、魅力ある小中学校のためにとか、あるいは議員提案で基金条例をつくりましたコロナ対応ですとか、そういう具体的な用途に対しての寄附というのは増えましたでしょうか。

○【簗島政策経営課長】　寄附の用途ごとの集計ですが、ごめんなさい、細かい数字は今持っていないんですけども、寄附、今までの動向を言いますと、やはりメニューの一番上にあるもの、それから子育て関係というのが多い傾向にございます。また、市長にお任せといったところも多い傾向にありまして、今旧本田家住宅の再築というところが一番上に来ているので、この辺りある程度集まっているのかというところです。あと、コロナ対策につきましては、高額の寄附を頂いたというところもございまして、そういったところで少し伸びていることはあるかと思います。以上です。

○【重松朋宏委員】　2018年と比較して当初予算を組んで、想定以上に伸びているということなんですけれども、つまるところ、どちらかというと、寄附メニューで寄附をしてくれるよりは、返礼品のメニューで寄附をされる方が多いということなのでしょう。

それから、国立市民が国立に、こういうことに使ってくださいという形で用途を指定して税金を払うような形での寄附というのは広がっているのかどうか、伺います。

○【簗島政策経営課長】　寄附、国立市民につきましては、やはり、返礼品が出せなくなった時点から一気に減って、それ以降はやはり同様の傾向にあるかと思います。

寄附自体は、大きな流れとしては、依然として返礼品が中心になっていようかというところがございます。

○【重松朋宏委員】　分かりました。

それでは次に、20ページ及び78ページ、時間外手当がかなり大きく、7,000万円強ですか、出ております。これはどういうことなのか、まず伺います。

○【平職員課長】　時間外勤務手当につきましては、当初予算の時点で、給料と地域手当の5%という枠で予算を計上しております。例年、給料及び地域手当の10%前後で決算を迎えていると。例年その執行状況に合わせて、この12月の4定で補正予算を出させていただいています。大きな金額の増になりますが、これは例年でさせていただいているという内容になります。以上です。

○【重松朋宏委員】　大体例年並みということなんですけれども、それにしても、ここに来て、大分時間外のコントロールができてきているような答弁が続いていたんですけども、それでも7,000万円程度は時間外手当が出るということになりそうということ……。

○【平職員課長】　今年度の執行状況としましては、令和2年度と比べて、10月末の時点で約1,400万ほど、執行額としては時間外勤務手当の執行額が増えております。

内容としましては、ほぼ上半期のワクチン接種対策室及び集団接種関連の時間外が上乘せされてい

るというような状況で、そういう意味では例年よりその分は多く補正で上がっているということでございます。

○【重松朋宏委員】 今年度はワクチン接種と集団接種という、これまで経験したことのないことが、あとコロナウイルス対策の支援室を立ち上げたということもあろうかと思えますけれども、そういう事情があるということは分かりました。

これからワクチンの第3回目の集団接種が始まっていきますけれども、時間外手当、大丈夫なのか、これからの目安について伺います。

○【平職員課長】 第1回目、第2回目の集団接種会場での勤務につきましては、土日のたびに職員が10人ずつ出てしていくというような勤務体制でした。第3回目につきましては、第1回目、第2回目の教訓を基に、土日には委託業者さんをお願いするという予定をしておりますので、第1回目、第2回目の前半戦のような、集団接種会場での応援勤務というような形のところは負担軽減できると考えております。

○【重松朋宏委員】 ということは、今年度は総額で7,000万円程度の増の中で、時間外勤務手当、職員手当は賄えそうということでしょうか。

○【平職員課長】 この中でできる限り執行していきたいと思えます。

ただ、やはり想定が難しい部分もきっとあると思えますので、3月の補正予算の際に、見込めてない部分がありましたら補正の予算は出させていただく可能性はございますが、できる限りこの中で執行していきたいと考えております。

○【重松朋宏委員】 想定外のことがありそうな答弁だったんですけども、私心配するのは、子育て支援の特別給付金、当然入ってないと思うんですけども、年度末にクーポン券で支給とかとなると、かなり膨大な事務量が発生するので、時間外手当に影響してくるんじゃないかとちょっと懸念するんです。その点についてはいかがでしょうか。

○【平職員課長】 委員さん御指摘のとおり、その子育てのところと、非課税世帯向けの給付金も予定されております。その辺りのことも、どの程度の事務量があるかというのは、現時点ではかなり見込みづらい部分があります。

ただ、その部分が今後乗ってくるということのは確かで、今回の補正には入っていないので、今後の新たな要素による増については、3月で対応していきたいと考えております。

○【重松朋宏委員】 3月対応ということなんですけれども、3月の月末可決の対応では、多分、間に合わないかなとも思いますし、また、人件費については、国の補助対象にはならないと思えますので、その点も踏まえて子育て支援の特別給付金、自治体の事務量が増える問題についても、何らかの検討を行っていただきたいと思えます。

次に、24ページの、証明書のコンビニ交付についてです。証明書のコンビニ交付の発行件数が当初の想定を上回っているということなんですけれども、これは大体どれぐらいのペースで増えていっているのか。また、マイナンバーカードの交付枚数については、マイナポイントのキャンペーンなんかもあって、伸びてはきているんですけども、ここ数か月でまたキャンペーンが終わったら伸びが鈍化して、1年前の10月、11月よりも鈍化しているようです。そろそろちょっとカードのほうは頭打ちになってきて、日常的にコンビニで証明書を取るという枚数についても、どこかで頭打ちになってくるんじゃないかと思うんですけども、最近の傾向を伺いたいと思えます。

○【吉野市民課長】 まず、コンビニ交付の枚数と全証明に占める割合の推移を御説明いたします。

平成29年度が1,536枚で1.59%、平成30年度が2,603枚で2.81%、これは前年度の1.69倍になっております。令和元年度が3,547枚で3.97%、前年度の1.36倍でございます。令和2年度は6,924枚で8.42%、前年度の1.95倍でございます。令和3年11月末時点なんですけれども、交付枚数は7,534枚で、これは11月末時点で令和2年度実績を既に上回っておるところでございます。

一方、マイナンバーカードの交付率の推移と枚数につきましてでございますが、平成29年度が12.7%、9,633枚、平成30年度が15.5%、1万1,771枚、令和元年度が18.8%、1万4,326枚、令和2年度が30.3%、2万3,177枚でございます。令和3年11月末時点では40.7%、3万1,135枚となっております。以上です。

○【重松朋宏委員】 総務省のほうで、全国の全自治体の月ごとの交付枚数と交付率を発表されていて、それで毎月見ていっているんですけれども、確かに昨年のコロナ禍でマイナポイントのキャンペーンが始まると、大体毎月数百枚に満たなかったのが七、八百枚から1,000枚を超え、大体人口の1%強ぐらいずつ毎月増えていったのが、キャンペーンが終わると、やはりがくっと落ちて、1%に満たない伸びになってきております。それでももうしばらくは増えていくでしょうし、コンビニ交付も増えてはいくんでしょうけれども、全体で、証明書関係は毎年8万枚か9万枚ぐらい出ているわけなんですけれども、そのうちコンビニ交付というのはまだ10%にも満たないということでしょうか。

行革プランの2027の中では、コンビニ交付を進めていくことで窓口業務の効率化を進めるとあるんです。それが進むめどというのは、つまり、窓口にいる職員の人件費を減らすことができるということだと思うんですけれども、窓口職員の体制を縮小できるめどというのは見えてきているんでしょうか。

○【吉野市民課長】 コンビニ交付に関しましては、委員おっしゃるとおり、前年度比から比べると毎年倍加しているような現状でございますけれども、市民課の窓口業務、これがだんだん証明とか移動だけではなくて、DV支援とか、かなり機微なセンシティブな難しい問題が結構ございまして、これがかかなり多く占めております。1件当たりにかかる時間が非常に多くなりまして、こちらのほうがありますので、コンビニとかあるいはデジタル化、こういったことがありますけれども、なかなかそれ以上に新しい業務が増えておりますので、人の削減というのは結構難しいという思いがしてございます。以上です。

○【重松朋宏委員】 削減は難しいとしても、コンビニ交付で、単純に窓口での発行する業務量が減っていくことで、そういう一つ一つの事務量がかかる相談だったり、そっちのほうに割けると思うんですけれども、それができているのか、あるいは結局窓口での交付の事務量もそんなに変わらず、コンビニ交付でもコストをかけてということになっているんじゃないかと思うんですが、今後の見通しについて伺います。

○【吉野市民課長】 マイナンバーカード、マイナポイントは第2弾というのがアナウンスされていきますけれども、その辺が、また今後ともマイナンバーカードの交付率の増大、こちらのほうにつながっていくとすれば、それに伴ってコンビニ交付も増えていくというような考え方はできるかと思っております。

○【重松朋宏委員】 それでは次に、60ページのインターネット接続料、これはGIGAスクールの関係なんですけれども、1人1台端末、どのように運用をしていることによって事業運営に支障が出てきているのか、まず伺います。

○【川畑指導担当課長】 GIGAスクール構想が始まる前は、1校当たり40台の端末しかなかった

ものが1人1台になりましたので、単純に台数が増えているというところがあります。実際に、授業の場面で、児童生徒は、デジタル教科書を活用したりですとか調べ学習をする際にインターネットを活用したりですとか、また、まとめたものをみんなで共有する際に使ったりとかして幅広く使っております。

○【重松朋宏委員】 私の子供が小学3年生で、授業でも使っているみたいで、先日、自宅に持って帰るというのもあったんですけども、パスワードの設定をして翌日持っていかけてくださいということで、あまり大したことはしませんでした。グーグルのクラスルームもずっと開かないままで、先日、保護者会がオンラインであったんですけども、そのグーグルクラスルームのパスワードは、プリントに印刷して子供が持って帰ることになっていて、子供がなくなったので結局保護者会にも参加できなかったというようなこともありました。

最近、タイピングをするのに、フリーのタイピングの、ゲーム感覚でタイピングに慣れるソフトが学校で使われているようで、家のパソコンでもできるので、それにうちの子もはまっているんですけども、体力を回復するのに課金システムがあるんですよね。それは、学校では課金できないようになっていますし、家でも使わないでしばらく置いておくとキャラクターの体力が回復するんですけども、ただほど高いものはないと思うのは、そういうところにするって課金のシステムが入っていて、うちの子のようにはまって、どんどんどんどんレベルアップしたいとなると、家庭によっては課金システムにどんどんはまっていっちゃうようなところもあるんじゃないかと。GIGAスクール構想でも、グーグル社の独り勝ちで、学校のコンピューター、1人1台パソコンは一気に全国の市場をグーグルが独占するようなことに、行政が一斉に行ってしまったというのはどうなのかと思うんですけども、今回は、回線が弱いので事業運営に支障が生じていると。回線の速度増強を行うというのは、これはフロアに1つあるWi-Fiの通信の電波で飛ばす、その回線を増強するというのでしょうか。

○【川畑指導担当課長】 各学校が大本になっているサーバーがありまして、そこが市役所とつながっているものがあるんですけども、その回線を太くするといったようなことになります。

○【重松朋宏委員】 分かります。各学校のサーバーと市役所の回線です。そのサーバーは、恐らく各校舎のフロアに無線LANがあつて、そこから各教室に飛ばしていると思うんですけども、私たちの生活は家に帰っても町なかに出ても、24時間どこでも常に低周波の4G以上の電磁波にさらされています。せめて学校は、電磁波から解放される空間や時間があつていいんじゃないかと思うんです。ヨーロッパでは、学校や保育所の電磁波の暴露の制限の値があつたり、学校や病院であれば上乗せで、予防原則でその制限が高かったりするんです。例えばフランスですと、小学校の教室内で、無線機器、接続で使うことあるんですけども、使わないときは無線機器の電源をオフにすると。使っていないときは無線が飛ばないようにするというような措置をしております。そういうことも国立の学校では、どこかしらの教室で常に使っているわけではないと思うので、発達段階にある子供たち、電磁波の影響を受けやすい子供たちが、そこから少しの時間でも解放されるような場というのも検討してみてはいかがでしょうか。

○【川畑指導担当課長】 今、委員がおっしゃられたような状況、健康に影響があるのか、そういう辺りも、いま一度検証のほうはしていきたいと思います。以上です。

○【重松朋宏委員】 ぜひ検討していただければと思います。ちなみに、イタリアのルッカ市では、大手の携帯電話が5G導入のために規制値を大幅に緩和することを求めていたんですけども、市議

会で全会一致でその規制値を緩和しないようにという決議が、つい数週間前に上がったそうです。

次に、60ページ及び66ページ、学校のほうでは北秋田市との教員の交流がコロナ禍で行われなかったということがあります。生涯学習課のほうでは、マタギ体験が中止になったということがあります。ということ、確かにこの夏、コロナ禍で県境を越えて移動するというのはとてもできない状況だったんですけれども、こういうときこそオンラインでの交流というのは、あるいは手紙や物の交流でもいいですけれども、子供たちの交流、それから、北秋田の教育現場と国立の教育現場の教員の相互交流はすごく意義があるんじゃないかと思うんです。そういうものをオンライン等で、代わりにやっていくということも考えられるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○【井田生涯学習課長】 お答えいたします。マタギの知恵体験学習会なんですけれども、委員御指摘のとおり、北秋田市の実行委員会のほうで国立市の参加を見合わせたいということで中止になったというところがございます。それを受けまして、リモートで交流できないかというところを国立市の職員と北秋田市とで協議したんですけれども、まともな実行できなかったという経過がございます。

また、来年度につきましては、まずマタギの知恵体験学習会については実施したいですので、実施していくことでまず中心に考えまして、できない場合には、委員おっしゃられるとおり、リモートというところを検討していきたいと考えております。以上でございます。

○【川畑指導担当課長】 教育施設につきましても、実施可能な方法等を北秋田市とも今後も連携して協議を進めていきたいと思っております。

○【重松朋宏委員】 ぜひ、北秋田も国立も、教育の現場、直近のコロナ対応でいっぱいいっぱい、まずはそっちに対応、教育活動に集中しないといけないというのはあろうかと思っておりますけれども、その上で、様々テクノロジーも使いながら交流できるやり方というのは模索していただければと思います。今年度は、逆に北秋田の子供たちを国立に迎える予定だったのが、それも中止になったということもありますので、何らかの形で自主的な交流を北秋田もルッカも、あるいはほかの自治体とも交流を進めていただければと思います。

次に、68ページのオリンピック関連についてです。結構たくさん事業が中止になったり縮小されたことで減額が多いんですけれども、事前に会派説明のときに頂いた資料では、新型コロナウイルス感染症の影響による減額に、一連のオリンピック関係のものというのはリストアップされてないんですけれども、それはなぜなのか。これで全部、2021年度、今年度については、オリンピック関連の支出についてはこれで全部なのか伺います。

○【井田生涯学習課長】 まず最初の質疑でございますけれども、確かに議案説明のときにお配りさせていただいた資料に、新型コロナウイルス感染症の影響による減額というのに丸がついてない状態になっています。こちらについて課内でも少し検討しまして、これについては、東京都ですとか組織委員会による実施形態の変更という部分があったり、また、契約差金による減額も含まれているという中で黒丸をつけなかったという経過でございます。

もう一点の御質疑が、これ以外のところなんですけれども、こちらについては、市のほうで、オリンピック・パラリンピックの観戦事業というのも実施する予定で中止になったという経過がございます。こちらについては、1度、チケット代ということでお支払いをさせていただいて、ここでちょうどお金が戻ってきているというような状況でございますので、3月の補正予算で減額補正をさせていただく予定となっております。以上でございます。

○【重松朋宏委員】 分かります。この中には、例えばモニュメント等作成委託料が58万2,000円が丸々ゼロになっていたりするんです。これは、もうモニュメントは造らないということによろしいのかということと、あと、例えば円形公園のところはかなり大きな横断幕がある日突然どんと登場していたりもしたんですけれども、あれもこの中に入っているということでしょうか。

○【井田生涯学習課長】 まず、モニュメントを作成するかというところなんですけれども、モニュメントにつきましては、オリンピック・パラリンピックの聖火リレーが国立市で行われたということのを記念しまして作成するというような予定でおりましたので、ここで取りやめさせていただいたというところでございます。

もう一点御質疑ありました円形公園内の横断幕につきましては、こちらは会場設営等委託料の中でシティドレッシングと呼ばせていただいて、横断幕だったり大学通り、さくら通りのフラッグだったりというところで、委託をして一時期設置したというものの一部で設置したものでございます。以上でございます。

○【重松朋宏委員】 分かります。確かにシティドレッシングで300万円弱使ってしまして、さくら通りも、ある日、街路灯に、ポールのないのに仮設のを造ってまでフラッグが垂れ下がっていたというのがありました。本当に効果があったのか、東京都からの補助金がかかなり大きく来るからといって使い切ろうとしてしまった側面はなかったのかということも含めて、年度が終わったら、きちんと国立はどのように東京オリンピック2020大会に向き合ったのかということについての総括が、最後必要じゃないかと思うんです。何を残したのか、あるいは何が課題だったのかということについては、やりっ放しにしないで、どこかで、年度が終わった後でもきちんと総括が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○【井田生涯学習課長】 お答えいたします。現時点で事務が残っているところもございまして、総括を行ってない状況でございますけれども、委員御指摘のとおり、総括について考えていきたいと思っております。以上でございます。

○【重松朋宏委員】 ありがとうございます。

最後に、70ページの図書館費の電子書籍賃借料です。これ、くにたち中央図書館で電子書籍、この前導入されたばかりだと思うんですけど、またさらに100万円、地方創生臨時交付金が充てられるからだと思うんですけども、交付金もずっと来るわけではないので、交付金が来なくなった場合どうなるのか。また、どのようにして選書をされているのか伺います。

○【氏原くにたち中央図書館長】 お答えいたします。現状、電子図書館はパッケージで契約しているもので、月額使用料で閲覧できるものが大体8,000冊程度とございます。これは、名著ですとか全集になっているようなものがベースになっておりまして、それ以外の新作ですとか話題作といったような部分については、別途選定して賃貸借契約を結んで閲覧可能となっておりますが、そのうちの70%程度は2年契約となっているために、2021年2月の導入当初に受け入れたものの恐らく70%程度が2023年には閲覧ができなくなってしまうということになります。

そのため、今回、今年度の当初予算で新たに賃貸借契約を結んだものと、ここで補正予算をお認めいただき、資料の追加が可能になれば、一定の規模の電子図書館が維持できるということで、今回計上させていただきました。

選書につきましては、紙の資料と同等の選書基準に基づいて選定させていただいております。以上です。

○【重松朋宏委員】 最後の質疑です。私、電子書籍について2つ懸念があります。1つは、コストが高いことです。紙の書籍の大体2倍強、しかもリース料なので期限もあります。今回は国の交付金を使いますが、交付金がなくなったときに電子書籍を維持しようとする、紙の資料の購入費を食ってしまうんじゃないか、紙の資料を減らしていくというようなことになってしまうんじゃないかという懸念が1つ。

それからもう1つが選書でして、全国の本屋の棚のラインナップが全国どこ行っても売れ筋の本で、どこも同じようになっているというのは、メーカーのほうの取次ぎのほうでも売れ筋の本をそろえるようになっているというのがあるんです。同様に、図書館で購入されている本も、大手の取次業者のカタログに沿う形で、選書の基準はあるんですけれども、実際には、大体もうそのカタログの下から画一化してしまうんじゃないか。電子書籍というのは、特にその傾向が強くなってしまっているんじゃないかという2つの懸念があるんですけれども、その点について伺います。

○【氏原くにたち中央図書館長】 電子図書館の規模につきましては、今回の補正を頂くことで、これから継続的に500から600冊程度の新刊の部分とベースになる名著の部分の形で維持できるかと考えております。

現在の利用動向を鑑みたところ、その規模感で十分ではないかと考えておりますので、これで電子図書館をこれから増大させていくというよりも、これを維持していくという形を取りたいと考えております。同様に、やはり現在では、紙の書籍のほうの需要が非常に高いと考えておりますので、今後、利用動向、市民ニーズが大幅に変動をしていくことも考えられますが、現時点としては、今のバランスを維持していければと考えております。

選書につきましては、確かに電子図書館につきましては、1社からのリストの中から購入していくというところで、そここのところからしか購入ができないという側面はございますが、その予算の範囲内で買うために無理をして買うということは絶対にせずに、選書基準に合うものしか購入しませんし、そのベースになっているものは月額使用料で選べない形での閲覧になっておりますが、その中でも、一応8,000冊導入当初に、全部中身までは見れないんですけれども、タイトル等から不適切なものがあれば弾くというような形で、1点1点一応確認はしておりますので、取次ぎの主導による選書ということにはならないようこちらも配慮しております。以上です。

○【重松朋宏委員】 事前のやり取りの中で、電子書籍、国立の図書館はそんなに冊数も多くはないですし、比較的レシピ集ですとか実用書的なもので、紙の書籍のほうは、もっと図書館として主体的に選んでいった良書をバランスよく全てのジャンルにおいて国立の図書館の基準で選んでいって、役割分担していっていると受け止めました。これを今後も続けていきたいということですので、それをしっかりと維持していただければと思います。以上で終わります。

○【遠藤直弘委員長】 質疑を打ち切り討論に入ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 賛成の立場で討論させていただきます。

コロナ禍においてコロナの影響が1年間かけて、12月補正ですので、出てきたものだと思います。それらに対応した結果の補正予算だと思いますし、多岐にわたって質疑させていただきましたけれども、例えば女性相談の件数が増えていることとか一時保護の件数が増えていることなど、丁寧に対応していることのあかしだと思いますので、本当にそこについては感謝申し上げますし、また、このコロナにおいておうち時間が増えたことで、家庭内で対応し切れないことが生まれているということに、行政が踏み込んでいっているということだと思います。表には見えにくい家庭の中のことに対

応していかなければいけないので、職員さんについては本当に大変だと思いますし、会計年度任用職員さんにつきましても、気を遣って大変なことだと思いますが、国立市独自の取組ですし、助かっている方、それからそこに寄り添ってくださっているとされている方が実際にいるわけですので、引き続きお願いしたいと思います。

それから、教育費のところについてお話ししておきたいのは、教職員研修につきましても、初任者研修でしたので、今回は研修がなくなることはありませんでしたけれども、どんな研修であっても学校の研修についてはなくならないように、コロナであって開催がなくなってしまったとしても、別の研修については補完するような研修をぜひ考えていただきたいと思います。

それから、子供たちの通信容量のところですが、情報の委託のところですが、1ギガに変えるといったことで、1ギガはどれぐらいなのかと調べてみたところ、スカイプの音声だけだったなら5時間、ビデオ通話だったなら30分、動画の高画質で30分で標準画質で70分と、ちょっとぐらいしか動画が見れないのかという感じでして、基本のテキスト経由ということなんだと思うんです。それはそれで、テキストについていえば、ラインのテキストメッセージだったなら50万回とか、ウェブサイト閲覧だったなら4,340回とかで大体出てくる、メールで20万通とか出てくるんですけれども、このテキスト中心というのがどうなのかというところだと思うんです。せっかく1人1台タブレットについてどうやって進めていくのかというのが、画像が見れたり、動画が見れたり、調べられたりということももちろんですが、紙ベースではない、立体的に見えたり色が変わったりというような、動いて見えたりということが重要だったりする面も十分あると思うんです。どういったコンテンツが出せるのかとか、どういった学び方が指導できるのかというのが、実は結構大切なことだと思いますし、現状では、御答弁では、通信容量については積み上げて検討してきたとお話しされていたので、今ある形で言ったらこれぐらいの通信で足りるよということだと思うんです。なので、上限を決めてしまっているとも考えられるので、学びの機会については制限をつけないような形で様々な研究をぜひ進めていっていただきたいと思います。

もう一点、特別支援学級の運営事業費のところですが、八小の間仕切りの問題です。そもそも特別支援学級については、普通学級のほうにすることが多くて、時々ちょっと落ち着くために個別指導ということで来るところの子供たちだと思います。場所がなかなか難しいという課題は今までたくさんあったんですが、今回はきちんとした間仕切りをつくるというようなお話ですが、学校によっては段ボールだったりプラ段だったり簡易カーテンだったり、声も聞けるし姿も気配も感じると。落ち着く空間では全然ないところで個別支援を行わざるを得ないという状況は否めないと思います。それを改善するための間仕切りだとは思いますが、もう1つそこに加えてほしいのは、子供たちがどういう環境だったら落ち着くことができるのかという視点だと思うんです。現状では、やはり人数に対して教室がここからこれぐらいの数の間仕切りが必要となりがちだと思うんです。その間仕切りの中の空間の中で落ち着きなさいと言われてしまうと。そうではなくて、どうしたら落ち着く環境なのか、どういう空間が必要なのか、どういう色がいいのかというのは、きちんと考えていくことで見えてくるんだと思うんです。そういう形、そういうハード面を整えることが、子供たちにとってとてもいいことになると思いますし、何より指導者にとってやりやすい形になっていくんだと思うんです。子供たちをきちんと理解をしていくということにつながっていくと思いますので、ぜひそういう視点を持って子供たちの個性に対してどのように向き合っていくのかということを考えていただきたいと思います。基準がない中での今回の数になると思いますので、間仕切りの作り方になると思

いますので、どういうものかというものはしっかり考えて進めていっていただきたいということを申し添えて、賛成の討論とさせていただきます。

○【小口俊明委員】 賛成であります。おおむね決算による減額ということで、もうほとんどそういう状況で調整が入った補正の予算であるということでもあります。その中で、幾つかポイントとなるような増減もあるかと思えます。

その中で、今、1点だけ申し上げたいのは、先ほど質疑を致しましたところの情報セキュリティ外部監査等実施委託料の減額補正でありますけれども、説明によると全部減額ということでありました。これは国の情報セキュリティポリシーに関するガイドライン、これによって、国立市の情報セキュリティのところの外部監査等、変更を加えようとしていたところ、様々な、いわゆるコロナ禍対応ということ等の状況があって先送りにすると。またさらに、当初考えていたことに加えての変更のポイントも生じてきているということでもあります。これは、コロナ禍の影響を受けた世の中の変化、特に内容的にはリモートでの対応とか、その状況の中でのセキュリティをどうしていくべきなのかという、現状対応できていないところの変更、そしてまたWi-Fiというような新しい——新しくもないですか、いわゆるICTの技術面による技術の変化というところに対応する様々なセキュリティの安全の確保の課題等々も含めて、今後しっかりとセキュリティも、今以上に、大変非常に市民の大事な情報を取り扱う国立市として、しっかりとセキュリティを確保していただきたいことを目指して、今後の取組をぜひお願いをしていきたい、このような思いであります。

この補正予算案は賛成であります。

○【重松朋宏委員】 私も本補正予算案には賛成いたします。個別の内容につきましては、質疑の中で意見、提案も含めて述べさせていただきました。

2点について、指摘させていただきます。

まず1つは、ふるさと寄附、ふるさと納税についてです。ふるさと納税と銘打っていますが、返礼品がなければ、居住地と他の自治体の実質的な納税で、あるいは使途を明記した納税となりますので、ふるさと納税と言ってもいいと思うんですけれども、3割までの破格の返礼品、それから所得による寄附控除の上限額が入りますと、途端に、ふるさと納税ではなくてただの高額納税者向けのキャッシュバックキャンペーン、税金を使ったキャッシュバックキャンペーンになってしまいます。景品表示法で、お菓子のおまけなんかも価格の2%までと決まっているんですけれども、これは30%まで認められていると。その原資は税金です。例えば年収3,500万円の超高額所得者は、100万円をどこかの自治体に寄附して、99万8,000円が戻ってきます。そして30万円相当の返礼品を手にすることができます。つまり、ほとんど30万円分得をします。一方、年収350万円の人が100万円をためて寄附したとしても、還付されるのは3万円程度です。つまり、127万円かけて30万円程度の返礼品を買うようなものです。お得感を感じたいと思ったら、せいぜい3万円寄附して9,000円程度の返礼品で我慢するしかありません。そもそも、非課税世帯であればお得になることは一切ありません。

このことによって、市民、納税者が、自分が払う税金が社会を支え合う共通の財布だという感覚から、自分のお得感で、払った分だけどれだけバックがあるのかと見てしまう。これは非常に危険だと思うんです。これ、納税者としてだけではなくて、自治体の担当者も、いかに売り込める返礼品を用意して、ほかの自治体に入る税金を自分のところに奪い取っていくかというようなことに集中してしまう。一方、事業者にとってみると、自らの商品そのものの魅力よりも、実質2,000円分でどれだけお得感を出せるかという、自治体の用意するカタログ商品のラインナップに載せるかということに集

中してしまう。非常に市民にとっても公務員にとっても事業者にとっても、在り方が根本的に変質してしまうものだと思います。これ、別の所管の補正予算に入っているキャッシュレスの決済ポイントも、付与もそうなんですけれども、結局原資は市民が集めた、本当は共通の財布で市民サービスに出されるはずだった税金です。まさに、今だけ金だけ自分だけの発想に陥ってしまう。これはもう市民として、あるいは公務員としていかなものかだと思います。

それから、オリンピックについてですけれども、私は、そもそも商業オリンピック、政治化して商業オリンピックになっていったオリンピック競技大会そのものが要らないという立場でしたけれども、先日国立駅前に掲示された東京オリンピック・パラリンピックの横断幕を、誰かに夜取り外されたということで、国立市は被害届を出して、警察が威力業務妨害と器物損壊の疑いで書類送検をしたということが全国ニュースに流れました。被害額は、ビニールひも128本のうち、ほどけなかった14本をはさみで切った20円だそうです。報道によれば、問題だと思うのは、市の職員に周辺の警戒に当たらせるなどして、威力業務妨害で書類送検されたんです。見せしめという形になったと思うんですけれども、これも理財どころか市がやる何かの事務に対して市民の反応があって、それに対応すること、当然普通にあり得ることで、それが威力業務妨害という形にフレームアップされてしまうという流れに市も乗かってしまったということは、大変憂慮すべき問題だと私は考えております。

ただ、補正予算の中身について言えば、寄附の受入れについても、オリパラの減らす経費についても認めざるを得ませんけれども、国立市の事務執行の姿勢については、しっかりと問いたいと思います。

以上、申し述べまして、討論と致します。

○【上村和子委員】 私は、総務文教委員会以外のところで賛成できない予算が入っていますので、反対の立場です。反対の立場で、総務文教委員会の事業については意見と要望をしておきます。

職員採用・昇任資格試験に係る問題作成等委託料99万9,000円と出たんですけれども、今一体、国立市はどういう職員さんが欲しいのかということ考えたときに、先ほど市長のほうから、イケアさんの勤務のことのヒントになるというお話をされましたけれども、イケアさんは試験というよりも意欲だということで、自分をいかに売り込んで、自分はこういう気持ちでこういう意欲があるんだという人を面接の中で取るようにしていますというようなお話が最初にあったかと思うのです。もちろん、資格とか試験とか点数とか大事ですけれども、国立市が今一体どういう職員を求めているのかということは、専門性も含めて、もう少しビジョンをまとめて、国立市で働いてほしいというところを研究されているのかもしれませんが、そういうのがもっと出るといいかと思いました。

続いて、郵便投票について、都議選から、高原委員のほうから郵便投票の枠を考えてほしいというのが出されましたけど、私もまさしく、選挙において、コロナワクチン接種と同様ぐらいの本気の行政の動きがあれば投票率は上がるだろうと。ワクチン接種並みとは言わんけれども、少なくとも今のままじゃないだろうと思うんです。そういう意味では、投票率を上げる努力とか体制とかお金のかけ方が、まだまだこの国は足りないと思うのです。郵便投票の枠をあまりに厳密化されていますけれども、今回衆議院選挙のときには、化学物質過敏の方が投票できないと。息が苦しい、郵便投票だったらできるけど、自分のような者は対象にならない。選管にも電話したというようなことがありました。そのような形で、もっと若者たちの選挙のやり方も含めて、私は、ワクチンと同様にもっと本気を出すべきだと。そういうふう投票率を上げていく、そのような政策を、ぜひ国立市としてどこまでできるか分からないけど、市から国に対しても積極的に言ってほしいと思っています。

それから、消防委託が6,443万9,000円、これは増額の理由は高原委員の方で分かったんですが、総額9億9,000万円かけて国立市は消防委託していますけれども、これはとても重要。火事とか救急隊、とても本当に市民のセーフティーネットになっています。コロナ禍の中で、救急隊の方々等、大変な動きをしていただいていると思うし、いろんな問題が起きたときに、この消防委託というのはすごく重要になってきております。

9億9,000万払い続ける、この消防委託の中身の具体的な救急隊の動きの変化とかコロナ禍の中での変化とか、そういうことの情報交換とか人の連携とか医療との連携とか、そういったところで、この問題をもう少し、やられているのかやられていないのか分かりませんが、積極的にやっていただきたいと思います。

GIGAスクール構想についても、私はむしろ電磁波というか、自分もそうですが、スマホをやめたほうがいいような時間帯というのをつくったほうがいいと思うぐらいなものですから、やっぱりGIGAスクール構想の中で、パソコンでそういうICTになじんでいくという教育と同時に、やっぱり健康面とかいうものに対して同じぐらい力をかけて、子供たちの健康を守っていただきたいということを要望いたします。

最初に申し上げましたが、ほかのところでもとても受け入れ難い予算がありますので、補正予算案そのものには反対します。

○【高原幸雄委員】 先ほど幾つか質疑してきましたけども、特に今、上村委員からも話ありましたように、投票率を上げるという点では、身体障害者手帳を持っている方なども含めて、介護認定の郵便投票における規定を大いに緩和して、今後の市民が、投票する権利というのはあるわけですから、それを十分に保障できるように改善を要望して、この補正予算案には賛成を致します。

○【藤江竜三委員】 GIGAスクールについては、余裕を持った回線はどんどんつくってほしいと思います。1クラスだけでなく、同時複数クラスで動画を見るといったことも増えてくるかと思しますので、ますます回線速度、太いものが求められると思いますので、そういったところをしっかりと整備してほしいと思います。

それとともに、新しい学校であればそういう回線を最高に太くしていくとともに、実際に使っているところを見てみると、テーブル自体が狭いというのを感じていて、タブレット端末があって教科書があって、ほかに何かを置こうとすると、小学生とか、いつ誰が物を落とすんだろうみたいな心配になる点をよく見かけました。テーブル、国のほうで規定とかあるのかもしれませんが、今後、新しく学校をしていくときなど、できるだけ広い物理的なテーブルも必要なかと思っておりますので、その点も、できたら御検討のほう、よろしくお願いいたします。

そして、今回の補正予算で、先ほど質疑があった小荷物昇降機など、先を見越した債務負担行為という形でやっているのかと思うんですが、先を見越した動きというのができていて大変すばらしいと思いました。コロナ禍で、また半導体がどんどん今、世間的に不足しているということで、物が壊れたときに買えないかもしれないということが今後続くかもしれないので、その辺り、少し故障しそうなものとかを早めにおくなど対応が必要になるかもしれません。その辺りもお願いして賛成と致します。

○【遠藤直弘委員長】 討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案に賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本会議から付託されました事件の審査は終了いたしました。

続いて、報告事項に入りますが、当委員会で報告事項のない部署の説明員の方々は、ここで退席をしていただいて結構です。

お諮りいたします。新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について以外の報告事項は、委員会外で対応することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、そのように決定を致します。

それでは、報告事項に入ります。



報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

○【遠藤直弘委員長】 報告事項(1)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてに入ります。

当局から報告を願います。健康福祉部長。

○【大川健康福祉部長】 初めに、本定例会常任委員会の開催に関しまして、議員の皆様には、感染拡大防止のための特段の御配慮を頂きまして、引き続き、全庁的に感染症対策を講じつつ業務に臨むことができしており、この場をお借りして感謝申し上げます。

それでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況について、国立市健康危機管理対策本部会議、以降、対策本部会議と申しますが、この経過、当常任委員会の所管部における取組状況、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について、総務文教委員会資料No.83により、補足的に御説明させていただきます。

なお、既に正誤表を配付させていただいておりますが、資料の3ページ、(3)新型コロナウイルスワクチン接種について、1、接種の状況の全体接種実績の数字でございます。1回目接種済み、58万8,806人、2回目接種済み、57万7,860人とございますが、正しくは、1回目接種済み、5万8,806人、2回目接種済み、5万7,860人でございました。訂正させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、改めまして、お手元の総務文教委員会資料No.83を御覧ください。

(1)国立市健康危機管理対策本部会議の開催状況についてでございます。令和3年9月の常任委員会で報告した以降の対策本部会議です。お手元の資料では、2回の会議概要が載っておりますが、この後、もう一回、会議を開催してございます。後ほど、補足させていただきます。

まず、令和3年9月29日の第21回対策本部会議では、市医師会長から、やはりマスク着用、手洗い、うがいの継続が重要、飲食店が感染対策を換気を含めて徹底していくことも重要。また、市民が希望するワクチン接種を受けやすい環境づくりには、これからも配慮してもらいたいとのコメントを頂きました。

また、緊急事態宣言解除後の市の対応としまして、主な市内公共施設の利用について、収容人数の上限を50%と決定したほか、ごみ収集車の放送を活用して、緊急事態宣言解除のタイミングで改めて市民の皆様へ感染対策を呼びかける旨を合意いたしました。あわせて、自宅療養支援の状況、ワクチン接種の状況を共有しました。永見本部長からは、落ち着いてきた感はあるが、第5波が来る前にも同様の状態であったため、変化があったら早めに兆しを捉えて臨機応変な対応をお願いしたいとの御

指示がありました。

次に、令和3年10月22日の第22回対策本部会議では、市医師会長から冬に向けて気をつけることとして、まずは密を避けること、マスク、手洗い、うがいなど、基本的な対策の徹底を継続しながら、ワクチン接種を希望する方には速やかに接種をしていくことが重要であるとのコメントを頂きました。

また、東京都のリバウンド防止措置期間終了後の市の対応として、市内公共施設の取扱いを収容人数の75%から100%と決定したほか、都のリバウンド防止措置に鑑み、市役所においても大人数での飲食を控えながら、引き続き、感染防止に注意することが確認されました。本部長からは、今後も気を緩めることなく、倫理観を高く持って対応に当たってほしいという指示を頂きました。

この後、11月30日ですが、第23回の対策本部会議を開催いたしております。その会議では、市医師会長から今後、冬に向けて特に気をつけることとして、基本的な対策を続けていくこと、皆が意識を持って気をつけていれば、クラスターは最小限に抑えられる、日頃から温度や湿度を確かめつつ、しっかり換気にも注意を払い、皆で乗り越えていくしかないとのコメントを頂きました。

また、東京都の基本的対策徹底期間が延長された後の市の対応として、市内の公共施設の取扱いを感染防止を徹底しながら制限を解除していくことが決定されました。あわせて、自宅療養支援室の状況が報告され、11月に入って相談対応がないということ、その中でも症状が寛解した方へのフォローとして、支援室からお電話を入れて後遺症等を確認していることを共有しました。特に市医師会や市内訪問看護ステーション、市薬剤師会の方々11名による自宅療養支援のチーム会議を開催し、これまでの取組の評価、意見交換をしていただきました。今後に向けて、仮に市内に感染拡大が見られた際にもこのチーム体制であれば対応していけるだろうとのコメントを頂いているところでございます。さらに、立川消防署からは、新型コロナウイルス感染症疑いのため、病院選定に苦慮するような状況にはないという旨の情報提供もございました。本部長からは、今後も市民の命を守る仕組みづくりを継続すること、それぞれの課題について各担当がきちんと対応して年末年始を無事に乗り切っていくよう、力を合わせていくことという指示を頂きました。

これらに加えて、対策本部会議の下部組織である運営部会を9月に2回、10月に1回開催し、市内の感染状況の確認、対策の進捗等について共有し、課題整理や方針の確認を並行して行っていました。対策本部会議については以上でございます。

次に、令和3年第3回定例会以降に各部が実施した主な取組について、総務文教委員会の所管する部に関して御報告いたします。

(2)の1、行政管理部でございます。(1)職員への感染防止対策の周知徹底ですが、緊急事態宣言の解除や東京都リバウンド防止措置期間の開始・終了に合わせて、感染症対策等の徹底について改めて庁内周知を行いました。

次に、3ページの5、教育委員会でございます。(1)各施設の開館状況ですが、くにたち市民総合体育館、くにたち市民芸術小ホール、くにたち郷土文化館のいずれも10月25日からの都の基本的対策徹底期間における対応に倣い、利用定員を75%としました。その後、12月1日から、一部を除き、定員を100%として運営をしてございます。

次に、(3)新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。接種の状況です。先ほど訂正させていただいた箇所ですが、12月6日現在の数字を申し上げます。全体接種実績、1回目接種済みは5万9,180人、85.0%。2回目接種済みは5万8,409人、83.9%でございます。

次に、2、追加接種についてです。(1)2回目接種を終了した方のうち、原則として、2回目接種

から8か月以上経過した方を対象に追加接種を1回行います。令和3年12月1日から先行接種者の接種を開始しています。(2)住民接種については2月初旬に開始予定でございます。1回目、2回目接種と同様に集団接種会場と市内医療機関における個別接種を実施予定でございます。

今後でございますが、第6波に備えて、市では、4点ほど対策を講じる考えでございます。引き続き、広く市民へ感染防止対策を呼びかけること、2点目は、保健センターで新型コロナウイルスに関する相談対応を継続すること、3点目は、自宅療養支援室に相談がつながる体制をこれからも維持をし、必要なときの医療・看護のチーム対応、併せて、生活支援物資のお届けなどを行っていくこと、4点目として、感染が蔓延して医療が切迫した場合の臨時の医療施設設置に関して東京都へ要請等を行っていくことなどによりまして、いざというときを想定しまして、速やかに市民の命を守るための策を進めてまいります。

最後になりますが、現時点で国立市民で、新型コロナウイルスの検査で陽性が確認された方の累計は1,104名、療養中の方は現在いらっしゃいません。

東京都内においては、12月1日以降も基本的対策徹底期間が延長されております。新型コロナの変異株の影響が懸念される中、引き続き、市民の皆様、議員の皆様にも感染拡大防止に向けた対策への御協力をよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承りますが、当委員会の所管の範囲で行っていただきますよう、御注意をお願いします。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 すみません、簡単に。11月30日の会議資料はここには反映されていないんですけれども、11月30日の資料によると、開館されているけれども、12月1日以降で10月26日と大きく変わったところがあるのかどうか、確認のため、ちょっとお伺いいたします。

○【大川健康福祉部長】 3回目の対策本部会議においては、東京都の措置期間が延長という扱いになりました。ということで、12月1日から、国が示している新しいレベル4段階のもののゼロ、1、2、3、4のうち、1というレベルになってございます。東京都が1というレベルです。

この間、どうするかというお話で、これまで公共施設に関して、50から75%程度の上限だったところを、一部を除いて100%の上限に緩めていくと。引き続き、感染対策を防止しながらという条件ですが、緩めていくというような決定をしたというところが一番変わったところでございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。一部を100%というところで。100%にはするけれども、例えばくにたち市民芸術小ホールだったら、観客も声を発するような場合には50%とか条件がついているということで理解はしました。

あと、10月22日の会議の中で、市の集会所だとか、そういうところで9時以降の利用自粛をなくしたり、飲食やカラオケもオーケーとしますよということになっていると思います。それについては市民にどう周知していくのかということが1つと、あとは、感染対策をどう立てていくのか。感染指導というんですかね、オーケーですよと言ってしまうのか、どういうふうに取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○【黒澤生活環境部長】 市民周知についてはホームページ等で行ったのと、あと、結局、受付の際にやっているということがございます。そのときに、基本的な感染予防についても継続してくださいとお願いをしているといったところでございます。

○【稗田美菜子委員】 飲食とかも今回は開始しますよね。それについても同じような指導なんですか。

○【黒澤生活環境部長】 そのとおりでございます。

○【上村和子委員】 郷土文化館とか、75%で終わっているのですけれども、これがなぜ100%にならないんでしょうかね。理由がちょっと分からないので。

○【大川健康福祉部長】 すみません。もともと皆様にお配りしているその資料には、3回目の対策本部会議の内容が時期的なずれで記載できてございませんが、11月30日に対策本部会議を開催しまして、それまで郷土文化館も75%でしたが、その対策本部会議の場で100%まで緩めていくということ合意し、確認をさせていただいたということでございます。ここに記載しておりませんが、そういう経過がございました。（「そうですか」と呼ぶ者あり）よろしくお願いいたします。

○【上村和子委員】 そうしたら、郷土文化館も今は100%になっている。

それと、じゃ、体育館のほうはどうなっていますか、3回目は。

○【井田生涯学習課長】 市民総合体育館につきましても、12月1日から、機器の都合でトレーニング室の一部を除きまして、使用率は100%としている状況でございます。以上でございます。

○【上村和子委員】 ちょっとそうすると分からないのが、芸小ホールで、何というか、観客も声を出す等のイベントの場合は収容率50%というんですけど、これは何を想定されていますか。体育館でも、例えば何か試合するときには、ええとか、ああとか、おおとか、声が出ると思うんですけど、観客も声を出すというのはどういうイメージなんですかね。私はちょっと想像がつかないんですよ。観客参加型で、全員で何か歌を歌いましょうとか、そういうイメージなんですかね。

○【井田生涯学習課長】 今、委員お話があった件なんですけれども、実際のところは、正直、ほとんどないと思っておりますが、東京都の措置の内容に基づきまして、このように芸術小ホール、財団と話す中で、このようにさせていただいたという経過でございます。

○【上村和子委員】 これ実は、何か東京都から来ている変な指針か何かで、最初、芸小ホールは100%開いてもいいけど、ロビーは使っちゃいけないよみたいな、不特定多数が行くからみたいな、そのへんてこりんなルールみたいな解釈がそんな理不尽なこと、矛盾しているだろうとか言ったら、確かにそうだと言って、ロビーを使っていいですよみたいになったんですけども、何というか、私が想像してイメージができないような無理難題、観客も声を出す等のイベントといったときに想像できないです。だから、単純にそういうのはやめてもらえばいいわけで、100%できると思うんですけども、これ、あまりイメージできないものに関しては、この50%というのは必要なんですか。絶対にないといけないんですか。

○【井田生涯学習課長】 ちょっと繰り返しになってしまうんですが、ケースとしてはほとんどないとは考えているんですけども、例えば、舞台の方と観客の方が一緒に歌おうみたいな際については大声を発することになりますので、やはり100%ですと少し危険性があるということで、そういった場合は50%にさせていただいたという経過でございます。以上でございます。

○【上村和子委員】 理不尽というのは、じゃ、全員舞台に上がって舞台で歌ったらいいのかという話なんですよ。

つまり、私から見たとき、ちょっとこの規則自体が根拠が明確じゃないと思うので、混乱すると思います。例えば芸小ホールで、今、100%オープンしているときに、合唱団が舞台で例えば第九を歌うとかのときに市民の歌の合唱団が舞台の上に40人か50人立って歌を歌うというのは可能なんですよ。

○【井田生涯学習課長】 ここに全てが記載されているわけではなくて、大枠のところを市のほうで

決めさせていただいて、細かいところは、指定管理者であります財団のほうで判断していただいているというところでございますけれども、当然、舞台上に密になるような人は、例えば、先ほど、みんなが舞台に上がればいいじゃないかというようなお話がありましたけれども、本当に密になるような舞台の使い方をする場合には、芸小ホールのほうから協議の中で、例えば、やめてくれですとか、そういう話が入るというところでございます。

○【上村和子委員】 密になるというのは、どの程度が密になるのかと厳密に言ったら、根拠がなくなってくるんですよ。100%開放するということはどういうことかと。そのときに密を心がけて、マスクをして感染予防を徹底してくださいと言った後、変な数字を入れたりすると、逆に数字が独り歩きするということです。現実には、そういう形でNPO等が過剰に反応して取りやめた、せっかく年に1度のコンサートを取りやめたケースが来ています。今年も同じようなことになっています。

ですから、変な数字は不安を与えます。100%にしたときに言うべきことは、危機管理ですから、変な数字を——変な数字というか、この50%に根拠があるならいいんですよ。でも、私から見たらないから、だから、こういう数字は入れないほうがいいということです。あとは注意してください、心がけてくださいということで十分ではないかと私は思うので、これは私の意見としておきます。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、報告事項(1)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてを終わります。



○【遠藤直弘委員長】 以上で本日の案件は全て終了いたしました。

これをもって、総務文教委員会を散会と致します。お疲れさまでした。

午後5時49分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和3年12月10日

総務文教委員長

遠藤直弘